対馬市文化財調査報告書　第６集

旧金石城庭園

金石城跡保存整備事業に伴う範囲確認調査報告書（遺構編）

２０１０

対馬市教育委員会

対馬市文化財調査報告書　第６集

旧金石城庭園

金石城跡保存整備事業に伴う範囲確認調査報告書（遺構編）

２０１０

対馬市教育委員会

巻頭写真　遺跡遠望（北西から）

巻頭カラー１　文化年間の金石城絵図

巻頭カラー２　小笠原様御旅館図（文化八年幕府上使客館図）

巻頭カラー３　清水山城及び金石城絵図

序　　文

対馬には縄文時代以降の様々な遺跡が多く残り、文化遺産の宝庫と言えます。

近世に藩主が居を構えた厳原町の城下では当時の町割りが継承され、随所でそのたたずまいを実感することができます。特に今屋敷地区一帯には「対馬藩主宗家墓所」「金石城跡」「清水山城跡」という三つの史跡が近接して存在し、異彩を放っています。

市内に残る多くの史跡は近年、観光客も増加し、ますます脚光を浴びる存在となりました。

先人達より受け継がれたふるさとの歴史を再認識することは、たいへん意義深いものです。

本書は、対馬藩主宗氏の居城「金石城跡」に造られた名勝「旧金石城庭園」の範囲確認調査報告書であります。

旧金石城庭園は「心字池」として知られ、親しまれてきましたが、時代の経過とともに埋没し、いつしかその姿を失していました。

そこで、この貴重な文化遺産を次世代に継承していくため、発掘調査をし、整備復元に取り組むことにいたしました。

調査と整備は多年に渡りましたが、甲斐あって美しく当時の姿が蘇りました。

さらに、庭園史上に特筆されるその芸術的・考古学的価値は多くの専門家から高い評価を受け、平成19年には国の名勝として指定していただきました。

三史跡に加え、新たに名勝「旧金石城庭園」が誕生したことで、近世城下としての歴史的特徴はいっそう際だったと言えるでしょう。

今後、その価値を損なうことなく保護、継承し、内外に発信するよう努力していく所存です。

本調査結果が、対馬の歴史研究と文化財の保存に寄与する貴重な資料となれば望外の幸せであります。

調査に当たり、ご協力を賜りました皆様に心よりお礼を申し上げます。

平成22年２月

対馬市教育委員会

教育長　**河　合　　徹**

例　　言

1．本書は国宝重要文化財等保存整備事業補助金を受けて平成９年度から平成16年度まで実施した史跡清水山城跡ほか史跡等・登録記念物保存修理事業に伴う旧金石城庭園範囲確認調査の成果である。

2．調査は対馬市教育委員会文化財課　尾上博一が担当した。

3．調査区の遺構は株式会社　空間文化開発機構に委託し株式会社相互技研が写真測量を実施して実測図を作成した。土層断面図は尾上が作成した。

4．現場での遺構、土層の個別写真及び調査区の全体写真は尾上が撮影した。一部に対馬市教育委員会所蔵で相互技研が写真測量で撮影したものがある。航空写真は株式会社埋蔵文化財サポートシステムに委託して撮影した。

5．本書関係の遺物と図面及び写真は対馬市教育委員会文化財課が保存し管理している。

6．巻頭カラーの「文化年間の金石城絵図」「清水山城及び金石城絵図」は長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵品を撮影し対馬市教育委員会文化財課が所蔵しているものである。

7．巻頭カラーの「小笠原様御旅館図（文化八年幕府上使客館図）」は伊藤根光氏所蔵のポジフィルムを許可を得て借用、掲載した。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

8．本書は尾上が執筆、編集した。

凡　　例

1．挿図の方位は国土調査法による第Ⅰ座標系を基準とした。磁針方位は約６°40′西偏する。

2．図３は国土地理院平成20年４月１日発行１/5,000,000「日本とその周辺」を使用して作成した。

3．図４は国土地理院平成17年３月１日発行１/50,000地勢図「厳原」を使用して作成した。

4．図５は国土地理院平成18年10月１日発行１/25,000地形図「厳原」を使用して作成した。

5．写真図版の縮尺は任意・不統一である。

6．地理的階層は地域、地方、地区、地点と上位から下位に序列を付けた概念を用いる。

7．土層等の色調については小山正忠・竹原秀雄編著1999『新版　標準土色帖2000年版』農林水産省技術会事務局監修　財団法人日本色彩研究所色票監修を使用した。

本　文　目　次

第１章　事業解説……1
　第１節　事業概要……1
　　第１項　事業の背景と上位関連計画……1
　　第２項　事業の沿革と調査に至る経緯……1
　第２節　調査概要……3
　　第１項　調査の目的と方針……3
　　第２項　調査の方法……3
　　第３項　調査の経過……6
　第３節　関係機関……14
　　第１項　調査組織……14
　　第２項　整備委員会……16
第２章　遺跡環境……17
　第１節　地理的環境……17
　　第１項　位置……17
　　第２項　地形……17
　　第３項　地質……18
　第２節　歴史的環境……20
　　第１項　対馬……20
　　第２項　厳原……22
第３章　遺跡の内容と性格……25
　第１節　遺跡の履歴……25
　　第１項　金石城跡……25
　　第２項　心字池……26
　第２節　過去の調査……27
第４章　調査成果……29
　第１節　調査理念と手法、手順……29
　第２節　土層……29
　第３節　遺構……31
　　第１項　園池……31
　　第２項　園池縁辺……39
　　第３項　周辺……60
第５章　考察……73
　第１節　遺構の復元……73
　第２節　城の歴史的変遷……75
第６章　まとめ……79
付記……91

挿　図　目　次

図
1　遺構全体図及びグリッド配置図（S＝1/600）……4
2　トレンチ配置図（S＝1/800）……5
3　遺跡位置図１（S＝1/10,000,000）……19
4　遺跡位置図２（S＝1/400,000）……19
5　遺跡位置図３（S＝1/50,000）……19
6　旧金石城庭園及び周辺遺跡位置図（S＝1/12,000）……23
7　金石城跡及び旧金石城庭園配置図（S＝1/250）……23
8　H９-１～４Tr 土層断面図（S＝1/80）……30
9　園池遺構配置図（S＝1/150）……33～34
10　中島平面図（S＝1/80）……35
11　出島平面図（S＝1/80）……36
12　池北西部遺構配置図（S＝1/150）……37～38
13　石垣１、埋め甕１、石組み枡平面図（S＝1/80）……41
14　埋め甕１平面図（S＝1/40）……42
15　石垣３平面図（S＝1/80）……43
16　板石敷群平面図（S＝1/80）……44
17　側溝６平面図（S＝1/80）……45
18　雛壇状列石群平面図（S＝1/80）……46
19　池東部～南部遺構配置図（S＝1/150）……49～50
20　水路３、石垣４～11、13、16平面図（S＝1/80）……52
21　水路４、石垣４、10、17平面図（S＝1/80）……53
22　石垣10ａ、10ｂ、17ａ立面図（S＝1/60）…55
23　石垣５～８、13、15平面図（S＝1/80）…56
24　石垣５ａ、５ｂ、６、７ａ、７ｂ、８、側溝６南壁立面図（S＝1/60）……57
25　石列１～６平面図（S＝1/80）……58
26　井戸１、石垣12平面図（S＝1/40）……59
27　石垣14平面図（S＝1/40）……60
28　E～F14区水路２横断ベルト西壁、H14-１Tr 北壁、P26区水路４横断ベルト北壁土層断面図（S＝1/80）……61

29　水路２、水路５、階段遺構平面図
（Ｓ＝１/80）……63
30　水路１西半、水路２中央、石垣２西半平面図
（Ｓ＝１/80）……64
31　水路１・２東端、石垣２東半平面図
（Ｓ＝１/80）……65
32　水路１北壁、南壁立面図（Ｓ＝１/60）……68
33　水路２北壁、南壁立面図（Ｓ＝１/60）……69
34　文化年間の金石城絵図トレース……72
35　津島日記より金石故城上使小倉候旅館図……72
36　昭和57年出土側溝６、石垣Ａ～Ｄ
（Ｓ＝１/160）……72
37　池東部建物の構造図（Ｓ＝１/160）……74

表　目　次

表１　グリッド座標一覧……13

写真図版目次

巻頭写真　遺跡遠望（北西から）
巻頭カラー１
　文化年間の金石城絵図
巻頭カラー２
　小笠原様御旅館図
　（文化八年幕府上使客館図）
巻頭カラー３
　清水山城及び金石城絵図
写真
１　遺跡全景……81
２　遺跡調査前風景……81
３　Ｈ９-２Tr 北壁層断面 ……81
４　Ｈ９-２Tr 北壁 池底土層断面
（中央）……81
５　Ｈ９-２Tr 北壁 池底土層断面
（西端）……81
６　Ｈ９-２Tr 西壁 景石下土層断面
……81
７　Ｈ９-１Tr　池底土層断面
（北から）……81
８　Ｌ22～23区洲浜（南西から）
……81
９　中島（北西から）……82
10　水路３暗渠部（東から）……82
11　石垣９（南から）……82
12　水路４北半内部埋土（南から）
……82
13　石垣４（南から）……82
14　石垣４、11、16（北から）…82
15　石垣４ｃ、11、16（南から）…82
16　石垣４ａ及び遺構面（南東から）
……82
17　石垣５～９、13、16（北から）
……83
18　水路３東壁（西から）……83
19　水路３西壁（東から）……83
20　石垣６（西から）……83
21　石垣７a（東から）……83
22　H13-２Tr 遺構面（西から）…83
23　O26区水路４内堆積礫
（南西から）……83
24　Ｐ26区水路４横断ベルト北壁
（北から）……83
25　石垣17ａ（北から）……84
26　水路４閉塞部（北から）……84
27　水路４、石垣17（西から）…84
28　水路４北半（南から）……84
29　水路４南半（北から）……84
30　水路４西壁（東から）……84
31　石垣10ｂ（南から）……84
32　石垣10ｂ西半（南東から）…84
33　石垣10ｂ東半（西から）……85
34　水路４西壁裏込め（北西から）
……85
35　石垣10ａ（O26・Ｐ27区）
（西から）……85
36　石垣10ａ（Ｍ・N26区）
（西から）……85
37　井戸１、石垣12……85
38　石列１～６……85
39　水路１、２（西から）……85
40　水路１、２、石垣２（東から）
……85
41　水路１東半、石垣２東半
（南から）……86
42　水路２東端（東から）……86
43　Ｅ・Ｆ14区水路２横断ベルト
（東から）……86
44　Ｆ13区水路２板石張出
（南西から）……86
45　水路２埋め甕２（南から）…86
46　搦手門北側調査前（北東から）
……86
47　水路５、石列７（北東から）
……86
48　H16-１Tr（南東から）……86
49　H16-１Tr 西壁　築山土層
（南東から）……87
50　水路６（西から）……87
51　水路６北壁（南から）……87
52　H14-２Tr 東壁（石垣１）
（西から）……87
53　埋め甕１、飛び石状遺構
（北から）……87
54　埋め甕１……87
55　石組み枡（東から）……87
56　石組み枡及び板石景石
（南東から）……87
57　出島周辺（南東から）……88
58　Ｌ21区出島石橋下（南東から）
……88
59　側溝６（東から）……88
60　石垣Ａ～Ｄ……88
61　Ｇ24区一帯導水口……88
62　Ｇ22区一帯北岸岩盤、景石…88
63　雛壇状列石群……88
64　北岸から導水路（西から）…88
65　水路２西端、水路５（東から）
……89
66　階段遺構（北から）……89
67　石垣１、水路１西半……89
68　石垣１東半……89
69　板石敷群、石垣３、埋め甕１
……89
70　石垣14、井戸１、石垣12……89

第１章　事業解説

第１節　事業概要

第１項　事業の背景と上位関連計画

厳原(いづはら)町の今屋敷(いまやしき)付近に集中する金石城(かねいしじょう)跡、対馬藩主宗家墓所、清水山城(しみずやまじょう)跡は地理的に近接し、各々の成立理由や造営の経緯が対馬藩及び府中（厳原）の成立や変遷に深い関係があり、地域特性が表出している。この認識の下、整備、保存活用の推進に当たり、方針と方法の明確化を目的に昭和63年（1988）に専門家、文化庁、県、町による「文化財ゾーン懇談会」が開催された。当会により方針が定められ金石城跡を国指定史跡とするとともに他史跡と一連のものとして整備する計画が具体化された。平成３年（1991）３月に厳原町（当時長崎県下県郡厳原町）は「海と山につつまれた歴史と文化の交流の都市」を町の将来像に掲げる「第３次厳原町総合計画」を取りまとめ、実現に向けて５つの戦略課題を設定した。うち「日本の伝統文化を大事にするまち（地域の個性と魅力の形成）」は懇談会で検討した史跡整備構想を前提としたもので、以後３史跡を含む町内の文化財を基にした街作りを推進することになる。

現在、城内入口に建つ櫓門は平成元年（1989）12月から同２年10月にかけて「自ら考え自ら実践する地域づくり（ふるさと創生１億円）」事業で復元したものである。これを引き継いだのが地域総合整備事業債の適用を受けた「地域づくり推進事業」で、平成２年度から平成４年度までの３カ年に渡って実施された。この事業内では「自然と歴史を活かしたまちづくり」を目標に３事業が計画された。その中の一つが「城下町厳原拠点整備事業」である。金石城跡の「心字池(しんじいけ)」一体を公園として整備して城下町の史跡分布地域の核にするという内容だった。当該事業により櫓門から心字池までの区間に公園部を設け舗装路を通す工事を行った。同時に心字池の周縁に園路を廻し、公園部から続く街灯を配置している。工事中に城跡北西隅の櫓門跡から石敷き遺構が発見され、同年７月から９月にかけ緊急に確認調査を実施し、石敷き遺構や石垣を検出した。平成７年（1995）３月には重点的施策として「厳原町『夢づくり構想』」を取りまとめ、「対馬藩主宗家墓所等周辺整備事業」を掲げて具体的な史跡群の保存修理・整備・活用計画を策定した。同時に「地域振興戦略プロジェクト」も掲げ、史跡に隣接する既存の郷土館や利用地を活かした対馬歴史博物館整備も併せて取り組むべき課題として目標を設定した。

こうして厳原町市街地における史跡その他の文化財を対象に「いづはら歴史と自然の博物園」構想に基づき、町は国、県、専門家とともに史跡整備と動線・連絡路等環境整備を進め、清水山城跡ほか史跡群は特筆すべき文化財及び主要観光地として周知され、来訪者は増加することになった。

第２項　事業の沿革と調査に至る経緯

厳原町は昭和48年（1973）２月26日に町指定史跡となっていた金石城跡周辺の整備を町の振興計画に据えていたが、町教育委員会は平成３年（1991）７月に改めて金石城跡周辺整備計画案を長崎県文化課に提出するなど遺跡の整備計画を進めていた。その後「城下町厳原拠点整備事業」に伴う工事中の平成４年２月に、指定地北西部の櫓跡で石敷き遺構が発見された。これを受け、同年７月１日～12日と、８月24日～９月２日まで厳原町教育委員会が主体となり460㎡を緊急発掘調査した。その結果、

東西櫓跡と中央の石敷き、長さ60尺、幅６尺の石垣が遺存することが明らかにされた。平成４年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金を受け、万松院（ばんしょういん）が「対馬藩主宗家墓所保存修理事業」を実施し、山門の解体修理（第１期）に着手した。平成５年度からは厳原町が事業主体となり、「対馬藩主宗家墓所外保存修理事業」と名を変え、解体修理を継続した。同時に事業において対馬藩主宗家墓所等保存整備委員会を設置し、金石城跡、清水山城跡を含む３史跡を対象とした整備のための具体的な検討を開始する。平成５年（1993）９月に開催された第１回委員会で金石城跡については庭園を中心として全体を整備していく方向性が明確化され、３月の第２回委員会で整備に向けた発掘調査の方針が定められた。整備委員会等での協議を経て、各史跡の整備は相互の関連性の深さから、周辺環境を含めて一体的に進めるように包括した一事業として整理され、平成６年度に「史跡清水山城跡ほか保存修理事業」の名称で新たな出発を遂げた。ここに整備基本計画の策定と保存修理工事の実施が始まり、以降、清水山城跡の石垣修理と対馬藩主宗家墓所の玉垣等修理に取り組む中、平成８年３月に史跡対馬藩主宗家墓所等保存整備基本計画書を刊行して整備の方針と計画を明示した。また町は史跡整備事業の開始に向けて国と県の指導の下に金石城跡の国指定史跡化作業を進め、平成７年３月28日に晴れて指定を受けた。

整備基本計画で設定した基本理念は次の通りである。「厳原町の21世紀に向けての効果的まちづくりを前提に、対馬を代表する歴史的文化遺産やそれをとりまく自然環境が、これら遺産と一体となって形成される地域固有の歴史的風土、景観等を保存し、かつこれらの有する価値を顕在化し活用すること。」基本計画は史跡の所在する市街地を対象としてゾーニングを行っている。金石城跡はモニュメントゾーン（文化財保存活用ゾーン）に位置し、金石城跡エリア（国指定史跡金石城跡及び周辺地）に区分され、系統的な発掘調査によって遺構を解明し、保存及び活用整備を経た一般公開を目標としている。城内は５地区に分かれ、心字池は城門・庭園地区に分類される。発掘調査の成果に基づいた心字池を中心とする庭園跡の環境整備を図るとともに、城門跡遺構についても可能な限り復原整備に努めることを整備方針として定めた。平成９年度から金石城跡「心字池」の範囲確認調査を開始した。基本計画に沿って庭園部分を対象に平成16年度まで継続した。平成11年度から同13年度まで土砂掘削など埋め立て土の除去により整備の予備工事に取りかかり、14年度から景石据え直しや水路の保存修理といった本格的な整備を開始した。植栽及び園路舗装、学習施設整備等を平成19年度まで実施し翌20年度から供用開始となった。なお主幹事業は平成20年度から３史跡が分離して「史跡「金石城跡」史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」となった。

心字池について調査及び整備中から整備委員会では名勝指定にふさわしい庭園であるとたびたび指摘されてきており、整備工事も名勝となることを前提とした内容を取っていた。平成18年５月１日に市教育委員会に文化財課が発足したことを契機として具体的な申請作業に取りかかり、同年７月５日付けで申請すると、11月17日に文化審議会による答申を受け、平成19年２月６日に「旧金石城庭園」として名勝の指定を受けた。

第２節　調査概要

第１項　調査の目的と方針

心字池の整備と調査は平成５年度に始まった整備委員会で方針が定められてきた。

城内における過去の調査から、16世紀代の遺構と重複している可能性が高く、心字池との識別を明確にする必要性は当初から指摘されてきた。そのため発掘調査では中世の国分寺と古代の島分寺の存在も視野に入れて進めることが前提とされた。ただし心字池に関連した遺構を破壊してまで下層を掘ることはせず、影響のない範囲で探ることとした。なお対象地は心字池だったが、屋敷との関係を探るため現グラウンド部分の調査も検討された。しかし最終的にはグラウンドの調査は、体育館の移設と同じく将来の目標ということになり、対象は心字池に絞ることにした。事業の目的は心字池の復元と整備であり、調査はこれに必要な情報と資料を収集するために実施される。設定した調査の手順と目標は以下の３点。１）まず園池の位置と範囲を確定させる。２）次に庭園の範囲と構造を明らかにし、３）さらに城の施設との関係を確認する。発掘に際してはa）築庭時期の確定、b）変遷の復元、c）構造・意匠・技術の分析の３点を究明すべき課題とした。当該発掘調査は整備復元に必要十分な情報と資料を得るために実施するものであり、庭園の解明を目的とした学術調査ではないことが前提である。これを確認した上で以下の２点を方針とした。イ）課題究明のために行うトレンチ調査など遺構に直接影響を与えるような掘削、裁断などは最小限に止める。ロ）築庭時期と異なる時代の遺構でも復元整備に支障がなければ現状保存する。

第２項　調査の方法（図１、２、表１）

調査区全体を覆うように適当な国土座標に沿った直交する縦横軸で５ｍ間隔の升目を設定した。地上には景石と考えられる巨石と築山が見えていたものの、庭園に付随する屋敷などの建造物はなかったため、遺構を基準とした固有の局地座標系を設定しての調査は行わなかった。便宜的に東西方向のX座標軸を横軸とし、Y座標軸を縦軸とする。５ｍ間隔の横軸にそれぞれ北から南に向けてAからQまでのアルファベットを振り、縦軸に西から東に向けて10から30までの数字を振った。この升目を「グリッド」と称する。略号は「Gr」。グリッドを設定する際の基準点はＴ１～Ｔ５を基準としている。グリッドの交点の座標は別表の通り。１辺５ｍの正方形がグリッドの１単位である。グリッドの交点はアルファベットの次に数字を付けて呼称する。同時に基準点の意味で「ポイント」と呼び略号を「Pt」とする。各ポイントは「Pt」を末尾に付けて記述する。すなわちA軸と10軸の交点は「A10Pt」である。１グリッドは四隅にPtがあるが、このうち北西部をその名称とする。A軸とB軸、10軸と11軸の交点は北西部から時計回りに「A10Pt」、「A11Pt」、「B11Pt」、「B10Pt」であるが、この４点で作られるグリッドが「A10」であり、末尾に「区」を付けて「A10区」と呼ぶ。縦軸に囚われず広く東西に広がる範囲を示す場合は「A区」や「B区」と表現する。同様に南北に広がる範囲を「１区」や「２区」と表現する。調査ではこのグリッドを基準とし、地形の変化や遺構の配置を考慮してトレンチを設定した。トレンチの記述表現は年度ごとの調査によって異なっていたが、本報告をまとめるに当たり整理した。略号は「Tr」。調査年度の数にハイフンで番号を接ぎ、略号に冠して記述する。たとえば平成13年度調査の第２トレンチは「H13-２Tr」など。

なお、過去の城内での調査で付けられたトレンチや地区の呼称は混同を避けるため当時の呼称に

点名	T1	T2
X座標	133253.310	133194.676
Y座標	-19590.988	-19568.153
Z座標	14.644	12.259

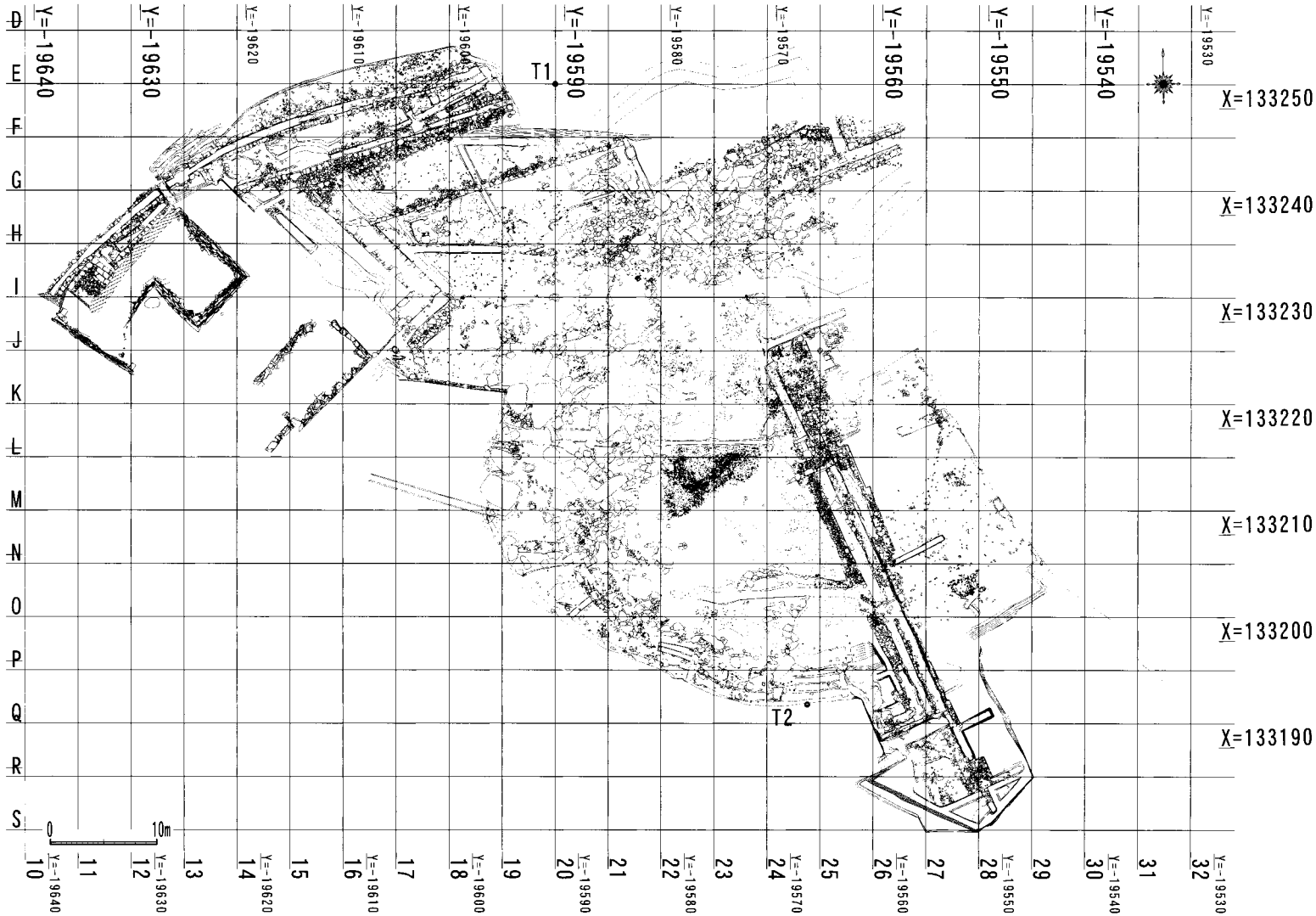

図1　遺構全体図及びグリッド配置図（S＝1/600）

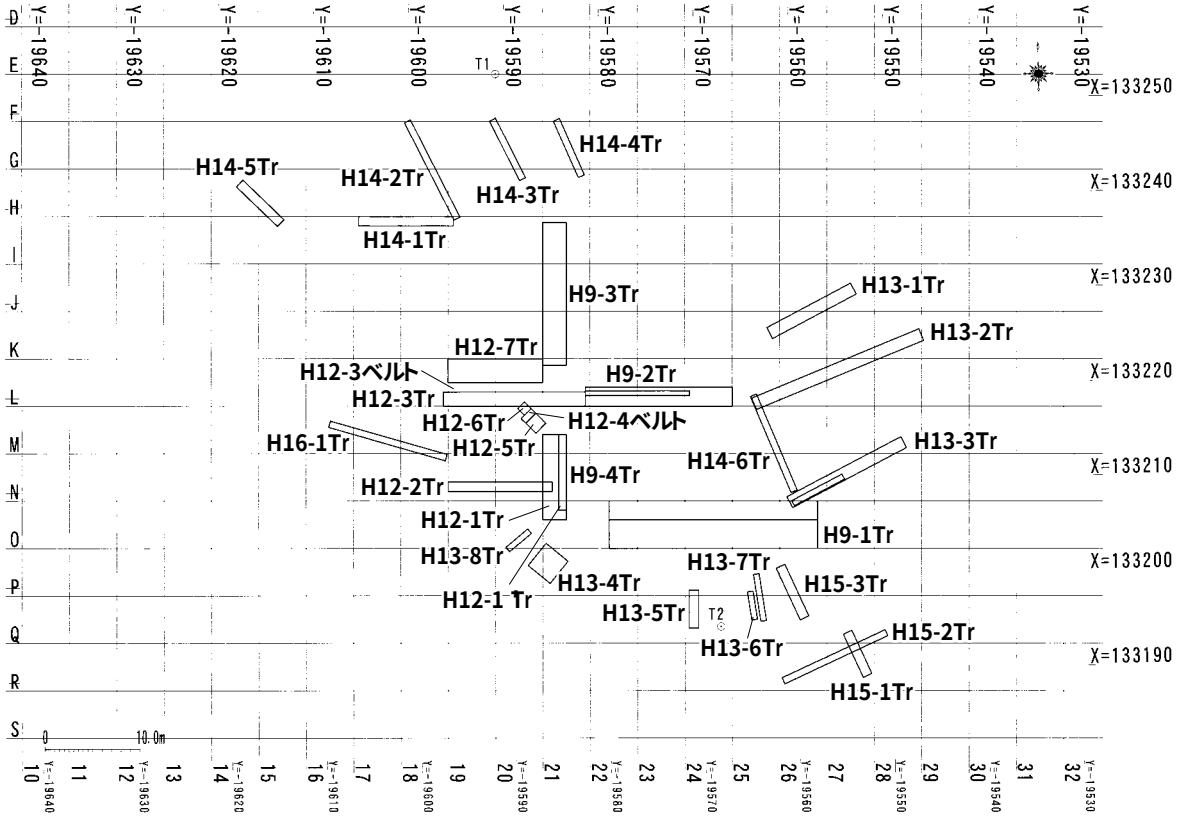

図２　トレンチ配置図（Ｓ＝１/800）

カッコ付きで記す。土層については算用数字で上位から下位に割り振り、細分する場合は英小文字を用いた。たとえば「１a 層」と表記する。トレンチごとに記述する場合には個々の名称記号にハイフンで続け、「H13- ２Tr- １a 層」などと表す。調査地は大きく三つに区分し、貯水部を中心とする一帯を「園池」、園池から立ち上がった縁辺部を「園池縁辺」、庭園の外側を「周辺」とする。ただし園池を略し単に「池」と書く場合もある。また各地区内の部分は方位によって「池北部」や「池南部」と表現し、より限定した範囲については「池東端」や「池西端」のように呼称する。ほかに個別の遺構名称や庭園の構成属性も併用して記述する。

調査以前から調査地に景石らしきものは見ていたが、園池の位置や範囲、周囲の関連遺構については不明だった。文化年間に作成されたという県立対馬歴史民俗資料館所蔵の金石城絵図に園池が表現されていたので、大まかな位置と形状はこれを参考とし景石と思われる遺構で現地の目処を付けた。まずトレンチで遺構の有無と覆土を調べ時期の判別を行った。次に判明した遺構の位置と遺存深度を基準に面的に調査範囲を広げ園池の範囲を探査した。調査地は近現代の造成土が厚く堆積していたので、人力で精査しながら油圧ショベルで掘削して排出し遺構検出を目指した。

第３項　調査の経過

１．平成９年度

⑴　期間　平成９年（1997）９月18日～10月24日

⑵　面積　236㎡

⑶　成果　表土以下の土層堆積状況を確認。園池底面の検出と構造を確認。出島の築山と景石の関係を一部把握。園池の東に２箇所南北方向に伸びる石組みの水路を検出。

⑷　経過　９月18日から22日まで調査区の草刈りと清掃、調査器材の搬入及び整備。24日から機械と人力を併用して調査に移る。40×２ｍ（Ｈ９‐３Tr・４Tr）、36×２ｍ（Ｈ９‐２Tr）、42×２ｍ（Ｈ９‐１Tr）の３本のトレンチを設定。後にN21～26区に幅５ｍで１本を追加。地下の表土や近現代の客土を除去し下層を調査。表土下は黒灰色の粘質土（潟土）で幕末から昭和の遺物が出土。Ｈ９‐２Tr東端で石積みの溝を検出。Ｈ９‐１Trの東端では溝と平行する石垣も発見。Ｈ９‐２Tr東端の溝は幅50㎝、深さ30㎝、Ｈ９‐１Tr東端で検出した溝は幅110㎝、深さ60㎝で規模が異なる。水をポンプアップして調べたところ両者が連続している可能性が高いことが判明。10月14日から池底を掘り下げ構造解明に努める。結果３種類の粘土を多層に敷いて作られ表面に玉石を貼っていたことが分かった。出島の築山と池の造成土との関係を調査。景石は中世の遺物包含層の上に黄色土を２層重ね配置していた。17日に調査区全景と土層写真を撮影。翌日から池底の玉砂利敷きの検出と清掃に移り、調査区の測量、土層断面図及び石積み溝の立面図を作成。写真撮影して10月24日に調査終了。10月31日に調査区と遺構の清掃をし整備委員会委員による実見。11月17日から土嚢による遺構保護と調査区の埋め戻しを開始。18日に終了。

２．平成10年度

⑴　期間　平成10年（1998）８月27日～11月25日

⑵　面積　500㎡

⑶　成果　池底の全面で玉砂利敷きを確認。池北部に石垣遺構と石垣構造の側溝を検出。

⑷　経過　８月27日から調査区の草刈りを開始。31日に調査区の設定。H21、H26、L26、L21区を４角とする20×25m（H～K21～25区）。９月１日から表土剥ぎを開始。池内部の土層の精査を実施。池内部の遺構検出と昨年度出土した石積み溝の全体像把握を目的とした。グリッド各地点での精査を終え、14日から攪乱された埋土の除去に移る。トレンチで確認している土層を手掛かりに近現代の客土を除去し、遺構を探査する。J22区に見ていた立石の下部構造を露出させた。円形に石を配置して隙間にアマカワを貼っている。厳原中学校で用務員を務めていた福島氏によると「庭師の田中氏が昭和36年（1961）に池が寂しいからということで作った」とのこと。遺構と土層の関係を精査し明治以降現代までの層に築かれていることが出土遺物から判明していたこともあり、高瀬氏の指導を受け撤去することにした。池内部の堆積土から出土する遺物は大半が明治以降のものであり江戸時代の遺物はあまり見られない。このことから江戸時代は管理が行き届いていたが、放棄された明治以降に土砂が堆積していった結果だと推定。10月５日にK23区南壁及びJ～K22区東壁の土

層断面図を実測。作成後にベルトを除去、大石が出土。８日に高瀬氏が視察。池底の版築以下の層が自然堆積か確認することという指示を受ける。K24区で昨年度出土していた幅50㎝の溝状遺構の範囲を確認するため北に調査区を広げる。結果、北で幅１ｍになることが分かった。内部には人頭大の石が大量に入る。14日、61年当時の石垣を除去。溝状遺構の調査を続行。I24区で東に直角に折れることを確認。I～J24区に２条の石列を検出。さらに周辺を精査し新たな石垣を見つける。清掃し30日に全ての石垣・石列を撮影。11月３日から石垣の実測開始。遺構の撮影を挟みながら実測を続け、６日に機材を片づけ、作成した土嚢で遺構を保護して25日に全行程を終了した。

３．平成11年度

⑴　期間　平成11年（1999）年９月27日～平成12年（2000）１月28日

⑵　面積　450㎡

⑶　成果　池東半部の形状を把握。東部に南北に走る水路と暗渠を検出。中島を露出。

⑷　経過　９月13日から調査区の草刈りを開始。18日から調査区の設定。21日から高瀬氏の指導の下に進行計画を立て、前年度の検出状況を検討しながら覆土の除去を始める。L～M23区に幅１ｍでトレンチを設定。掘り下げに伴い下部に池底面と思われる玉砂利を検出。M23区にアマカワを貼った石垣を発見。石垣は近代の築造。L23～24区南部に幅１ｍでトレンチを設定。M23、24区の大石を除去。各トレンチの掘り下げを続行。M23区に溝状の遺構を検出。M23、24、N23区の掘り下げにより石垣の背面を精査、裏込め様の石と石列を検出。J25区を掘り下げるとともにJ24区の大石を除去。クレーンで昨年度露出させていたI～J21～22区の中島に据えられていた石も撤去する。N23区の地下に残っていたコンクリ製の側溝を露出させる。ブレーカーで破砕。I25区を掘り下げ、近世以前の築造と考えられる石垣を検出した。続けてI25、26区を調査。油圧ショベルでL23、24区の表土を剥ぐ。昭和36年当時の石垣が出土。N～P23～24区を油圧ショベルで平成９年度調査のトレンチ底面まで掘り下げる。L23区で池の底面を検出。L24区南半の表土を剥ぐとともに石垣の検出に努める。裏込めが出土。O23区北端で東西方向に不整に並ぶ大石を検出。1961年当時の石垣は写真撮影後に油圧ショベル等で撤去した。この下に堆積する灰褐色礫混土は池の版築土より下に位置しており、池の構築に伴う埋土であると考える。L、M区で、赤土で作られた池底を検出した。赤土の広がりは緩やかな曲線を描いており、版築がない箇所は中洲状になっていたと考える。池の南端部を確認。池の東側に作られた南北方向の暗渠水路、開渠水路を全て検出。12月２日から調査区の全景写真撮影準備に掛り、12月３日に撮影し、調査を終了。その後遺構保護のための土嚢作成。12月20日から平成10年度調査区の遺構を保護していた土嚢を除去。写真測量の準備と清掃に入る。平成12年１月17日、18日の２日間で全調査区を対象に遺構の写真測量。19日から土嚢の積み込みによる遺構保護作業を開始。併せて機材の整理撤収に着手。28日に全行程を終了した。

４．平成12年度

⑴　期間　平成12年（2000）年７月24日～10月３日、11月14日～12月15日

⑵　面積　400㎡

⑶　内容　池の縁辺を検出し平面形態を把握した。石橋の架かる出島状遺構の構造を解明。

⑷　経過　７月24日から調査機材の準備と、調査区の草刈り及び土嚢撤去を開始。27日に基準杭の設置と調査区の設定。また表土剥ぎを始める。８月４日に表土を剥ぎ終えた状況を写真撮影。同日M～N21区に幅２ｍでH12-１Tr（当時「Ａトレンチ」）を設定。７日から掘り下げ開始。８日にM19～21区に幅１ｍでH12-１Trと直交する東西方向のH12-２Tr（当時「Ｂトレンチ」）を設定。10日、K19～21区に幅50㎝のH12-３Tr（当時「Ｃトレンチ」）を設定し11日から掘り下げ。各トレンチを掘り下げながらベルトを残して土層を観察しながらグリッド内での調査範囲を拡張していった。K20区で池の立ち上がりと地山を確認し、L21区では幅55㎝の溝状の遺構を検出した。溝状遺構はL20～21区の石橋の下を走っており、K21区の出島を池の縁辺部から切り離している。９月16日に高瀬氏と現場で課題及び検討点を協議した。溝状遺構が見つかった出島部分は、絵図では張り出した陸地として表現されているが、池が埋没する近代以前には石橋から先は分離した島状であったと言える。出島には石橋や景石より下位に淡灰白色の土が表面に貼ってあることが分かった。検出した遺構を撮影し、各トレンチの土層断面図を作成、撮影した後、９月29日から機材の整理を行った。10月３日には本中氏と副島氏とともに現場を視察して当年度の調査成果を整理し、課題を検討、討議した。この検討を受けて、池の導水部を調べるため周縁地区北部のG23～24区に調査区を拡張し、11月14日から追加調査を始めた。掘り下げに伴い大石と石垣が出土した。積み方や石材、下部の堆積土に含まれる遺物、包含していた埋土などから石垣は近現代以降の築造と判断した。12月13日に調査区内の洗浄と清掃を行い全景を撮影した。機材を撤収し排土搬出を始め、12月15日に全行程を終了。なおH12-３ベルト＝Cベルト、H12-４ベルト＝Dベルト、H12-５Tr＝Eトレンチ、H12-６Tr＝Fトレンチ、H12-７Tr＝Gトレンチ。

５．平成13年度

⑴　期間　平成13年（2001）７月25日～平成14年（2002）１月11日

⑵　面積　800㎡

⑶　内容　池北部の構造を把握。同時に昭和57年出土の側溝６を検出。文化年間図との対比が可能となった。南岸～西岸の縁辺・陸地部を検出。池の水面高を9.6～10ｍに比定。

⑷　経過　７月25日から調査区の草刈り。26日にグリッド設定、掘り下げ開始。周縁地区北部を対象とする。高瀬氏30日に到着、指導を仰ぐ。N21区の大石が原位置を保つ庭園の景石なのか調査。結果、築庭から一定期間経過した後に置かれたか、原位置を逸して現在の場所に落ちたかのいずれかであることが判明。北部の調査は青灰色の泥を掘り下げて進める。産業講習所の遺構が随所に見られる。青灰色の堆積土の下は岩盤が広がる。産業講習所時代の攪乱土を取り除きながら調査を進める。９月12日にI20区に検出していた中学校当時の

石垣を撤去。17日にはM20、N21区の石垣を撤去。18日、F24区とその北東部一帯で57年の調査で出土した石垣を検出。G24区の石垣も同調査で検出したものと判明。これらの石垣が連続する遺構を追跡しつつ、F23区やE24区など周囲の掘り下げを進める。F23区にある石垣の一部を精査すると、岩盤を丸く刳り抜いた所に石材を配置し、石と土の混合土を裏込めにしていることが判明。裏込めから分銅が出土。10月５日、F24～25区の産業講習所期の石垣を撤去。この一帯に堆積する茶褐色～黄白色土を掘り下げ、池泥を探す。57年出土の側溝６に沿って産業講習所期に道路が敷設されたことが判明。つまり大正期まで城の建物遺構が地上に露出していた可能性がある。これらの調査で周縁地区北部は大正期に攪乱されたことが明らかになった。10月29日からI～M25～28区に園池東方の暗渠・開渠水路に直交する幅1.3mのトレンチを３本設定し調査開始。I27、J25～26区がH13-１Tr、J28、K25～27区がH13-２Tr、L28、M26～27区がH13-３Tr。30日にH13-２Trをほぼ完掘。水路の石垣天端と同レベルで白色土を検出。11月１日にH13-２Trで近世の遺構面を検出。８日、園池西岸の立ち上がり検出のため精査。立ち上がりの変換点まで赤土が貼られ、陸地は黄褐色土。M～N21区の中学校時石垣の裏に石列を発見。12日から池南岸の精査。13日、園池南端の立ち上がりを調べるためO21区にトレンチを設定。14日、P24～25区に南北方向のトレンチを設定。15日にO26区の水路延長線上にトレンチを設定。P24～25区は大きく攪乱を受ける。21日、景石の配置などから汀線を検討。標高9.6～9.7mが妥当か。池南岸一帯を精査しながら撮影していく。28日から再度側溝６周辺を調査。O21区でM～N21区の石列に連なるような石垣が出土。30日までに調査を終え、各所の撮影。12月18日、本中氏、副島氏に現地で調査指導を受ける。19日、調査区全体の写真測量と調査終了状況の撮影を実施。全行程を終了。

６．平成14年度

⑴　期間　平成14年（2002）８月１日～平成15年（2003）３月10日

⑵　面積　920㎡

⑶　内容　池北部に２本の水路を検出。平成４年度調査で出土した石垣の続きを発見。近接して埋め甕１、飛び石状遺構、景石を検出。池東部で基壇状遺構、井戸１、石垣を検出。

⑷　経過　８月１日から調査区の草刈りと土嚢作成。９日、H18区にトレンチを設定（H14-１Tr）。H軸から南に１mの幅。掘り下げ開始。19日、H19～20区にトレンチ延長。H18区に南面する石垣を検出。ほぼ東西に並ぶ。F13～14、G14～15、H15区にトンレンチ設定（H14-５Tr）。櫓台石垣の横。４年度調査で出土した鍵形遺構に平行に配置。20日、H17～19区のトレンチ北壁の土層実測。F13～14区のトレンチを拡張。21日に拡張部で石垣の天端が出土。22日にはその石垣の表側に平行する水路状の石垣が出土した。F14区では鍵形遺構の続きが出土。23日以降の調査でF13区の水路状石垣はE14区に続く水路（水路２）であることが判明。水路内は瓦を多く含む茶褐色土が堆積する。その下層は包含物が少ない砂や砂利で構成される層。水路を造る石垣は根石を置かず赤土の上に積み上げて作っている。路床も赤土だったようだが、水流で削られてU字に窪む。９月３日から水路の内外を清掃

し、４日に検出状況を撮影。５日から園池内部の草刈り。終了後調査区一帯の草刈り。10月３日に油圧ショベルで表土及び埋土の掘削除去。７日から重機と並行して人力掘削を実施。F16区に水路（水路１）を検出。４年度調査で約５ｍを除去されていた。表土掘削で確認されていたＧ区の石垣（石垣１）を検出開始。この石垣はF21区では構成の土管で破壊されている。F20区とF21区にまたがる内法１×1.5mの石組みを長方形に囲った遺構（石組み枡）が見つかった。炭化物や焼けた木材が土に混じって堆積する。９日にG21区で長辺を上にして立つ板石を検出。池に正対する。その北の少し高い位置にも同様の板石がある。10日からH～I19区を掘り下げ開始。板石や石が並んで出土。17日にG17区で口縁を上にした埋め甕１を検出。G17～18区の土は玉砂利が混じり、粘性はないが固く締まる。茶褐色土の上に５㎝大と１㎝大の２種類の玉砂利を敷き、30㎝四方の板石を飛び石状に３枚東西に並べ、その西に埋め甕１をする。22日、池の水面高調査のため測量。23日からJ19区で景石検出作業。24日からはJ17区の調査も実施。板石敷群を検出。30日からI～J18区掘り下げ。11月５日からはF～G18～19区の各出土遺構周辺を精査。F16～17区で水路１の南に石垣を発見。水路との平行線からはややずれる。11日水路２の土層註記。19日以降の調査で水路２は築造時期の異なる石垣と切り合っていることが判明。清掃し21、22日にE～J13～21区の遺構出土状況の撮影。写真測量は22、23日に実施。25日から遺構を土嚢で保護し重機搬入路確保のため調査区を埋め戻し。28日からは園池の東（町民グラウンド西側）のJ～O25～28区を調査開始。表土掘削を終え12月６日から遺構検出に移る。11日にN27区に近接する石垣（石垣12）と井戸１状遺構（井戸１）を検出。清掃後13日に出土状況を撮影。19日からJ～K区とL区の一部の調査に移行。石垣を検出（石垣14）。24日町民グラウンド西側全体を精査。K～L25区に幅60㎝でトレンチ設定（H14-６Tr）。後に南に延長。ここで確認した石垣（石垣４a・４b）は平成12年度に検出した石垣で構成される遺構に連続することが想定された。平成15年１月16日、清掃し写真測量を実施。終了後調査区を保護。２月28日、水路４aとその北に出土している遺構との関係性を明確にするため追加調査。既出の遺構も精査する。結果、石垣４aは石垣11と連続することが明らかになった。終了後遺構を保護し３月10日に全行程を終了。

７．平成15年度

⑴　期間　平成15年（2003）６月１日～12月24日

⑵　面積　350㎡

⑶　内容　池北部検出の水路２本の端部を確認。池東部の開渠水路を全て検出し端部を確認。

⑷　経過　平成15年６月１日から調査区の草刈りを始める。搦手門の東をA調査区、園池南部をB調査区とした。A調査区は水路２の東西。B調査区では水路４の延長線上を調査。４日からA調査区掘り下げ開始。攪乱土を除去。F13～14区で水路２の続きを検出。搦手門の石垣は北の斜面まで連続して伸びているが石の積み方や大きさが途中から変わり、黒～茶褐色土の上に乗る。後世の積み足しか。D～E16～18区の表土剥ぎ。11日、E16区で水路２の天端出土。E17区はコンクリの基礎でほぼ一面が攪乱されていることが判明。E17区と

E18区の境界付近に水路１の石垣が部分的に残る。出土状況から水路１と水路２は本来ほぼ同レベルだったと判断した。26日、D18区で水路２の北側に天端とほぼ同レベルに岩盤を確認。７月４日、水路２の内部掘り下げ。16日、水路１、２の内部掘り下げ。底面検出作業実施。17日、おおよそ底を検出。F12～13区の水路２北壁はひさし状に石垣上部が内側に張り出す。G～H12区にトレンチ設定。幅３ｍ、長さ5.1ｍ。28日、F12区にトレンチ設定。水路２北壁の背後は石敷きになっていることが分かった。G～H12区トレンチで石を大量に含む黄色土を検出。８月６日、F12～13区の水路２を床面まで検出後に撮影。天端石と下部の石垣との間には土が堆積する。７日から全体写真撮影に向けて清掃。12日に撮影。草刈りを経て21日から調査区各所の未掘部分を追加調査。F14区で水路１南壁の下位に新たに石垣を検出。22日、前日出土した石垣はさらに西に伸びる。水路１とは平行ではない。28日までにB調査区のP25～26、Q26～27、R26～28区で油圧ショベルによる土砂掘削工事を実施。R27区で中学校時代の道路が出土。29日、P26区一帯で遺構面と水路検出に努める。９月１日土砂掘削完了。A調査区の空中写真撮影の準備を開始。２日からB調査区のグラウンド側を人力掘削開始。４日、A調査区の空中写真撮影実施。同日午後からB調査区グラウンド側を掘り下げ続行。P26区で開渠水路（水路４）上に堆積する礫層を精査し露出。８日から水路４南方で３箇所のトレンチを設け掘削開始。P～Q27・R28区のトレンチ北部（H15-１Tr）で水路４に直交する方向に築かれた石垣らしき遺構を発見。石垣の一部は板石を使い北側は土が堆積し南側は人頭大の石が堆積。石垣の全体像を探るためP～Q26区に東西方向のトレンチを設定。この石垣の南方にも石列が見つかり、さらにトレンチを設定して調査。17日、Q26区の西に石垣の続きを検出。18日、P26区南西隅で東あるいは西に面する板石を検出。27日、Q26～27、R27区の掘り下げ。R27区で複数の石列を発見。30日、R27区の石列を精査。O26区とP26区の境界で池川に面を持つ石列を検出。追求のためP26区に南北方向のトレンチを設定し調査（H15-３Tr）。10月７日、各トレンチの土層実測のための割付。８日から遺構のレベル測定と土層の観察。10日、O26～27区の石垣立面図作成のための割付と実測。15日、P26区のベルト北壁の土層断面図実測開始。21日、P26区の掘り下げ。O26区の水路４上の石を写真撮影後に除去。R28区周辺精査。24日、水路内の石をほぼ全て取り除く。11月12日からP23区で池の排水口探査開始。13日に金石川に出ている排水用ヒューム管に繋がっていると思われるコンクリ製排水溝を検出。14日には遺構面の茶褐色土を検出。17日、精査を開始。玉砂利を敷いた遺構面を検出し、完掘状況を撮影。18日、P26区の精査。21日から東面する板石周辺を調べる。26日、P26区のベルト北壁を写真撮影。28日、土色等註記。12月１日、O26区のベルトを外して調査。水路４の底まで掘り下げ。P26区の石垣を追加実測。２日、P26区のベルト除去。石垣実測続行。３日、水路４の底面検出。９日、P26区で出土していた、水路４を閉塞する東西方向の石垣と直交する南北方向の石垣は西面することを確認した。付近に陶器皿出土。10日石垣実測。12日、調査区の全体写真撮影。またA調査区の石垣を写真測量。13日、B調査区の写真測量実施と完掘状況の撮影。15日、P26区で出土した陶器皿の出土状況を実測。取り上げ。P～Q27区の精査と出土した石垣の撮影。24日、コンパネで

水路４の保護。他の遺構も保護し、調査の全行程を終了。

８．平成16年度

⑴　期間　平成16年（2004）７月１日～８月20日、平成17年（2005）３月２日～３月７日

⑵　面積　83.75㎡

⑶　内容　搦手門櫓石垣北部で２時期の水路と櫓台に付属する階段状遺構を検出した。池西部の築山が庭園本来の遺構であることを確認した。

⑷　経過　７月１日から調査区の草刈りを開始。８日、ベルトコンベアーの足場設置。９日、ベルトコンベアー設置。12日搦手門櫓台北西部の掘り下げを開始。G～H10～12区。堆積する土は現代のゴミが大量に混じる。13日から油圧ショベルで客土を除去。15日、搦手門櫓台に繋げて作った後世の石垣をほぼ撤去。16日客土除去と石垣撤去を続行。終了後遺構検出作業。櫓台に接する階段遺構を検出した。20日以降、客土除去と調査を続け、21日に客土の隠れていた櫓台の石垣が露出する。清掃と客土除去後の撮影をし、23日から階段遺構の精査に入る。ベルトコンベアー搬出。24日には足場も撤去。27日には階段遺構を全て検出。水路２を確認。30日に階段遺構は４段面までであることを確認。８月２日から水路２の内部掘り下げ開始。階段遺構の上から３段目付近以西は水路２の幅が狭められている。掘り下げにつれて内部から大量の瓦が出土した。４日、金石川に開いていた排水口まで掘り通す。10日に水路の床を完全に検出した。両側壁の清掃を実施。H11区における水路内堆積土の土層断面図を作成。11日に土色・土質を記録しベルトを取る。L16～17区の築山に幅70㎝でトレンチを設定（H16-１Tr）。築山の築造時期を確認する目的。12日、G12区で搦手門櫓台と平行な石列を検出。さらに精査すると、対面する石列も存在することが分かり、水路であることが明らかになった。31日、16-１Trの完掘状況を撮影。９月２日、16-１Trの土層を観察し、土色・土質を記録。搦手門付近と築山の調査を終了。平成17年３月２日からG17区で平成14年度調査において出土していた埋め甕１の内部を調査。堆積土を観察しつつ掘り下げる。土壌分析に掛けるためのサンプルを採取。７日に終了。以上を以て当該年度の全行程を終了した。

点名	X 座標	Y 座標	Z 座標
T 1	133253.310	−19590.988	14.644
T 2	133194.676	−19568.153	12.259

点名	X 座標	Y 座標	点名	X 座標	Y 座標	点名	X 座標	Y 座標
D14	133258.813	−19620.897	H14	133238.818	−19621.233	K27	133222.729	−19556.501
D15	133258.729	−19615.898	H15	133238.734	−19616.234	L16	133218.655	−19611.572
D16	133258.645	−19610.899	H16	133238.650	−19611.235	L17	133218.571	−19606.573
D17	133258.561	−19605.900	H17	133238.566	−19606.237	L18	133218.487	−19601.574
D18	133258.477	−19600.901	H18	133238.482	−19601.238	L19	133218.403	−19596.575
D19	133258.393	−19595.903	H19	133238.398	−19596.239	L20	133218.319	−19591.577
E12	133253.983	−19630.978	H20	133238.314	−19591.240	L21	133218.234	−19586.578
E13	133253.899	−19625.979	H21	133238.230	−19586.241	L22	133218.150	−19581.579
E14	133253.814	−19620.981	H22	133238.146	−19581.243	L23	133218.066	−19576.580
E15	133253.730	−19615.982	H23	133238.061	−19576.244	L24	133217.982	−19571.581
E16	133253.646	−19610.983	H24	133237.977	−19571.245	L25	133217.898	−19566.583
E17	133253.562	−19605.984	H25	133237.893	−19566.246	L26	133217.814	−19561.584
E18	133253.478	−19600.986	I10	133234.156	−19641.312	L27	133217.730	−19556.585
E19	133253.394	−19595.987	I11	133234.072	−19636.313	L28	133217.646	−19551.586
E20	133253.310	−19590.988	I12	133233.987	−19631.315	M18	133213.488	−19601.658
E21	133253.226	−19585.989	I13	133233.903	−19626.316	M19	133213.404	−19596.659
E22	133253.142	−19580.990	I14	133233.819	−19621.317	M20	133213.320	−19591.661
E23	133253.058	−19575.992	I15	133233.735	−19616.318	M21	133213.236	−19586.662
E24	133252.974	−19570.993	I16	133233.651	−19611.319	M22	133213.152	−19581.663
E25	133252.890	−19565.994	I17	133233.567	−19606.321	M23	133213.068	−19576.664
E26	133252.806	−19560.995	I18	133233.483	−19601.322	M24	133212.983	−19571.665
F12	133248.984	−19631.062	I19	133233.399	−19596.323	M25	133212.899	−19566.667
F13	133248.900	−19626.064	I20	133233.315	−19591.324	M26	133212.815	−19561.668
F14	133248.816	−19621.065	I21	133233.231	−19586.326	M27	133212.731	−19556.669
F15	133248.732	−19616.066	I22	133233.147	−19581.327	M28	133212.647	−19551.670
F16	133248.648	−19611.067	I23	133233.063	−19576.328	M29	133212.563	−19546.672
F17	133248.563	−19606.068	I24	133232.979	−19571.329	N19	133208.405	−19596.743
F18	133248.479	−19601.070	I25	133232.894	−19566.330	N20	133208.321	−19591.745
F19	133248.395	−19596.071	J11	133229.073	−19636.397	N21	133208.237	−19586.746
F20	133248.311	−19591.072	J12	133228.989	−19631.399	N22	133208.153	−19581.747
F21	133248.227	−19586.073	J14	133228.821	−19621.401	N23	133208.069	−19576.748
F22	133248.143	−19581.075	J15	133228.736	−19616.402	N24	133207.985	−19571.750
F23	133248.059	−19576.076	J16	133228.652	−19611.404	N25	133207.901	−19566.751
F24	133247.975	−19571.077	J17	133228.568	−19606.405	N26	133207.817	−19561.752
F25	133247.891	−19566.078	J18	133228.484	−19601.406	N27	133207.732	−19556.753
F26	133247.807	−19561.079	J19	133228.400	−19596.407	N28	133207.648	−19551.754
G11	133244.069	−19636.145	J20	133228.316	−19591.408	N29	133207.564	−19546.756
G12	133243.985	−19631.146	J21	133228.232	−19586.410	O20	133203.322	−19591.829
G13	133243.901	−19626.148	J22	133228.148	−19581.411	O21	133203.238	−19586.830
G14	133243.817	−19621.149	J23	133228.064	−19576.412	O22	133203.154	−19581.831
G15	133243.733	−19616.150	J24	133227.980	−19571.413	O23	133203.070	−19576.832
G16	133243.649	−19611.151	J25	133227.896	−19566.414	O24	133202.986	−19571.834
G17	133243.565	−19606.152	J26	133227.812	−19561.416	O25	133202.902	−19566.835
G18	133243.481	−19601.154	J27	133227.728	−19556.417	O26	133202.818	−19561.836
G19	133243.397	−19596.155	K14	133223.822	−19621.485	O27	133202.734	−19556.837
G20	133243.312	−19591.156	K15	133223.738	−19616.486	O28	133202.650	−19551.839
G21	133243.228	−19586.157	K18	133223.485	−19601.490	P22	133198.155	−19581.915
G22	133243.144	−19581.159	K19	133223.401	−19596.491	P23	133198.071	−19576.916
G23	133243.060	−19576.160	K20	133223.317	−19591.492	P24	133197.987	−19571.918
G24	133242.976	−19571.161	K21	133223.233	−19586.494	P25	133197.903	−19566.919
G25	133242.892	−19566.162	K22	133223.149	−19581.495	P26	133197.819	−19561.920
H10	133239.154	−19641.228	K23	133223.065	−19576.496	P27	133197.735	−19556.921
H11	133239.070	−19636.229	K24	133222.981	−19571.497	P28	133197.651	−19551.923
H12	133238.986	−19631.230	K25	133222.897	−19566.499			
H13	133238.902	−19626.232	K26	133222.813	−19561.500			

表１　グリッド座標一覧

第３節　関係機関

第１項　調査組織

１．平成９年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　植村　忠光（教育長）
調査管理　高松　久之（生涯学習課課長）
調査事務　小礒　嘉文（生涯学習課文化財係係長）、宮川　明哲（同主査）
調査担当　町田　利幸（長崎県教育庁文化課埋蔵文化財班主任文化財保護主事）
調査指導　本中　　眞（文化庁文化財保護部記念物課文化財調査官）
　　高瀬　要一（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）
　　小野　健吉（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室主任研究官）

２．平成10年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　植村　忠光（教育長）
調査管理　高松　久之（生涯学習課課長）
調査事務　松本　　閏（生涯学習課課長補佐）、小礒　嘉文（生涯学習課文化財係係長）
調査担当　町田　利幸（長崎県教育庁文化課埋蔵文化財班主任文化財保護主事）
　　川道　　寛（同文化財保護主事）、福田　一志（同左）、尾上　博一（同調査員）
調査指導　高瀬　要一（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）
　　平澤　　毅（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部文部技官）

３．平成11年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　植村　忠光（教育長）
調査管理　財部　純臣（生涯学習課課長）
調査事務　小礒　嘉文（生涯学習課文化財係係長）
調査担当　尾上　博一（長崎県教育庁文化課埋蔵文化財班調査員）
調査指導　高瀬　要一（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）

４．平成12年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　植村　忠光（教育長）
調査管理　財部　純臣（生涯学習課課長）
調査事務　小礒　嘉文（生涯学習課文化財係係長）
調査担当　尾上　博一（生涯学習課文化財係主事）
調査指導　高瀬　要一（奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部計測修景調査室長）
　　副島　和明（長崎県教育庁文化課埋蔵文化財班係長）
　　本中　　眞（文化庁文化財保護部記念物課文化財調査官）

５．平成13年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　村瀬　　巌（教育長）

調査管理　小島　武博（生涯学習課課長）

調査事務　小礒　嘉文（生涯学習課文化財係副参事兼係長）

調査担当　尾上　博一（生涯学習課文化財係主事）

調査指導　高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

６．平成14年度

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　村瀬　　巌（教育長）

調査管理　小島　武博（生涯学習課長）

調査事務　井田　喜啓（生涯学習課文化財係副参事兼係長）

調査担当　尾上　博一（生涯学習課文化財係主事）

調査指導　高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

７．平成15年度

⑴　平成15年４月１日～平成16年２月28日

調査主体　厳原町教育委員会　　調査責任者　村瀬　　巌（教育長）

調査管理　小島　武博（生涯学習課長）

調査事務　井田　喜啓（生涯学習課文化財係副参事兼係長）

調査担当　尾上　博一（生涯学習課文化財係主事）

調査指導　高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

⑵　平成16年３月１日～平成17年３月31日

調査主体　対馬市教育委員会　　調査責任者　日高　元之（教育長）

調査管理　小島　武博（厳原事務所長）

　　小宮　正隆（厳原事務所主幹）

調査事務　井田　喜啓（厳原事務所生涯学習班係長）

調査担当　尾上　博一（厳原事務所生涯学習班主事）

調査指導　高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

８．平成16年度

調査主体　対馬市教育委員会　　調査責任者　米田　幸人（教育長）

調査管理　小島　武博（厳原事務所長）

調査事務　井田　喜啓（厳原事務所生涯学習班副参事兼係長）

調査担当　尾上　博一（厳原事務所生涯学習班主査）

調査指導　高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

第２項　整備委員会

１．対馬藩主宗家墓所等保存整備委員会（50音順）

⑴　平成９～11年度

長　　節子（九州産業大学国際文化学部教授）

永留　久惠（郷土史研究者）副委員長

中村　　一（京都造形芸術大学芸術学部環境デザイン科教授）

西谷　　正（九州大学文学部教授）委員長

西村　幸夫（東京大学工学部都市工学科教授）

服部　英雄（九州大学大学院比較社会文化研究科教授）

⑵　平成12～13年度

長　　節子（九州産業大学国際文化学部教授）

永留　久惠（郷土史研究者）副委員長

中村　　一（京都大学名誉教授）

西谷　　正（九州大学大学院人文科学研究院教授）委員長

西村　幸夫（東京大学工学部都市工学科教授）

服部　英雄（九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

⑶　平成14～16年度

長　　節子（九州産業大学国際文化学部教授）

永留　久惠（郷土史研究者）副委員長

中村　　一（京都大学名誉教授）

西谷　　正（九州大学名誉教授）委員長

西村　幸夫（東京大学工学部都市工学科教授）

服部　英雄（九州大学大学院比較社会文化研究院教授）

２．環境整備部会（50音順）

⑴　平成13～16年度

永留　久惠（郷土史研究者）副委員長

中村　　一（京都造形芸術大学芸術学部環境デザイン科教授）

高瀬　要一（独立行政法人奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長）

第２章　遺跡環境

第１節　地理的環境

第１項　位置（図３～５）

旧金石城庭園は長崎県対馬市厳原町今屋敷670番１に所在する。小字は金石（かねいし）。

対馬は日本海と東シナ海の境界にあり、北西に朝鮮半島を望む九州最北の島である。所属する長崎県においても当然最北であり、韓国との位置関係から俗に「国境の島」と呼ばれることがある。県内には約600の島があるが、壱岐、五島列島、平戸諸島、西彼諸島の中でも最大の面積を誇る。北緯34度42分～34度５分、経度129度30分～129度10分に位置し、大阪から和歌山の緯度に相当する。東の海域を対馬海峡東水道（対馬海峡）と呼び、西の海域を対馬海峡西水道（朝鮮海峡）と呼ぶ。二つの海域に東西を挟まれ、対馬暖流とリマン海流の影響を受けている。

１島１市で、６町から構成され、厳原町は対馬市の最南に位置する。市内最大の町で対馬の約４分の１の面積を占める。近隣への距離は、東岸の安神（あがみ）から隣島の壱岐まで約46㎞、小浦（こうら）から福岡県の沖の島までも同じく約46㎞である。名護屋城跡がある佐賀県唐津市の東松浦半島までは町南端の豆酘（つつ）から約83㎞を測る。一方西岸の阿連（あれ）から韓国の巨済島まで約70㎞である。遺跡がある今屋敷は厳原町の東海岸に位置し、南の鶴翼山と北の清水山に挟まれた谷部の出口に当たり、南の国分地区とは東に流れる金石川によって分けられている。金石川は清水山の麓を海に向かって東に流れ、下流で南東に曲がり、港に注いでいる。屈曲開始地点に架かる橋を桜橋と言い、そこから120m東に架かる橋を江尻（えじり）橋と言う。この江尻橋から八幡神社までの下馬場筋（しもばばすじ）通り西側一帯が今屋敷である。金石城跡は東西約300m、南北は最大約120mの狭長な平地にあり、標高は低く、西で約11m、最も低い枡形部では約６mである。対馬藩主宗家墓所から続く金石川の北側護岸には城壁の石垣が良好に残っている。

第２項　地　　形

１．対馬の形成

対馬周辺の海底は水深80～120mの平坦な大陸棚で、東西に断層によってできた細長い溝状凹地が走る。西水道側は対馬舟状海盆と呼ばれ、北方沖で水深150m～200m、幅約５㎞、長さ約55㎞を測る。東水道側は五島列島西に走る五島海底谷に連続し、最深部は水深136mに達する。

「日本」列島がユーラシア大陸と分離したのは新第３紀中新世のことである。約1,900万年前頃に地溝帯が拡大して湖だった「日本海」に海が侵入し、拡大し始めた。約1,700万年前～1,400万年前には西南日本が現九州西岸あたりを中心に時計回りに回転し、日本海盆縁海拡大に伴う弧回転によって列島は大陸から分離し島弧となった。この中新世の日本海拡大期に対馬－五島構造線と呼ばれる海底構造線が右横ずれ断層及び衝上断層として活動し、対馬や五島列島の隆起を引き起こした。さらに約600万年前から始まった沖縄トラフの形成で琉球列島と大陸は分離し、日本列島はこれら背弧海盆でユーラシア大陸と隔てられることになった。しかしこのときにも北西九州部は大陸と分離されず、対馬、五島をはじめとする長崎県から東シナ海に広がる水深100m以浅の大陸棚で現在も大陸と接続している。新第３紀鮮新世から第４紀更新世に移り、約７万年前から後期更新世最終氷期、ヴュルム氷期に入る。このヴュルム氷期最盛期にいわゆる対馬陸橋の存在が唱えられることがあった。これは最寒冷

期に海水面が低下して朝鮮半島から対馬、壱岐の間が陸化したとする説である。大陸系陸生生物の渡来を論ずる際に用いられていたのだが、研究者によって寒冷化による海面低下の見積もりに差があり、80年代まで出現に対しては賛否あった。しかし90年代以降になると研究が進み、西水道は陸化せず東海大陸棚や朝鮮半島と対馬・壱岐は接続しなかったことが分かってきた。対馬舟状海盆の南西延長部の水深を考えると陸橋の出現には－140mの海面低下が必要だが、実際には現海水準より－100m程度であることが明らかになった。つまりいわゆる対馬陸橋は存在せず、対馬は東西両側に水路を持つ島嶼であったことが確実となった。対馬は後期旧石器時代から今日まで大陸とは分離し、海進海退でその外形は時代ごとに変化するものの一貫して島嶼化していたのである。

２．島内の地形

南北約82㎞、東西約18㎞で708.51㎢の面積を持ち、北々東－南々西に細長く伸びる。陸地の88%が山林で、平地は少ない。中央からやや南寄りの位置に西へ大きく開口する浅茅湾（あそうわん）があり、これを境に北を上島、南を下島と便宜的に呼称されるときがある。浅茅湾周辺の丘陵地は一体に低いが、上島と下島には300～500m程度の標高の山が連なり、対馬の特徴的な地形を構成している。山の稜線は北北東から南南西に伸びており、中心よりも東寄りのため島西部は地形が緩やかである。上島では479mの御嶽（みたけ）が最も高く、下島では矢立（やたて）山が648.5mで最も高い。上島の山は総じて南部より低く、490mの上県町の御嶽を除けば400mを越す山はない。矢立山は厳原町のやや南にあり、島内最高峰でもある。厳原町にはほかに白嶽（しらたけ）、有明（ありあけ）山、龍良（たてら）山などがあるが、全島の傾向に違わず分水嶺は東に寄っており、流路の長い川は西岸に集中している。中でも佐須（さす）川は全島でも第３位の流路延長である。平地は山間を縫うように流れる川の下流に広がり、一様に狭隘である。海岸線は出入りが大きく、溺れ谷が作るリアス式海岸が全島に発達する。特に浅茅湾では顕著で、湾形は極めて複雑である。海岸長は915㎞に及ぶ。

第３項　地　　質

地質はほぼ全島の母岩が古第３紀から新第３紀中新世前期に生成された海成層の堆積岩で、対州層群と呼ばれ各地に露頭する。対州層群は泥岩、砂岩・泥岩互層を主として砂岩、礫質砂岩・礫岩、火山砕屑岩からなる。これに貫入する火成岩類として斜長斑岩、石英斑岩、流紋岩、粗粒玄武岩、花崗岩類（黒雲母花崗岩）がある。

厳原町のある下島南部では砂岩、砂岩・泥岩互層が多く発達し、町中央の内山（うちやま）盆地一帯には黒雲母花崗岩の露頭がある。周辺の矢立山、舞石壇（めいしだん）山、萱場（かやば）山、龍良山は熱変成を受けてホルンフェルス化した対州層群により形成されたものである。この内山花崗岩の貫入を受けて東岸一帯の対州層群はホルンフェルス化し、紫色を帯びた黒灰色の堅硬な岩石となっている。町の北東部には石英斑岩が分布し、熱水変成を受けて一部カオリン化している。

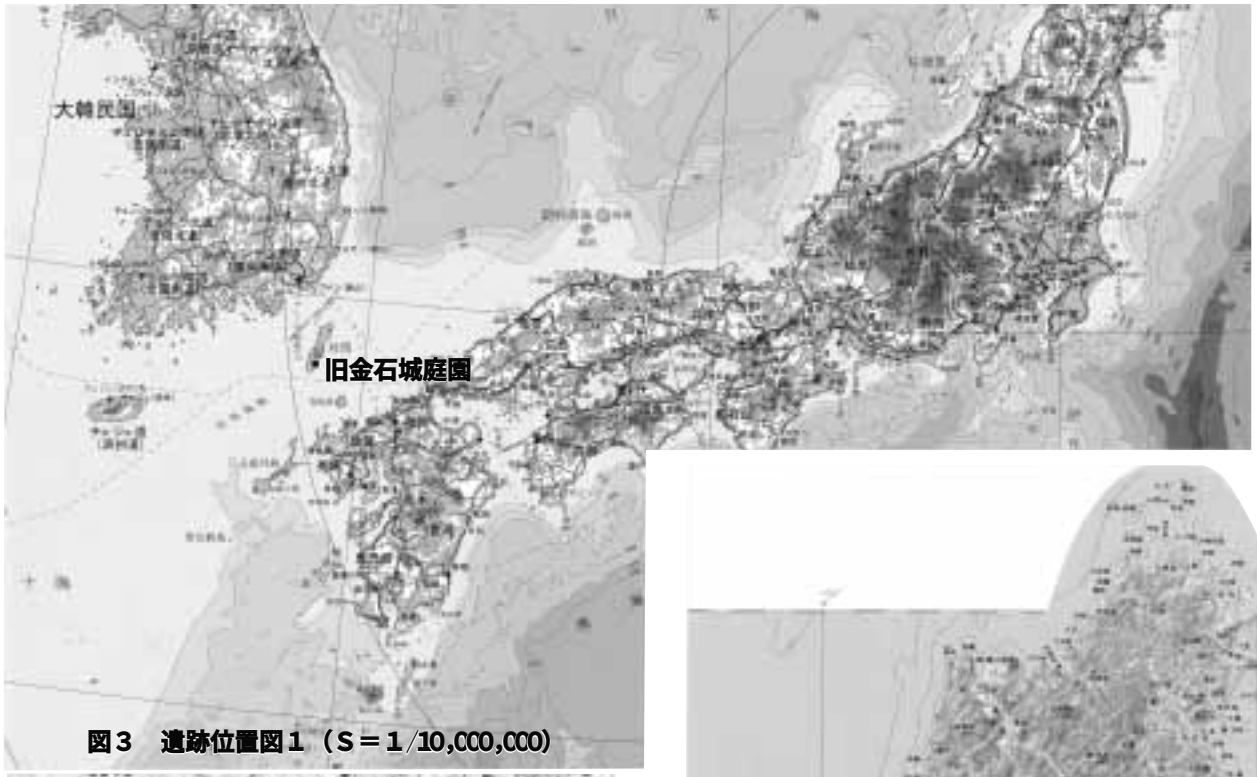

図３　遺跡位置図１（Ｓ＝１/10,000,000）

図５　遺跡位置図３（Ｓ＝１/50,000）

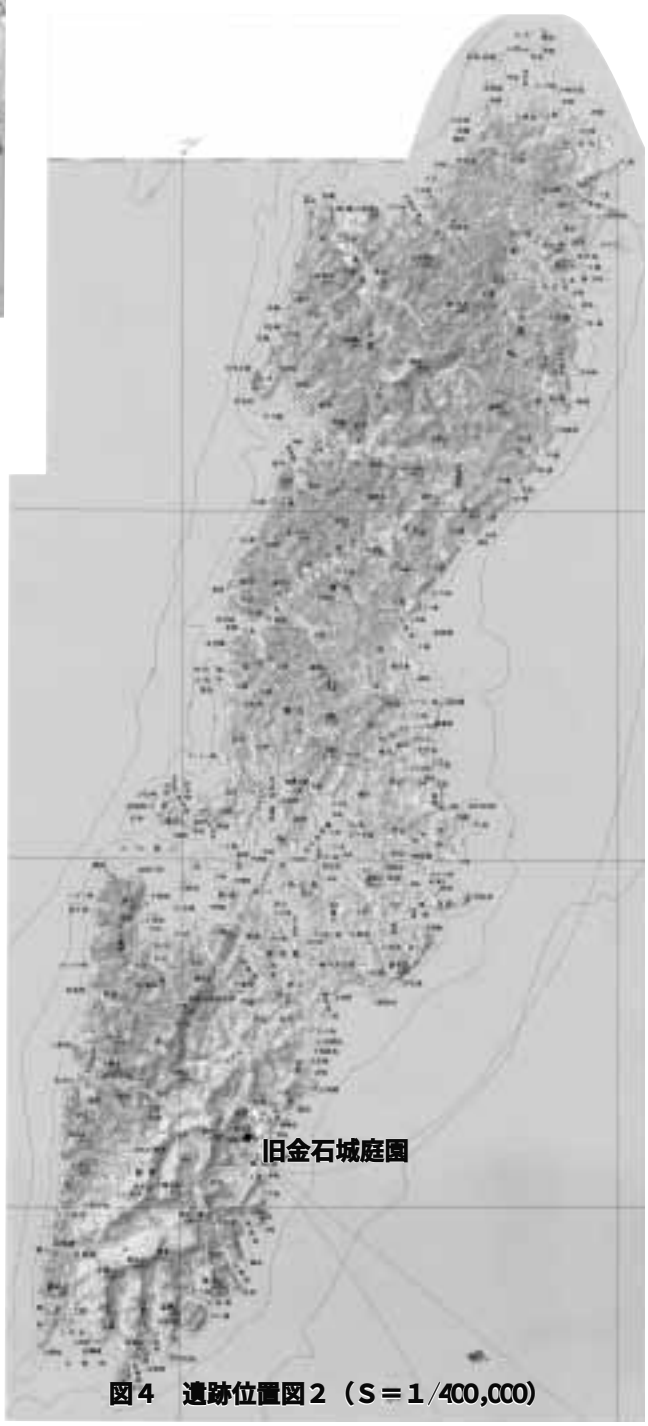

図４　遺跡位置図２（Ｓ＝１/400,000）

町内で産出する各種石材は、石垣や石塀、コヤの屋根材など多方面に古くから使用されてきた。町南部に位置する豆酘では、花崗岩貫入の影響でホルンフェルス化した泥岩・砂岩が分布するが、地元で豆酘石と呼ばれ、切り出されたものが生活の様々な場面で利用されてきた。硬化によって、地層面に沿って薄く剥離し、表面は平滑である。広い面積が採れ、薄く軽量なためコヤの屋根材や敷石に使われているが、石垣の石材としても採用される。久田石は流紋岩・デイサイトで、町の北東部、厳原港の南部にある久田を中心とした狭い範囲に分布する。多くは石垣や敷石に用いられている。粘り強く、硬い。石英斑岩の分布域にある阿須では、露頭からの採掘が今も行われている。白色で比較的軟らかく、近世には陶土に用いられ、現在でも磁器の釉薬に使うため各地に搬出している。久田石とともに城下では石垣の材料として採用されてきた。粉砕すると目が細かく粘性の低い粉末となり、屋敷の建築を行う際に赤土とともに整地用の調整土に使われている。町の西半はほぼ泥岩（頁岩）で占められているが、町西岸奥にある若田で採れる、この湿ったような青黒色で、きめが細かい硬質な石は若田石と呼ばれ、硯の原石として重宝されてきた。

第２節　歴史的環境

第１項　対　　馬

１．文献に見る対馬

「対馬」の名は『三国志』「魏志（魏書）」の巻三十烏丸鮮卑東夷伝中の記述が文献での初見である。以降、『隋書』、『古事記』、『旧事本紀』、『日本書紀』等にその名が現れる。島内の様子は中世の海東諸国紀（1471）にも描かれ、近世になると陶山訥庵の『津島紀略』（1699）を初め藤定房の『対州編年略』（1723）、平山東山の『津島紀事』（1809）など多くの書物に詳細な描写を見ることができる。

島内の遺跡や遺物について記された古い文献としては平山東山の『津島紀事』（1809）が挙げられる。厳原町の西岸にある久根浜で見つかった箱式石棺について管玉や曲玉といった副葬品も含めて紹介したり、同じく厳原町の東海岸に位置する久田のハゲノサエで出土した銅矛を図示したりしている。久田以外でも上県町の仁田や峰町吉田など複数の地での銅矛の発見や県内唯一の前方後方墳である美津島町雞知にある出居塚古墳の存在についても触れられており、19世紀初頭のまとまった記録として貴重である。やや時代が下る史料では『明治十年神社調』（1877）がある。ここには久根田舎の銀山上神社に収納されている広形銅矛や中広形銅矛、小形仿製鏡、銅斧に関する記載がある。

２．考古学調査と遺跡

近代における考古学関連の出来事では、ほかに明治23年（1890）の豊玉町佐志賀の黒島における日高光太郎による広型銅矛15本の発見や、明治40年（1907）頃の坂田久米一による美津島町雞知高浜での銅矛の発見が知られる。豊玉町佐保では明治41年（1908）に旧奴加岳村役場の敷地開削の際に「赤焼きの土器と石剣」が採集されたという。その後村長室に置かれていた遺物は所在不明となったが、昭和57年（1982）にイノサエ遺跡として道路改良工事に伴って緊急発掘調査が長崎県教委によって実施され、３基の箱式石棺墓と２基の集石遺構、陶質土器や磨製石鏃などが検出された。同じ豊玉町にある貝口のフルツキという畑では開墾の際に銅矛が出たというが、昭和41年（1966）の踏査時には既に島外に流出していたという。この貝口では宗家文庫の『郡方毎日記』元禄８年（1695）12月10日条

に銅矛の出土を示す記録があり、『津島紀事』でその毎日記の記述が追認されている。明治40年（1907）には上県町佐護の白岳遺跡で、銅剣、銅釧、把頭飾等が当時の佐護小学校長だった原友一郎と生徒により発見された。大正２年（1913）に谷井濟一が山城の調査に訪れ、３年後の大正５年（1916）には鳥居龍蔵が島内の遺跡を踏査している。昭和に入り、戦争が終結して島内の撮影・図化等記録が可能になると、昭和23年（1948）に行われた東亜考古学会による悉皆調査を嚆矢とし、昭和25年から２年に渡る九学会連合対馬共同調査委員会の調査や対馬遺跡調査会による昭和27年からの３カ年に実施された発掘調査といった各種調査によって、徐々に各時代の様相が明らかになっていった。1960年代以降は長崎県教育委員会が主体となった浅茅湾沿岸遺跡緊急調査（1968、1970）を初め、公共工事に由来する試掘、範囲確認調査を中心に発掘調査が進められ今日に至っている。

旧石器時代の遺跡は未発見だが、縄文時代の遺跡は浅茅湾より北の西海岸、弥生時代の遺跡は浅茅湾を中心とする一帯に、古墳時代の遺跡は浅茅湾以北に多く分布する。対して厳原町に所在する縄文から古墳時代の遺跡は少ない。西海岸では阿連、小茂田、下原、樫根、上槻、久根田舎にワキタ遺跡、雷命神社下遺跡、阿連瀬戸原遺跡、セトバル古墳参考地、セトバル古墳、小茂田遺跡、矢立山古墳群、下原遺跡、経塚遺跡、島山遺跡、在家遺跡、久根田舎遺跡、安徳天皇陵参考地、東海岸では阿須から久田、久和、安神に阿須遺跡、宝満神社遺跡、堀田深遺跡、久田遺跡、増田山遺跡、久和遺跡、安神遺跡がある。南海岸では豆酘中学校遺跡、オテカタ遺跡、保床山遺跡Ｃ、保床山古墳、奥浅藻遺跡、豆酘内院遺跡、与良内院遺跡がある。

中世から近世になると宗家に関わる遺跡が峰町から豊玉町、厳原町に点在してくる。藩政時代の拠点は厳原の市街地で、16、17世紀に築城した金石城、桟原城にあって宗氏は執政に当たっていた。徳川慶喜が慶応３年（1867）に大政奉還すると、同年12月９日に朝廷が王政復古の大号令を発し、新政府の命で15代藩主宗義達は府中を厳原に改称し、明治２年（1869）３月６日に版籍奉還を上書した。６月19日に許可を受けると義達は厳原藩知事に任命され、帰藩を命じられた。

３．近代以降の変遷

明治政府の下で藩は機構改革を行い、新たな体制で出発を図ることになった。その後、明治４年（1871）に施行された廃藩置県により義達は厳原藩知事を免じられ、ここに宗氏による対馬の統治時代は終焉を迎えたのである。

全国の行政機構は明治政府によって統廃合を進められていき、厳原藩は厳原県になった。明治４年年９月４日に伊万里県に合併、翌年５月29日には佐賀県に編入されたが、同年８月17日に長崎県に組み込まれ今日に至る。藩政時代に対馬は上県郡が豊崎、佐護、伊奈、三根、下県郡が仁位、与良、佐須、豆酘の８郡だったが、伊万里県との合併後は戸籍法により10大区に区分された。この行政単位は長崎県への編入時に一度見直され、明治６年11月の区制改正で５大区66小区になった。対馬藩で郷村の行政を担当した郡奉行所は王政復古を境に郡政所、民政所、司農所と変遷し、伊万里県への合併以後は、行政主管庁として伊万里県出張所が設置され、佐賀県出張所、長崎県出張所に改称されてきた。なお、長崎県へ編入された際には上と下の２大区ごとに区役所が置かれていた。明治６年（1873）５月には長崎県出張所は厳原支庁に改められたが、明治11年（1878）７月22日の群区町村編制法施行に伴って11月に廃止となり、新たに上下県郡役所が設置された。大小区制の廃止で長崎県は１区20郡に

分割され、対馬は２群36部になっている。

ところが明治16年（1883）６月になると再度厳原支庁が置かれ、翌年４月に郡役所は廃されることになった。そして明治19年（1886）８月に対馬島庁が開設となり、以降行政を担当する。明治21年（1888）４月に「市制・町村制」が公布され、明治30年（1897）には「郡制」が施行されたが他の島嶼と共に対馬には適用されなかった。明治41年（1908）の沖縄県及び島嶼町村制を契機に町制が施行され厳原町として発足した。大正８年（1919）には普通町村制へ移行し、昭和28年（1953）施行の町村合併促進法を以て1956年に旧厳原町と久田村、豆酘村、佐須村を合併して厳原町に再編された。行政上、上県郡が上対馬町・上県町・峰町、下県郡が豊玉町・美津島町・厳原町である。平成16年（2004）に他の５町と合併して対馬市になった。

第２項　厳　　原

１．概　　要

厳原町は下島の南部約３分の２を占め、旧６町中最大である。急傾斜で海没する山が多く、海岸部の狭隘な平地に集落が分布する。山間の集落は内山のみで、東・西・南の沿岸に山を背景として立地している。かつて藩主が拠点とした厳原港一帯が「国府」、「府中」であり、現在でも「城下」と呼ばれ、人口が集中する。金石城跡以外にも近世の遺跡が多数存在し、歴史的背景を良く物語っている。金石城に前後する遺跡や遺構、建造物を列挙しよう。清水山城跡、対馬藩主宗家墓所、お船江跡、桟原城跡、志賀窯跡、立亀窯跡、やらい、家老職を務めた氏江家の長屋門、防火壁、旧日新館門などである。

２．中世から近世の様相（図６、７）

宗貞国は15世紀後半に佐賀から厳原の中村に居を移し、９世紀に焼失し廃れた島分寺を国分寺として再興させた。大永７年（1527）に盛賢（後の将盛）が襲封し、府城を池の屋形に移す。しかし宗盛治らの反乱で屋形は炎上し、避難した盛賢は享禄元年（1528）に清水山城山麓の金石の地に新たに「金石屋形」を築造した。16世紀末、宗家19代義智は父である18代義調とともに豊臣秀吉から朝鮮の服属を求める交渉と出兵の先遣を求められた。この文禄元年（1592）の「文禄の役」と慶長２年（1597）の「慶長の役」の際に造られた駅城が清水山城跡である。対馬藩の初代藩主となった宗義智が元和元年（1615）に金石屋形で死去すると、西の山に葬り、「松音寺」を建立した。元和８年に法号にちなんで「万松院」と改めた。その後は歴代藩主の菩提寺となり、現在に至る。昭和60年（1985）２月18日に「対馬藩主宗家墓所」として国指定史跡となった。

府中の北に聳える袖振山の南麓から東の後山にかけての低丘陵は、国府の境界で国府界平（こうけいびら）と呼ばれていた。西の上見坂から東流し府中を南下する砥石渕川はたびたび氾濫し、国府界平下の桟原はそのつど水害に見舞われていた。万治２年（1659）に宗義真は砥石渕川の流路分割による水量低減を企図して東の阿須湾まで阿須川を開削する工事に着手した。

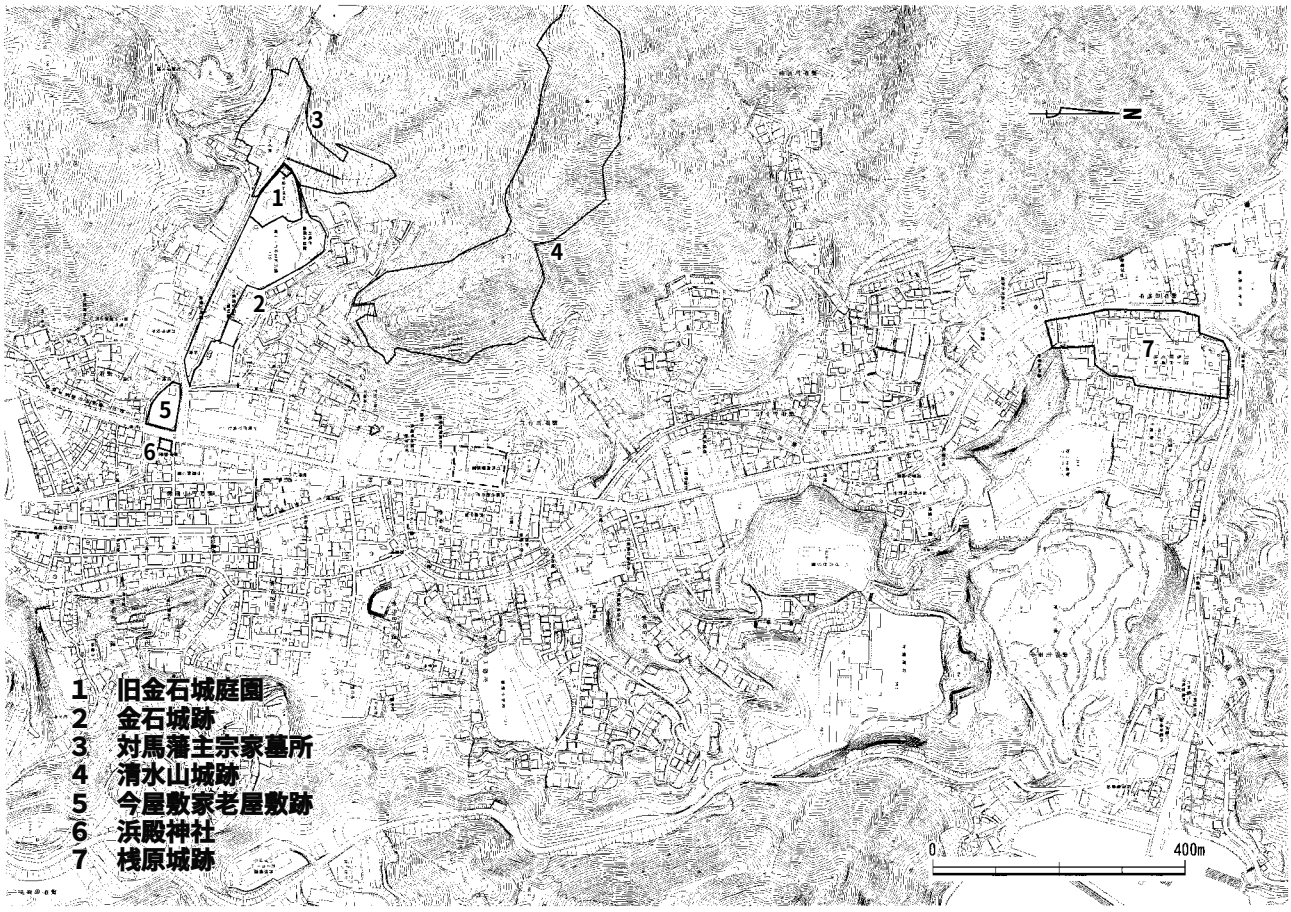

図６　旧金石城庭園及び周辺遺跡位置図（Ｓ＝１/12,000）

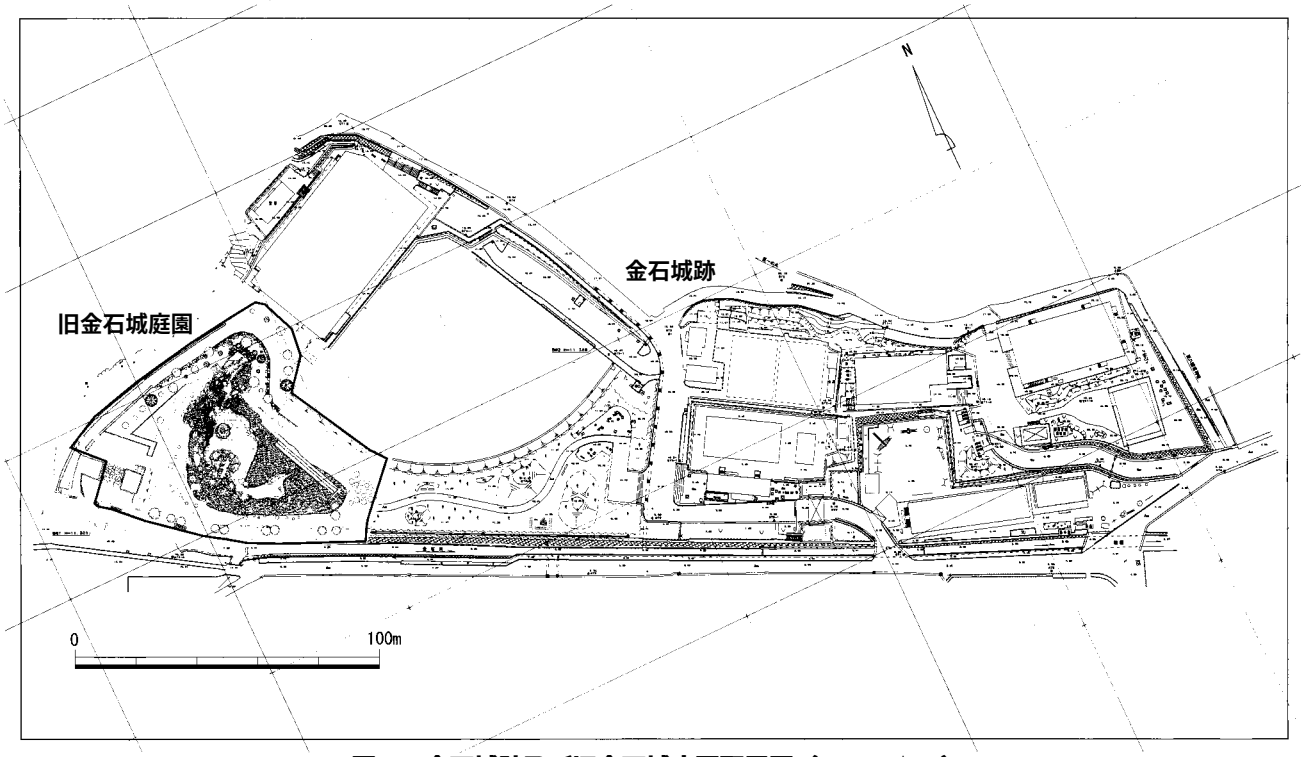

図７　金石城跡及び旧金石城庭園配置図（Ｓ＝１/250）

この年、城下一帯を焼く大火が起き対馬藩は甚大な被害を被った。この大火対策と桟原の治水、朝鮮通信使を想定した外交儀礼上の対応といった点から、宗義真は城下の整備と新たな屋形の築城に着手した。大火は寛文元年（1661）と延宝５年（1677）にも相次いで発生し、義真は町割りの改修で防火対策を強化していった。新しい屋形は桟原の台地に建設し、万治３年（1660）の着工から延宝６年（1678）の落成まで18年をかけて完成した。同時に金石屋形も増改築し、寛文９年（1669）に完成して「金石城」となった。「桟原城」は「お屋形」と呼ばれ、新たな府中城として金石城と区別して用いられる。金石城の下屋敷として造られたのだが、事実上は藩政の中枢として機能していた。明治２年(1869)に府中から厳原に町名が変更されて以降は厳原城と呼ばれた。明治11年に陸軍の兵営となって熊本鎮台対馬分遣隊が配備され、現在は陸上自衛隊対馬警備隊が所在する「桟原城跡」となっている。桟原城落成の延宝６年（1678）には武家屋敷の面積を規定し、同９年に屋敷地前に３尺宛ての溝を造らせた。溝は昭和期まで馬場筋通りに沿って露出していたが、現在は歩道や車道の地下に埋没している。寛文３年（1663）には対馬藩の御用船の船渠に使われた「お船江」が完成した。また港では船運の向上と港外監視のために防波堤を工事し、寛文11年に「やらい」と呼ばれる築堤が完成した。家老職にあった古川家の屋敷（今屋敷家老屋敷跡）に正対する浜殿神社一帯は15世紀半ば以降まで満潮時に海没する干潟だったが、寛文年間に開発が進められた。「やらい」から上陸した者は町人屋敷を抜け、古川家の屋敷前を通って馬場筋通りへ向かうことになる。

【引用・参考文献】本稿共通

対馬教育会　1940『改訂對馬島誌』
水野精一・樋口隆康・岡崎敬　1953『対馬　玄海における絶島　対馬の考古学的調査』東方考古学叢刊乙種　第６冊　東亜考古学会
新対馬島誌編集委員会　1964『新対馬島誌』
厳原町教育委員会　1972『厳原町教育史』
対馬教育会　1973『増訂對馬島誌』
長崎県教育委員会　1977『金石城跡緊急発掘調査報告書』長崎県文化財調査報告書第33集
秀村選三・細川章編　1978『影印本　津島日記（草場珮川日記別巻）』西日本文化協会
長郷嘉寿　1981「元禄毎日記こぼれ話」小松勝助　編『対馬風土記　第十七号』対馬郷土研究会
厳原町教育委員会　1985『金石城―長崎県下県郡厳原町所在―』厳原町文化財調査報告書第１集
長節子　1985「勝本城・清水山城」『特別史跡名護屋城跡並びに陣跡２　文禄・慶長の役城跡図集』佐賀県文化財調査報告書　第81集　佐賀県教育委員会
長崎県　1987『対馬の自然』対馬自然資源調査報告書
対馬総町村組合　1990『対馬総町村組合百年史』
厳原町教育委員会　1995『金石城』厳原町文化財調査報告書第３集
厳原町誌編集委員会　1997『厳原町誌』厳原町
浦田明夫・國分英俊　1999『対馬の自然　対馬の自然と生きものたち』対馬の自然誌Ⅲ　杉屋書店
長崎県教育委員会　2004『今屋敷家老屋敷跡』長崎県文化財調査報告書第178集
鈴木棠三編　1972『津島紀事』上巻、1973中巻、1973下巻　東京堂出版

第３章　遺跡の内容と性格

第１節　遺跡の履歴

第１項　金石城跡

１．島分寺の比定地

全国に建立されていた島分寺だが、対馬では平安時代に入りようやく落成された。場所は清水山の南麓と考えられている。天安元年（857）に叛民によって国府が焼かれ国守立野正岑（たつのまさみね）が殺害されたことが『文徳天皇実録』や『三大実録』から分かっているが、このとき島分寺も焼失している。貞観17年（875）頃に再建されたようだが、詳細は不明である。文永４年（1267）の八幡宮文書『寺社僧徒等免行事』に島分寺がないことから、このころ既に廃れていたが文明年間（1470頃）に宗貞国が国分寺として復興したという（永留2009）。この場所が島分寺も置かれていた清水山南麓であり、後に金石城が作られた金石原（かねいしばる）である。

２．宗氏の拠点

宗貞国がそれまで拠点であった佐賀（さか）（現在の峰町佐賀）から国府に移ったのが応仁２年（1468）で、居を構えたのが清水山東麓に位置する中村である。この島主の屋敷が「中村の屋形」であり、『李朝実録』の「世宗実録」に拠れば相当な規模であったようである（永留2009）。宗盛賢（後の将盛）は襲封した大永７年（1527）に府城を今屋敷の「池の屋形」に移したが、享禄元年（1528）に一族の内紛により焼失した。盛賢は難を逃れて印鑰（いんやく）神社に隠れ、後に金石の地に新たな屋形を建築した。これを「金石屋形」または府城と呼んだ。万治２年（1659）を初め、寛文元年（1661）、延宝５年（1677）と寛文年間前後は城下で大火が相次ぎ、藩は再興と併せて大規模な町の整備に着手した。その一環として金石屋形の整備もあり、寛文５年（1665）に国分寺を日吉に移して拡張し、同９年には大手門に櫓を建てた。こうした拡張や改修を経て屋形は「金石城」と称され執政の拠点に置かれることになった。金石城と区別して用いられた桟原屋形（桟原城跡）は万治３年（1660）に着工し、延宝６年（1678）に落成している。

３．近現代の様相

大正11年（1922）から昭和11年（1936）までは対馬島農会によって造られた対馬産業講習所が運営されており、その前後は畑地であった。昭和24年に宗武志（たけゆき）氏及び万松院の好意によって、城跡の敷地が寄贈され厳原中学校が建設された。同30年には清水山城へ通じる道路の擁壁基礎工事で石垣天端が見つかった。木造校舎解体後は昭和55年にテニスコート４面が建設され、同57年の町営体育館建設まで利用されてきた。戦時中畑地に使われてきた枡形部はバレーボールコート、ゲートボール場を経て昭和56年に町営プールが作られた。その後の町営体育館の建設及びグラウンド整備を経て城内は社会体育施設を集積する「清水が丘運動公園」となって現在に至る。復元された櫓門の東には厳原幼稚園がある。厳原幼稚園は大正７年（1918）10月12日に創設、開園した。現存する絵図に拠れば本来は厳原幼稚園の東が大手門であり、ここから城内に入り、櫓門を抜けて枡形部の南を抜け屋形に至っていたようである。金石城入口の東南には対馬藩の家老の一人であった古川図書の屋敷地があり、文化８

年（1811）の朝鮮通信使来島時には井上美濃守の宿館になっている。金石城跡は昭和48年（1973）2月26日に町指定史跡となっていたが、対馬の近世史における重要性を鑑みて文化庁及び県教育委員会が以前より国指定の要請があっていた。しかし町は開発工事の便宜性を優先して長年これを留保してきた。平成３年当時、万松院山門は老朽化が著しかったが台風被害で保存状態が悪化したため国庫補助事業として修理することになった。事業開始に向けて文化庁及び県と協議を重ね、同４年８月に文化庁文化財保護部から加藤允彦調査官を招聘し現地視察を受けた。このとき金石城跡の指定についても改めて協議の場が持たれたが、史跡指定区域について町と文化庁及び県とは齟齬があった。10月に改めて服部英雄調査官が県教育委員会文化課係長ほか１名と来町し、現指定区域で最終調整した。その後町は文化財整備計画の検討と並行して国による史跡指定の準備を進め、平成４年12月に申請書を提出した。そして同５年４月16日に金石城跡は国の文化審議会による答申を受け平成７年３月28日付けで史跡指定された。

第２項　心 字 池

１．作庭年代

心字池の作庭年代は明確ではないが長郷嘉寿（ながさとかず）により宗家文書の「毎日記（まいにちき）」から心字池の作庭記録と推定される記事が発見されている（長郷1981）。記事に拠れば元禄２年（1689）に中庭茂三（なかにわもさん）は以酊庵（いていあん）に庭と池の構築を申しつけられているが、翌３年３月の日記に、今度は「御城」の庭園工事を仰せつけられたと記されている。長郷は藩では古くから「御城」は金石城を、「御屋敷」は桟原の屋形を意味し、毎日記にも区別して用いられていることから、この庭は金石城跡における心字池を示しているのではないかと推定している。また６年６月の記録から作庭はこの時期に完了したのではないかと見る。よって現時点では心字池の成立期間は元禄３年から同６年頃と考える。

２．絵図に描かれた心字池

金石城跡を描いた絵図は複数確認されている。対馬藩は文化３年（1806）から文化４年に朝鮮通信使を迎えるための城内整備を行ったが、草場珮川（くさばはいせん）が記した『津島日記』（1811）に掲載された「金石故城　上使小倉候旅館図」（以下、草場図）はその朝鮮通信使来島時の金石城内の建物群を描いた平面図である。また長崎県立対馬歴史民俗資料館が所蔵する宗家文庫史料に文化年間に作成されたというこれと同種の城内の建物配置図「金石城絵図」（以下、文化年間図）も残されている。そのほか伊藤根光（もとみつ）所蔵の「小笠原様御旅館図（文化八年幕府上使客館図）」（1811）（以下、伊藤図）にも城内の建物群の様子が描かれる。さらに宗家文庫史料にはほかに長節子（おさせつこ）が作成時期を1687年から1811年の間に位置づける（長節子1985）「清水山城及び金石城絵図」がある（以下、宗家本）。これらの絵図のうち、文化年間図と伊藤図に「泉水跡」として旧金石城庭園が描かれている。さらに昭和３年に稲作実習田の灌漑用水確保のために対馬藩主宗家墓所に水路を敷設したが、この工事状況を描いた実測図にも金石城内に池が描かれている。

３．近現代の利用と造成

大正11年（1922）から昭和11年（1936）までは対馬島農会によって作られた対馬産業講習所が運営されており、戦中戦後は畑地であった。昭和24年（1949）の校舎落成から昭和60年（1985）の移転完了までは厳原中学校が所在していた。この間の昭和35年～39年に池は東側の坂道をコンクリート張りとしたり、噴水施設の建設、大岩割除、舗装改修、排水溝及び下水溝建設などの改変がなされた。中学校が該地に建てられたのは、宗武志及び万松院の好意によって城跡の敷地が寄贈されたためだが、このこともここが藩主の庭園であることを近年まで伝えていた要因の一つではないだろうか。昭和55年～57年は町営のテニスコートとして利用されていた。平成３年度には城下町厳原拠点整備事業において心字池公園事業として櫓門から心字池までの区間に公園部を設け舗装路を通す工事を行った。心字池の周縁には園路を廻し、街灯を配置した。

第２節　過去の調査

１．昭和51年度　対馬歴史民俗資料館建設に伴う発掘調査

対馬に残る「自然環境、風俗、習慣、民俗資料等」を「総合的に保護・保存し、そして研究・展示するための博物館施設の建設がかねてより提唱されてきた」状況の中で、文化庁の指導を得て、県立対馬歴史民俗資料館が建設されることが決まった（田川1977）。昭和51年度の完成を前に、予定地が金石城内であることから試掘調査が計画され、県文化課によって昭和51年（1976）１月26日～２月６日に12日間で実施された。６箇所で計55㎡のトレンチを設け調査したところ石垣と側溝を確認した。試掘によって複数の遺構が存在することが分かったために、緊急発掘調査の実施を決め、同年４月12日～６月14日まで64日間に渡って取り組んだ。その結果、石垣、排水溝、カマドが見つかった。遺物は江戸から明治までの各種陶磁器や瓦、きせる、かんざし、鉄鍋、銭貨、骨製漁網補修用針が出土した。

２．昭和56年度　町営プール建設に伴う発掘調査

B&G 財団が建設し、地方自治体が運営する町営プールの建設に伴い、城内枡形部の発掘調査が行われた。プールとその付帯工事は昭和57年（1982）３月竣工予定で、試掘調査が昭和56年９月29日～10月12日の14日間で実施された。試掘結果を受けて県文化課と町教育委員会、町当局は協議し、遺構保存のための工法と手段を検討した。記録保存措置を取らざるを得ない箇所については緊急発掘調査を実施することにし、県文化課が主体となって12月２日～17日の16日間で行った。試掘は TP１～12の12箇所で行い、板石を使った溝状遺構、埋甕、柱穴、敷石遺構を検出した。遺構は黒褐色砂礫土の下に堆積する黄褐色土にあり、続く緊急発掘調査では13～19までの９箇所で合計202.5㎡を調査し、城壁石垣に付随する排水溝、金石城築城以前の石積み遺構、城壁根石、水溜遺構などを検出した。

３．昭和57年度　町民体育館建設に伴う発掘調査

町営プールのほかにも「清水が丘運動公園」計画の一環として町民体育館の建設を予定していた。県文化課は町当局、町教育委員会、文化庁と遺構の存否確認と取り扱いについて協議したが、建設工事を国庫補助事業で昭和57年度と昭和58年度に実施することが決定しており、計画変更が困難なことから急遽昭和57年（1982）９月７日～30日の間で遺構の存否確認調査を行った。試掘の結果を受けて今度は町教育委員会が主催し県文化課が担当となって10月１日から発掘調査を開始し、12月４日に終了した。試掘は東西３×80m、南北３×30mのトレンチを設定し遺構の存否を探った。結果東西トレンチに平行する石垣の天端石列を発見した。発掘調査では30×80mの範囲を調査対象とした。大きく三つの時期の遺構が出土した。第１期はいわゆる鏡積みの技法で構築された石垣で最も古い。第２期は文化年間図の建物配置に合致する遺構で、石積みの建物遺構と側溝、石段、井戸が出土した。第３期は産業講習所の遺構で風呂場跡や煉瓦造りの焚き口を検出している。

遺物は陶磁器、瓦が出土した。陶磁器には国産と朝鮮系があり、緑釉陶器、絵唐津、現川焼、波佐見焼、高麗茶碗など、瓦は朝鮮半島系と国産の各種が出土した。

４．平成４年度　心字池公園化工事に伴う発掘調査

平成２年度から平成４年度まで「城下町厳原拠点整備事業」の一環で心字池を中心とした城内の公園化工事が実施された。工事の最中に搦手門櫓台付近で石敷き遺構が発見され、急遽確認調査をすることになった。平成４年７月１日～７月８日及び同年８月24日～９月１日に460㎡を対象に町教育委員会が主体となり、県文化課が担当して調査した。その結果文化年間図に描かれた櫓跡と、それに続く石垣にほぼ一致する各種遺構を検出した。現存する西側の搦手門櫓台石垣に対し、東西23尺、南北22尺の基底部長を測る東側の搦手門櫓台石垣が見つかった。また間に1.5～2.5mまでの板状石を敷き詰めた23尺平方程度の広さを持つ石敷きがあった。門の北には東に約60°の角度で折れる南北方向に伸びる石垣が出土した。

遺物は陶磁器、瓦が出土した。明治から現代までのものと近世のものが混在している。

第４章　調査成果

第１節　調査理念と手法、手順

調査は「心字池」の姿を顕現し、遺構を保存した上で庭園として復元整備することが目的である。従って遺構は可能な限り掘削等で、き損せず検出することを基本理念とする。これに則った調査のためには時期や形状、位置についてあらかじめ当たりを付けておくことが必要だった。

まず検出を目指す旧金石城庭園の作庭時期は長郷の指摘を根拠として17世紀末を想定した（長郷1981）。次に園池の形は残された絵図から推定し、位置は絵図及び口伝と中学校当時まで残っていた僅かな貯水部、地表に露出していた景石と考えられる大石から判断して比定した。絵図を見ると、文化年間（19世紀前半）の朝鮮通信使来島時には、廃絶されているものの園池の形状は整っており、宿所建築のための城内整備でも大きな改変を受けていない可能性が高いと考えた。

また明治以降の記録をたどると掘削や埋め立て、部分的な改変はされているが、遺構の復元などはなされていないことが分かる。すると、調査において仮に改変を受けた箇所が見つかったとしても、近代以降の造作であれば19世紀以前の改変とは工法や材料などに顕著な差があると考えた。この差によって識別をすれば、文化年間以前の状態を表出させることができる。

上記を踏まえて遺跡の状態を確認しながら議論を重ね、原則として作庭当時の姿を復元整備するが、近世に行われた城内整備や池の整備を目的とした改変痕跡は、庭園の変遷を物語る証拠として保存し、場合によって提示する、と結論づけた。

こうして、調査では近代以降の造作痕跡を取り除き、整備等改変後の姿も包括した近世の遺構を表出させることを到達目標とした。そこで実施に際しては近世の包含層まで近代以降の埋土を除去し、遺構を確認するごとに精査するというごく基本的な手順を繰り返した。19世紀以前の状態で庭園遺構を検出した後、整備委員会で指導を仰いで各箇所で痕跡を残すか否かを検討し、整備後の姿を想定しながら、記録保存してさらに発掘を進めるか、埋蔵して保存するか、あるいは整備して公開するかを決定していった。

第２節　土　　層

調査対象地は広く、全域が共通した土層堆積状況ではない。園池部分と外園部との相違だけでなく、外園部でも場所によって様相は異なる。しかし横断的に各所の土層を対照していくと大まかに次のような基本層序が得られる。最上層は現表土、第２層が平成公園化時造成土層、第３層が中学校期造成土層、第４層が産業講習所期造成土層、第５層が礫層、第６層が白茶色土層、第７層が黄色土層、最下の第８層が地山層である。つまり１から３番目までが現代の造成層、４から５番目が近代の造成層で、近世以前の造成土及び堆積層は６番目以下である。遺構はこの６番目から７番目までの間に存在する。初めに述べたように各地点で堆積状況は異なるので、個別の遺構を包蔵する土層はそれぞれの解説の中で改めて詳述する。

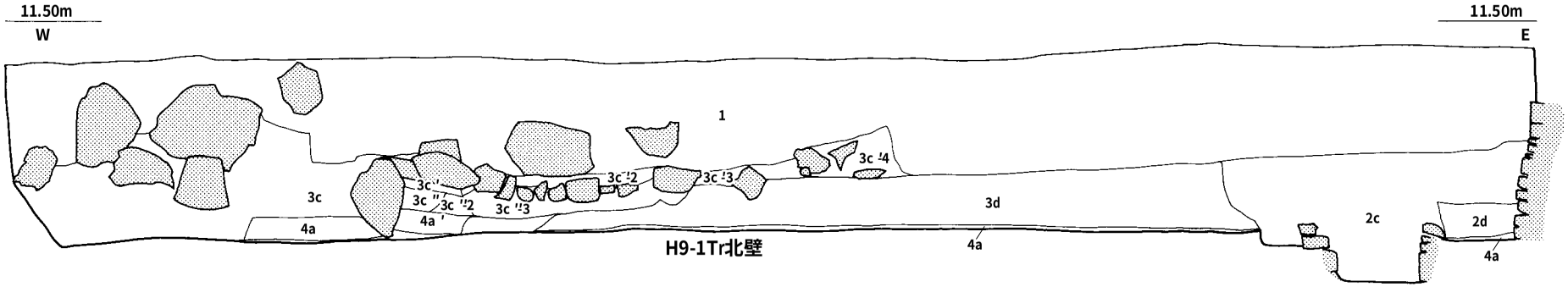

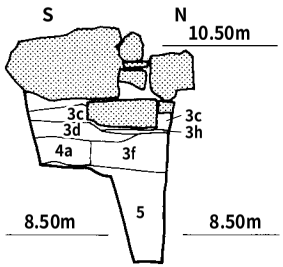

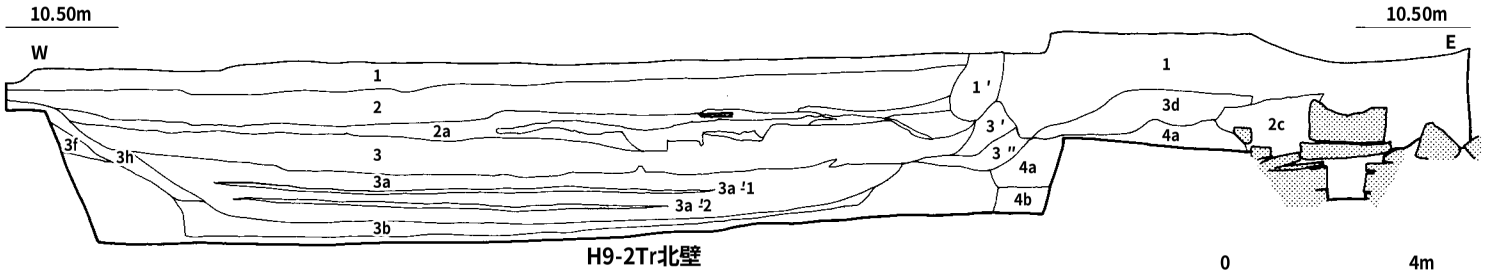

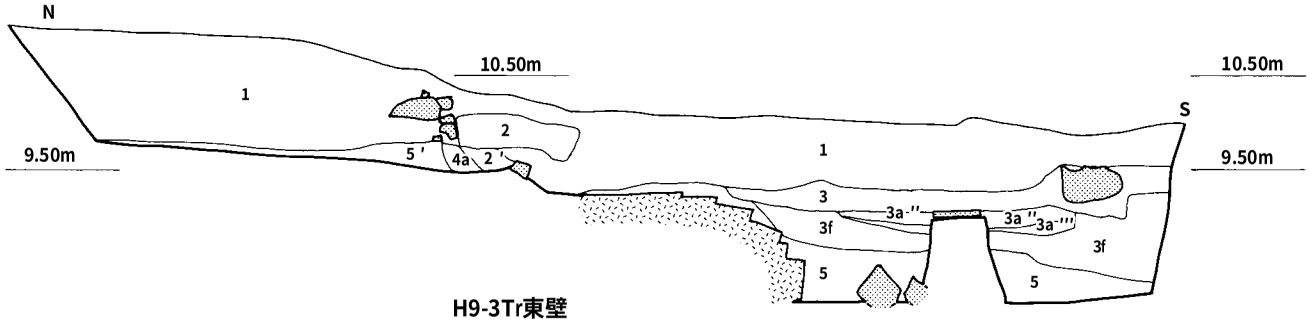

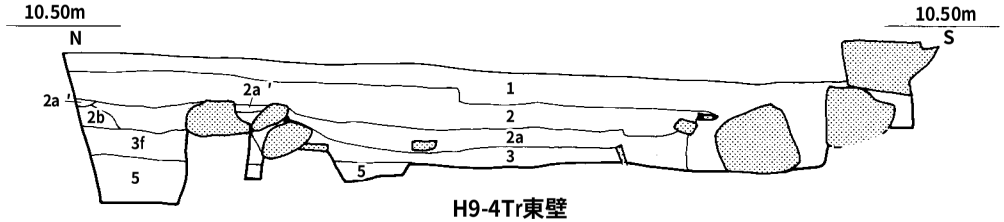

	H9-1Tr北壁		H9-2Tr北壁・西壁		H9-3Tr東壁		H9-4Tr東壁	
1	表土		表土		表土		表土	
1'			石抜き取り					
2			褐灰色土	砂質	暗黄色砂		淡灰色土	
2'					暗茶色土	砂質		
2a			暗灰色土				暗灰黄色土	
2a'								
2b							淡黄白色土	砂混
2c	礫層		暗黒色土	礫が混じり締まりがない。				
2d	黄赤色土							
3			暗青灰色土		鼠に近い暗青白色土		暗青灰色土	
3'			淡灰色土					
3''			暗灰白色土					
3a	赤褐色土	粘土	赤褐色土	粘土				
3a'1			暗青色土	礫が混じる。				
3a'2			青灰白色土	礫が混じる。				
3a''					明灰青色粘土			
3a'''					明灰白色粘土			
3b			暗青灰色土	5～10cmの礫が混じる。				
3c	黄色土	3dより礫はやや少ない。	明黄色土					
3c'1	淡灰白色土	玉砂利が混じる。						
3c'2		玉砂利。						
3c'3	黄色土	玉砂利が混じる。						
3c'4	黄色土							
3c''	暗灰白色土	2は暗青白色土、3は玉砂利。						
3d	黄色	10～20cmの礫層。	暗黄色土					
3e			玉砂利が混じる。					
3f			暗赤灰色土		灰赤色	礫層	暗赤灰色土	
3f'					暗灰色			
3h			暗赤灰色土	玉砂利が混じる。				
4a	暗褐色土		暗茶褐色土		暗茶褐色土			
4a'	暗黄灰色土							
4b			暗赤茶色土	小礫が混じる。須恵器、土師器が出土。	暗赤褐色土			
5			暗赤茶色	小礫層	黄灰色	礫層	暗赤色	礫層
5'					明黄赤色土	粘土		

図8　H9-1～4Tr土層断面図（S＝1/80）

第３節　遺　　構

第１項　園池（図９）

旧金石城庭園の園池は「心字池」である。絵図と口伝、貯水部、景石らしき大石からおよその位置と形を割り出して調査に取りかかった。まず東西と南北の２方向にトレンチを設定し、表土以下の土層と遺構の存否を調査した。試掘により想定箇所に園池が存在し大石は景石であることが分かった。さらに池の構造を明らかにするために底と思われる層を抜いて下層を調査した。池底は版築で造成した基盤に玉石を敷き詰めていた。そこで遺構の検出は玉石と版築に用いた赤土を目印に進めた。

１．土層（図８）

平成９年度に園池の大まかな土層を確認し、次年度以降に詳細に層序と時期、性格を検討していった。作庭後に長期に渡って遺構が露出していたためであろうが、土層は総じて不整であった。図８は平成９年度の作図だが当時の報告に準じつつ層序番号等については整理した。最下層は小さな礫からなる無遺物層でトレンチ各所に観察できる。上に中世の遺物包含層が乗る。この層は下位に灰釉陶器と土師器を含む土質・土色が異なる層がある。底部は中世の遺物包含層を掘り込んで造っており、いわゆる「赤土」と石英斑岩の風化土（粉砕土）で厳原で言う「白土（はくど）」を相互に叩き締めて築いた版築構造である。精査に基づく土層の検討により平成９年度報告の３f 層は版築赤褐色土の直上にある暗青灰色土であり、２b 層（灰白色土層）はL20区の石橋下で確認した淡灰白色土であると結論した。平成９年度では２b 層は新しく、池の造成に伴う土ではないと報告されたが、２b 層は３f 層の上にあって池底から張り出し、中島の表面に貼り付けられるように盛り上げられている。池底からの連続する状況から判断して生きている可能性が高い。池底は３f 層の上に赤褐色・黄色粘質土を貼り、中島などの陸化した部分では地形を陸化するように３f 層を山状に盛り上げ、その上に２b 層を盛って固め陸地として造成したと思われる。K20区の池底も中島とその対面の陸地方向に下方から２b 層が連続して立ち上がる。M19区で確認したが明茶色小礫層である平成９年度報告の５層上に直接２b 層が乗る場合もある。池でも端部で完全に陸化した所は上記の構造なのであろう。

２．遺　　構

項を進める前に「池の形状」という語について注意しておく。文化年間図に見る心字池は水面が陸地と接する分界線の平面形態を描いたものであろう。つまり貯水部分の範囲を示すものである。平面形態としての形状はこの「オタマジャクシ」状であったと見て問題ない。しかし池とは周囲の陸地部分も含めた空間全体を指す概念である。つまり貯水部分が周囲より低く掘り窪めた凹地であり、この凹地が水面より上位に位置する陸地なしでは存在し得ないからである。そして築山の造成や景石の配置つまり陸地の造作によって「池」が造られるからである。よって「池の形状」とは水面の平面形態と周囲の陸地部分を含めた空間形態の二つの意味を包含する。本文ではなるべく注意して語を使い分けたが注意されたい。

貯水部（図９）

かつて心字池があったとされる場所は産業講習所や厳原中学校に伴う施設の建造で攪乱され廃土で埋没していた。そこで池に該当すると予想される場所にトレンチを入れ、その結果に基づき調査区を拡大した。トレンチの土層断面の観察によって、凹状地形の下底面に赤褐色と白色の粘質土を交互に重ねた版築構造があることが明らかになった。中央は厚く周辺は薄い。版築の範囲を貯水部の範囲と想定して調査を進め、確認した。版築は緻密で相当に強固であり特別に漏水防止を意識していたことが分かる。常時水面下に位置することを想定しての工法と言える。つまり版築構造を採る部分が水面下の貯水部であり、断面に現れる版築の端部を平面で結ぶ線が水面と陸地との分界線とほぼ一致する。貯水部には青灰色～暗青灰色粘質土が堆積していた。水性堆積作用で形成されたと思われる。この粘質土は包含遺物から近世以降に堆積したものと考えられる。記録や住民からの聞き取りによれば池は作庭後も大きな改変を受けずに存在していたようである。表出期間が長かったために貯水部には水性堆積土が継続して形成され、結果として近世から近現代までの遺物が混在することになったのだろう。近世の遺物が少ないのは浚渫が定期的に実施されていたためか。堆積土は複数の分層が可能で、各層の底面には玉砂利が面的に広がっており、徐々に貯水部の底が上昇していった様が窺える。貯水範囲の認定は１）版築範囲、２）水性堆積土分布範囲、３）文化年間図を基にした。確認した貯水部は頭を北に尻尾が南西に流れるオタマジャクシ状で、汀線は文化年間図の表現と良く合致する。不整円形の頭部に北東の側溝６から導水し、出島の南にある M21区の曲折部で南東方向に尻尾が続く。端部は N～O24区で塊状の石を連ねて閉塞する。曲折部から端部まで南側の陸地を精査したが排水口は検出できなかった。不整円形の貯水部は H～L 区の21～23区に広がり、J22Pt 一円が盛り上がって中島を造る。貯水部の確定のために景石を配する縁辺の陸地も精査した。赤褐色土の版築に玉砂利を敷き詰めた底面が中央から離れるにつれて徐々に立ち上がり、角礫層及び黄褐色土層で構成される陸地に至る。調査区の掘り下げで検出した陸地の石は相当数に上ったが、作庭時に配置された景石以外にも記録に残る中学校時代の工事で新設した石が混在していることは明らかだった。石直下に近現代の遺物を挟む物以外については、判別のため中学校当時用務員を担当していた方に聞き取り調査をし手掛かりにした。景石選別の結果、池の縁辺線は中学校当時に改修工事で造られた石垣におおよそ沿っていることが分かった。換言すれば本来の遺構に沿って改修工事されたということである。工事のため遺構本来の陸地は随所が攪乱されていた。昭和年間の新設石群には庭園の景石を流用したと考えられるものも多かった。景石のうち原位置を保つもの、転倒などで逸しているもの以外の石は除去したが、左記の流用石は整備時の復元のため別地で保存した。

汀線の確定に際し検討を重ねた平常時の水面高は9.6mで、増水時は9.75m程度まで上昇していたと結論づけた。梅雨や台風の時にはさらに上昇して水路３、４が完全に冠水する。暗渠構造の水路３はこうした冠水時の排水対策として築造していると考える。

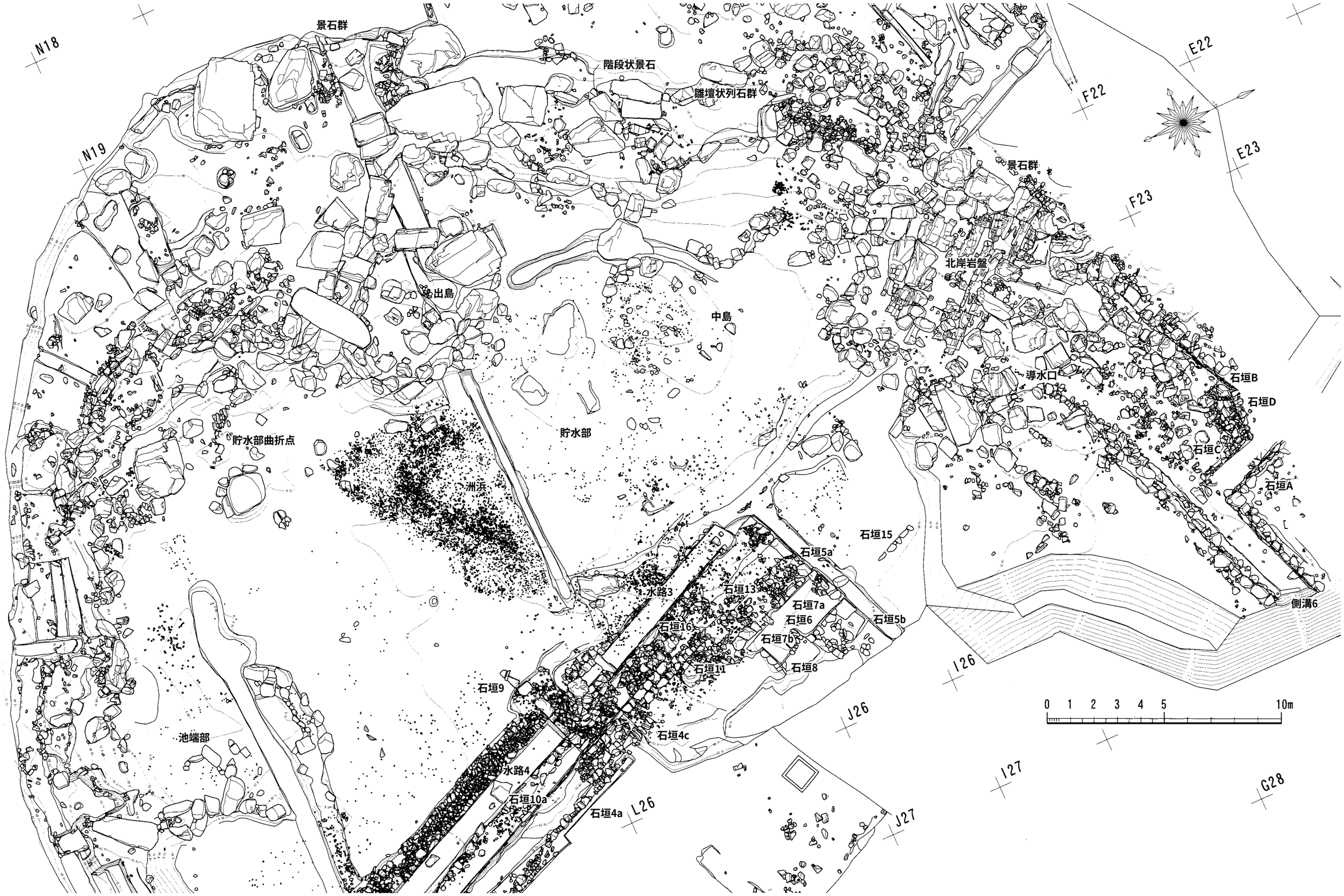

図９　園池遺構配置図（Ｓ＝１/150）

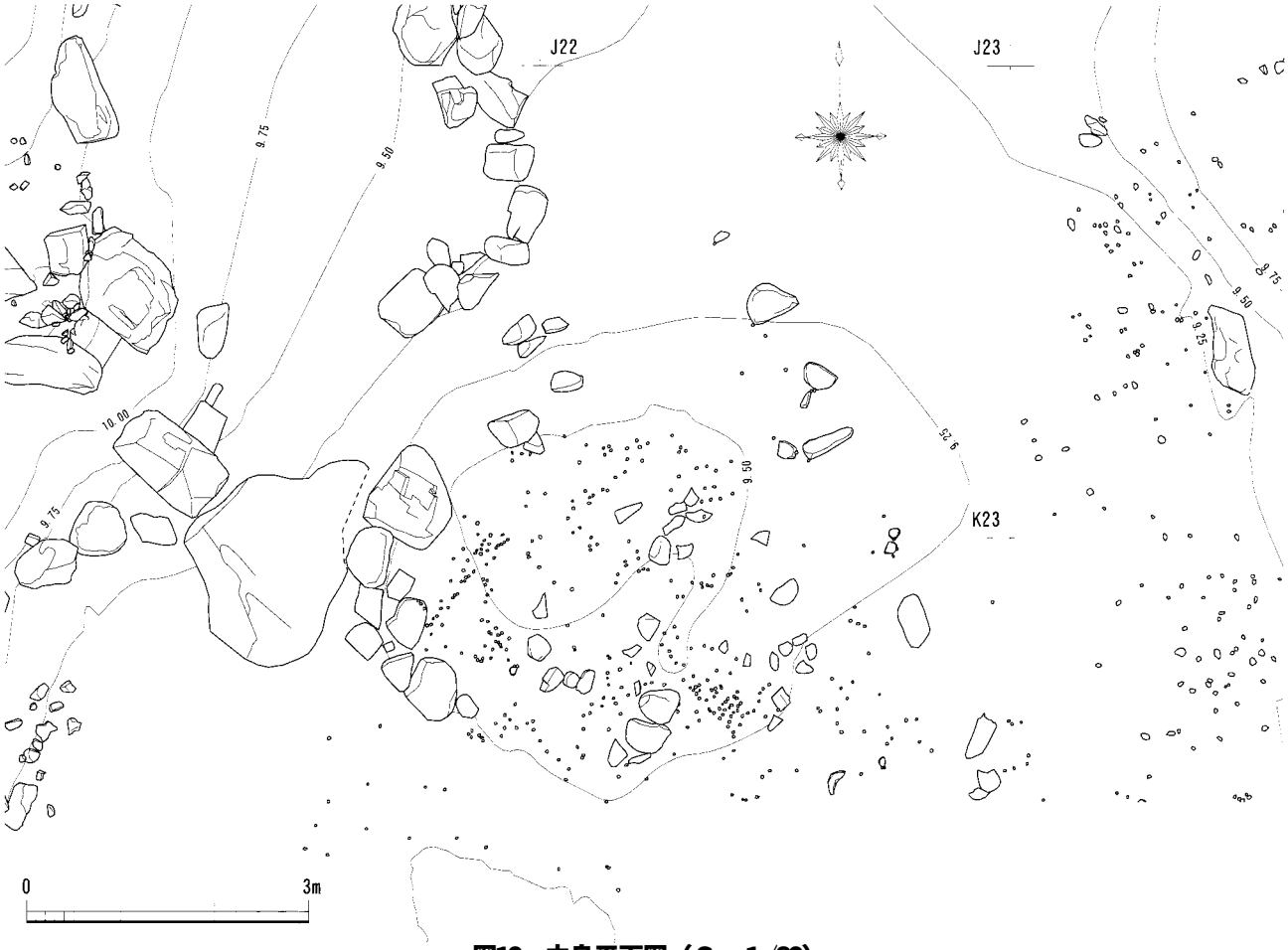

図10　中島平面図（S＝1/80）

ⅰ．中島（図10）

I～J21～22区で検出した。当初は中学校時代の工事で設置された大石が複数上に乗っていた。ごく緩やかな小山で、皿を伏せたような外観の島状遺構である。やや不整な円形で直径約４m、高さは池底から約40㎝。池底を構築する際に一部を盛り上げて造ったと見られる。表面には池底と同じく玉砂利が敷き詰めてあった。

ⅱ．出島（図11）

K～L20～21区で検出した。調査当初から露出していた。陸地部分の埋土を除去し遺構面を検出した。文化年間図では張り出した陸地として表現されている。しかし調査により遺構の西側の張り出した陸地の付け根に当たるK20区で南北に走る溝状遺構を検出した。これはH９-Tr３f層上層の２b層を削り込んだものである。遺構の中には近現代の遺物を含んだ暗青灰色の水性堆積土がある。池が造られた当初は連続して２b層があり、後世の浚渫作業などの際に削られた可能性があるが、当初においても現況ほどではないにしろ溝状を呈していたようである。つまりK～L20～21区はL21区に渡された石橋で繋がった中島状の遺構であったと言える。ここに架かる石橋だが灰白色土を盛り上げて中に石を埋め込み、端の支えとしていることが判明した。

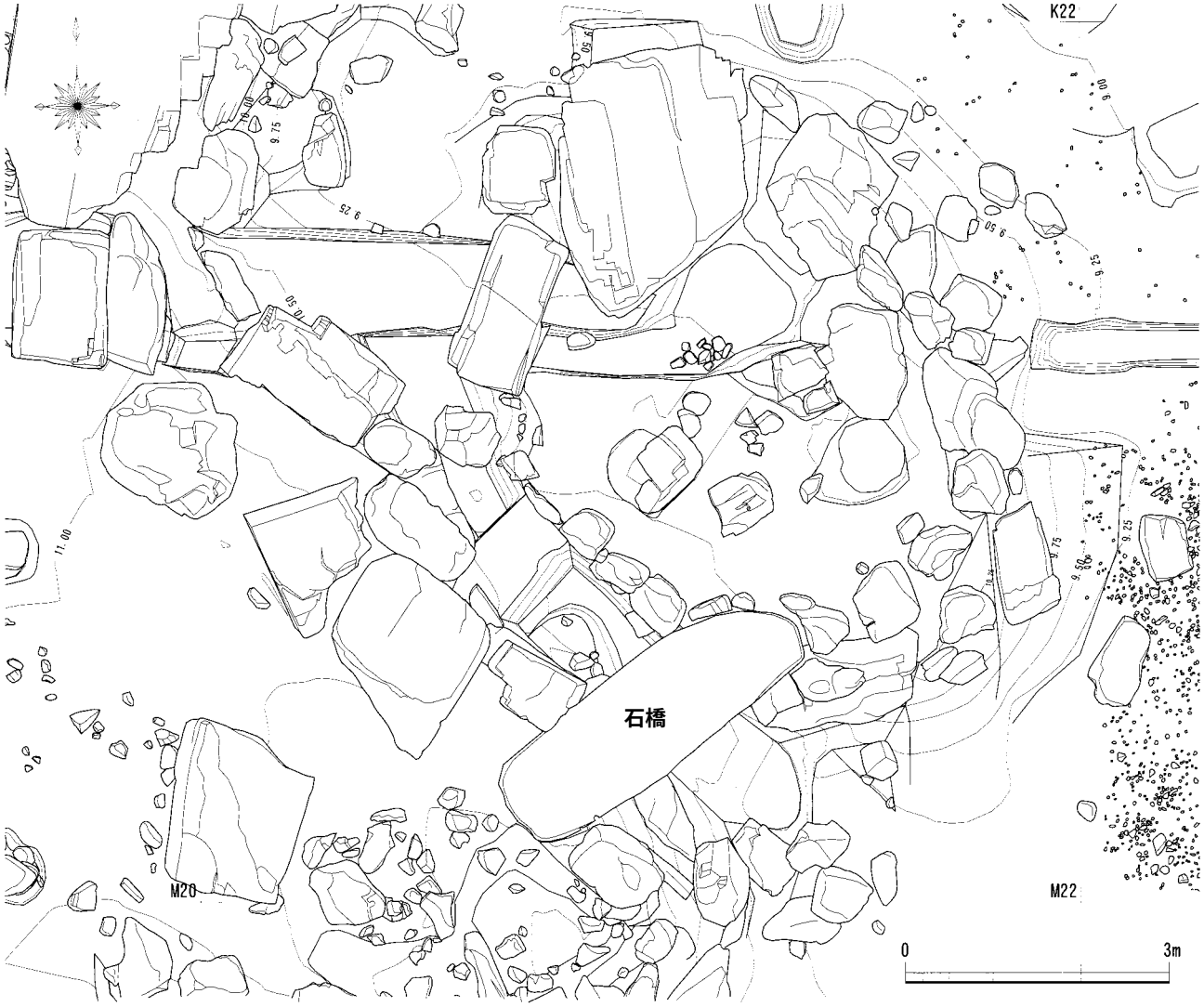

図11　出島平面図（S＝1/80）

ⅲ．池底（図８）

池底は厚さ50㎝前後で粘質土の版築構造。上からHue5YR5/8明赤褐色土、Hue2.5YR7/8黄色土、Hue2.5GY4/1暗オリーブ灰色土、Hue2.5YR8/2灰白色土、Hue2.5GY5/1オリーブ灰色土を重ね非常に強く叩き締める。厚さはほぼ均一だが池底が立ち上がる縁の部分は薄い。表面には５～10㎝程度の玉砂利を敷き詰める。文化年間図の形状と版築構造の範囲はほぼ一致する。オタマジャクシの尻尾、N22区で版築の断面を観察したところ、黒灰褐色土の上に白色土を乗せ赤褐色土を敷いていることが分かった。部分的に白色土がない箇所もある。底面は北から南に傾斜し水を円形の貯水部から長楕円の端部に流す。排水口は検出できなかった。中学校時代に池に排水口を設置した工事の記録が残っているが、調査で確認したコンクリ製排水路は池底よりも遙かに高い位置に設定されていた。中の泥（水性堆積土）がかなり堆積していたのでこれで問題なかったのだろうが、池が廃絶されて以降の浚渫が完全には行われていなかったことが分かる。

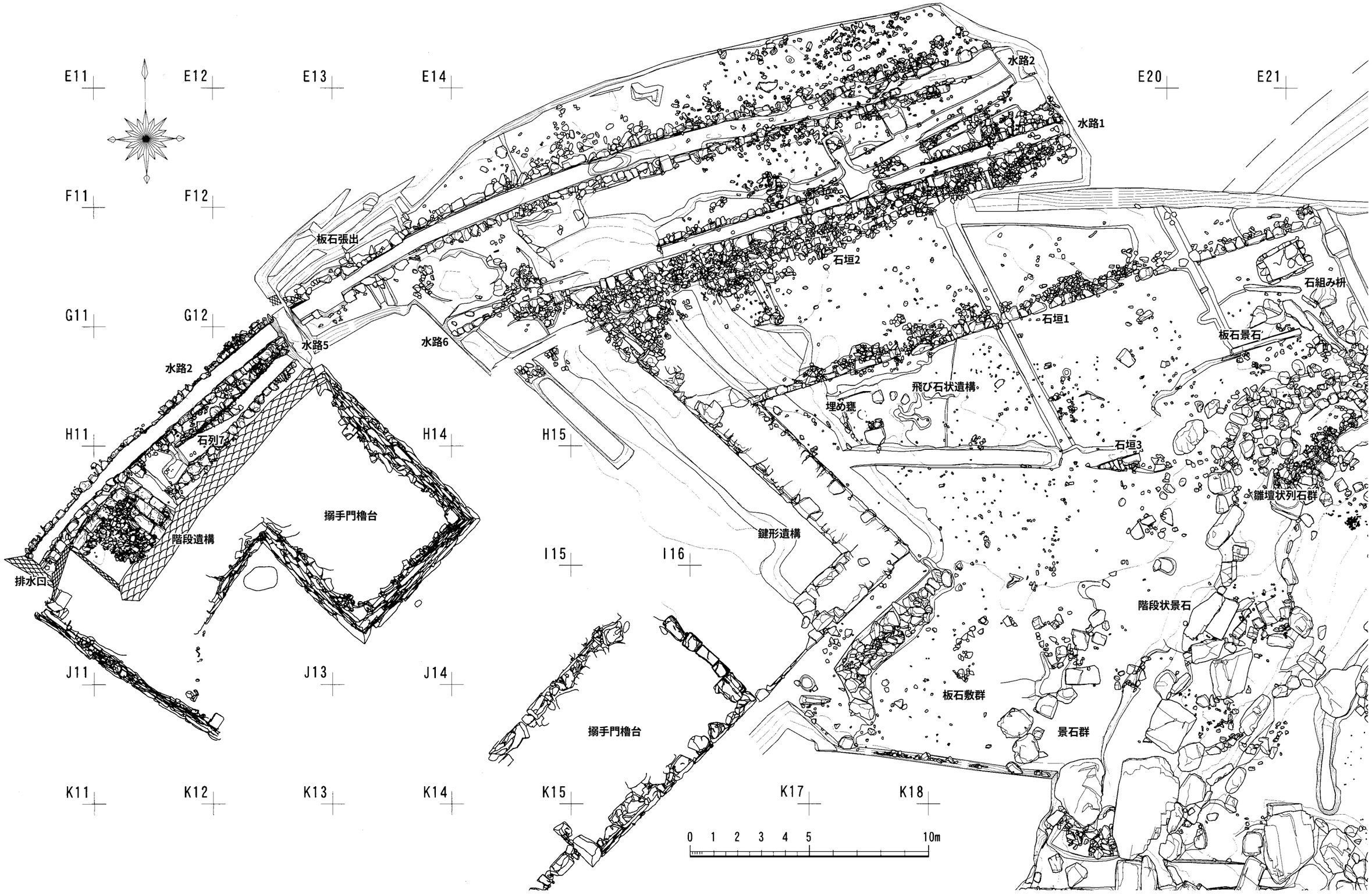

図12　池北西部遺構配置図（S＝1/150）

M22区は円形の貯水部から長楕円の端部に繋がる曲折点だが、ここに1.5m程度の丸みを持った平らな「カネイシ」を据えている。この平石の西には小振りな石を６石縁取りするように並べる。またN23、24区は貯水部を縁取るように50㎝前後の石を並べる。園池はＨ９‐２Tr北壁土層から、地山のＨ９‐５層を掘り込み、Ｈ９‐４層で充填し水路３上をＨ９‐２c層で覆いさらにＨ９‐３d層で端部を形成したと考える。

第２項　園池縁辺（図９、12、19）

１．土層（図28）

H14‐１Trで表土下約80㎝（標高約12.0m）におよそ50㎝の厚さで堆積する赤土の層（４層）を検出した。下に厚さ約10㎝のにぶい黄褐色土層（５層）を挟み、褐色土層面（６層）を検出した。４層は近世の池造築に伴う造成土、６層上面は櫓門枡形の石垣の下底部にレベルが合致することから当該期の遺構面と考える。つまり櫓門築造時の地表を埋め立てて池の外縁を造ったと考えられる。このとき櫓門の石垣は下部を埋められているが、枡形部から池に抜ける通路は生かし機能させていたと見られる。

２．遺　　構

⑴　**池南部～西部**（図９、12）

平成12年度に池の西岸に大きな石を使った石列が見つかった。石列は池の北から南まで出島と一体になって続いており、心字池の護岸ではないかと予想した。しかし池縁辺部に置かれた多量の石の中には、直下に近代以降の遺物を包含するなど、明らかに近現代の構築物と判断できるものがあった。そこで中学校運営時に用務員として在職していた方に聞き取りをしたところ、石列は中学校が池の改修工事で造ったものだという証言を得た。『厳原町教育史』でも確認した。さらに他の石群も大半が同様に昭和年間の設置物だと分かった。しかし近世の原位置を保つのではないかと考えられるものや遺構の石材を流用したと見られるものも多かった。そこで石列の裏にトレンチを入れて背後を観察することにした。N21区に攪乱された箇所があったため、これを利用して堀下げたが、裏側の下方に池底に敷かれているものと良く似た赤土が土層断面に確認できた。さらにM19～21区に東西トレンチを設定し、断面観察を行った。これにより角礫層の上に乗る黄褐色土層上面が近世当時の遺構面である可能性が高いことが判明した。現表土は黒色土で黄褐色土はその下層に位置する。上面は攪乱を受けているが、比較的高位まで当時の造成土は保存されている。以上を踏まえ当時の用務員の方に改修工事等のときに据え付けた石材を記憶する限り指摘してもらい、参考にしながら石材の下と背後を調査し、本来の遺構でない石材を除去していった。この作業で原位置を保つもの、原位置から移動・流用されたものを区別し、原位置を推定できるもの以外で池外から持ち込まれたもの、もしくは元来池の構成材であったとしても大きくその場所を移動しているものを除去することができた。

M20、N20～21区で中学校時代の石垣を除去し埋土を掘り下げた結果、特にM21（20）区で明瞭に、池底部に使用される赤土と現遊歩道の方向に立ち上がる茶褐色土を確認した。同時に遺構面の検出も行ったが、作業に伴い中学校運営時に噴水用として設置された石垣の背後に並ぶ石列の一部が出土した。出土したM20区の石は板状で平面を池内部に向け茶褐色土に立てられている。板状石からさら

に塊状の石で護岸を形成しながら石列は伸び、K～L20～21区の出島へと渡る石橋に続く。中学校期石垣の除去前に背後の石列を心字池造成に伴う護岸であると仮定して調査を進めたが、池底面の赤土から連続する茶褐色土と石列の出土状況から、やはり池西南部の護岸は仮定した線と一致することが明らかになった。黄褐色土に乗る石群は大半が当時の状態を留めているが、一抱えほどのものは動いているものが多い。中学校時代の改修工事では、おそらく心字池本来の縁辺線に沿って造成をしたのであろう。護岸は黄褐色土で造成され池底から急角度で３～４ｍ外へ立ち上がる。斜面には大小の石を汀線前後に並べて造っている。護岸は出島から緩やかな曲線でO～P23～24区まで続く。O～P23～24区は池の端部に当たり、ここからN24区まで北に伸びた列石で貯水部を閉ざしている。護岸の石は塊状のものばかりだが、その中でO～P23区で平らに置かれた厚さ約10㎝で縦横約300×100㎝の板状石が目を引く。またN20～O21区にかけて並ぶ護岸は、同一レベルに平面幅１ｍ前後の板石を面を揃えて使った約５ｍの石列で構成している。石列の背後は金石川の城壁に向かって緩やかに高くなる平坦地で、池北部まで続く。N21区に250×200㎝ほどの巨大な石が横たわっていた。この石は本来板状石の石列前方に立っていたものと考えられる。護岸に使われている石は約50㎝四方のものから約100㎝四方のものまで様々である。石質は地元で「カネイシ」と呼ばれる水性堆積岩の泥岩・砂岩のホルンフェルスが多く、石英斑岩や地元で「久田石」と呼ばれる流紋岩／デイサイトも混じる。泥岩・砂岩・のホルンフェルスは玉石を大きくしたような丸みを帯びたものもあるが、海岸に露頭するような荒々しい角を持ったものが大半である。なお池底に敷かれているものと同じ玉砂利が黄褐色土の立ち上がりまで分布している。

⑵ **池西部～北部**（図12）

搦手門から庭園の北部を巡る通路に該当する。文化年間図に描かれた鍵形遺構の一部である石垣と、埋め甕１、飛び石遺構などを検出した。

ｉ．石垣１（図13）

G16～18区、F18～21区で検出した南西－北東方向の石垣で、平成４年度に出土した鍵形遺構から連続する一連の遺構。南面する。鍵形遺構から61°の角度を持って城内に折れる石垣を端部とし、北西に伸びる。水路１南壁石垣と平行する。列は原位置を良く残しているようで、ほとんど乱れない。途中２箇所を旧中学校時のコンクリ基礎で破壊されている。また検出した一番東は素焼きの土管の埋設で破壊されている。これら攪乱によって石垣の断面が観察できる箇所がある。石材が遺存するのは２石ほどだが、最下にある石材の底部から30㎝の高さまで奥行きおよそ55㎝の規模で玉砂利を込めている。石材側に斜辺を持つ直角３角形で、玉砂利と石垣石材の間には礫混じりの土を埋めている。本来あった上部を若干飛ばされている可能性があるが、あまり高くなく、積まれてもせいぜい後１、２石程度と思われる。所々に据えられた板石や大きめの石材があまり原位置を逸していないようなので、重機等の機械で一気に掘削したとは考え難い。

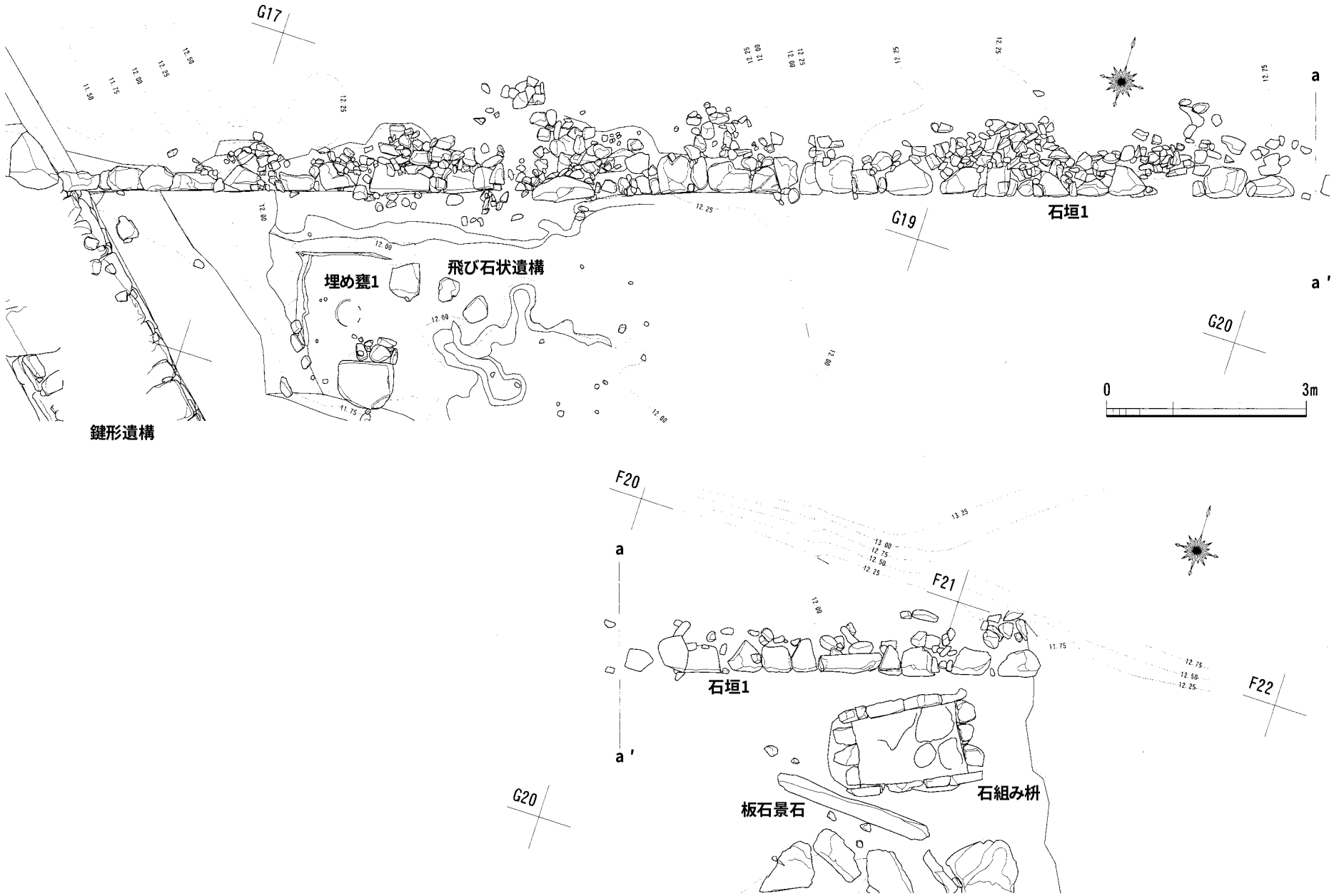

図13　石垣１、埋め甕１、石組み枡平面図（Ｓ＝１/80）

切り合い関係を観察すると石垣１は元来櫓門に伴う遺構であったようだが、そうするとまだ上方まで高さがあった可能性が高い。石垣１前後の遺構面の状態や先述した列や石材の遺存状況からすると、池の造成に伴って上部を除去されたと想定しておく。石垣１と水路１南壁は対応し、幅22尺５寸の用地をなしていたと考える。検出面には建築物の痕跡を示す遺構は検出されていないが、面積が広く、建物が建つ用地であった可能性はある。

ⅱ．石組み枡（図13）

F20～21区で検出した。板石を立てて壁を造る。底は全面板石貼りで側面とともに目地にアマカワ貼りを施している。長軸方向が南西－北東を取る。内部の堆積土から獣骨やガラス瓶と一緒に大正12年の10銭が出土した。この枡は産業講習所時代のものと考えられる。後にこの中にコンクリでさらに枡を作っていた。コンクリ枡内の堆積土は黒色の炭化土で、焼けた木材などが混じっており、この中で火を焚いていたと考えられる。南には庭園の遺構で板石を立てた景石がある。

ⅲ．埋め甕１、飛び石状遺構（図13、14）

G17区で埋め甕１とそれに伴うと見られる飛び石状遺構を検出した。遺構は石垣１の前にある。飛び石は３枚の板石を並べたもので、40×40㎝以下の規模のものを使っている。３枚がほぼ東西に約30㎝の間隔で弧を描き、西端の石から50㎝先に甕が埋設されている。飛び石の周辺には５㎝前後の玉砂

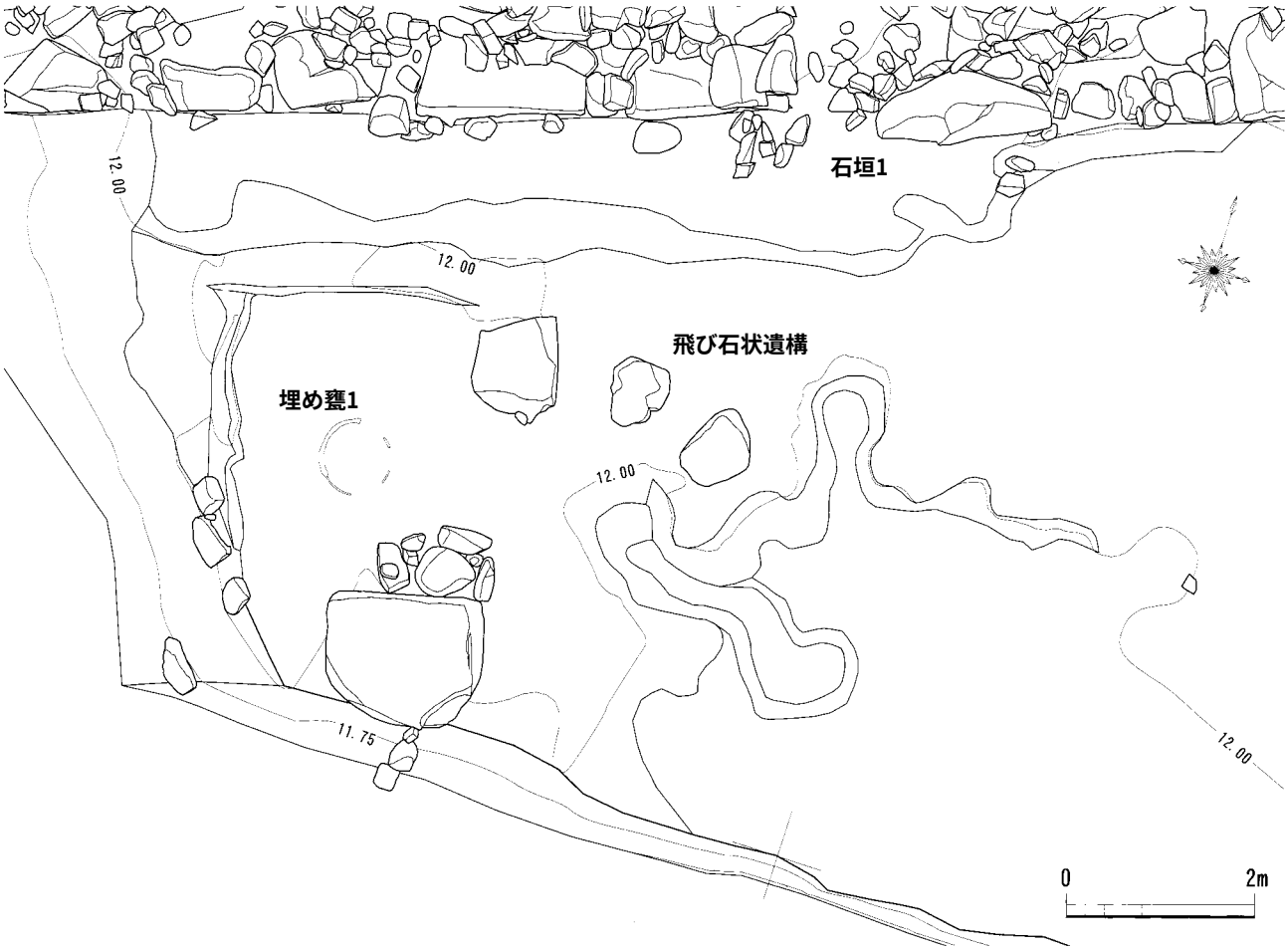

図14　埋め甕１平面図（S＝1/40）

利が広く撒かれている。玉砂利の堆積は厚いが、遺構面の確認のため土層面が表出するまで取り除いた。玉砂利層中には近代以降に属するガラス片等が混じる。これは後世の埋め立て土からの混じり込みと埋め立て時の攪乱によるものであろう。池の造成時に敷かれていた玉砂利の層厚は10㎝ほどであったと考えるが、前述の理由により正確な厚さは不明である。埋め甕１周辺は飛び石周辺よりもさらに細かい砂利を敷く。１㎝程度で丸みがある。埋め甕１を中心に半径１ｍの範囲に分布する。埋め甕１の北には石垣１と平行して幅20㎝長さ170㎝の細い溝が走る。埋め甕１内部はシルト質土が詰まっていた。粘性は低いが水分が多くややべたつく。底部は特に水分含有が多く、密だが固くはない。上面から底まで色調変化はなく10YR4/3にぶい黄褐色。口縁からマイナス38㎝で瓦片が出土した。口縁から底面まで70㎝。

ⅳ．石垣３（図15）

H19区でH14-１Trの掘り下げに伴い出土。北面する。現在確認できる長さは180㎝である。出土長は180㎝程度だが、推定される延長方向は石垣１と平行する。出土層位から見ると池造成以前の遺構で石垣１と同時期と思われる。ただし平成４年度の調査ではH17区の鍵形遺構の東に設定したトレンチに続きと考えられるような遺構は見つかっていない。また東にも現遺構以上は伸びず途切れている。遺存するならば西方だが先述のようにH17区には確認されておらずH18区付近で南に折れているのかもしれない。方向が一致することから石垣１、ひいては鍵形遺構に関係の深い施設を想定しておく。築造時期も同時期と見る。残存するのは根に近い１石程度で、上部は池の造成工事の際に取り除かれたのだろう。

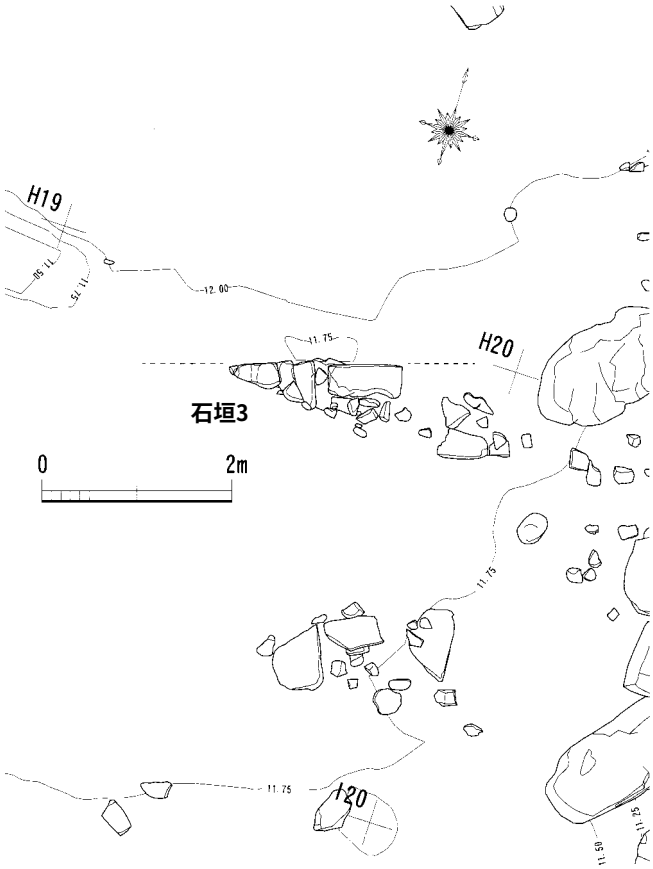

図15　石垣３平面図（Ｓ＝１/80）

ⅴ．板石敷群（図16）

主にI18区で１辺30㎝以下の板石を複数並べるように敷いた状況を確認した。石垣の根石というより埋め甕１に伴う飛び石と様子が近似する。池周辺を巡る際の踏み石かとも考えたが不明である。時期は出土状況から池と同時期と見て良いだろう。

ⅵ．景石（図16）

J18～19区で景石を検出した。水性堆積岩を立てたもので南方の景石と一連のものとして据えられたものと見られる。景石とはやや性格を異にすると思われるが、F20、G20～21区に長さ2.4～３ｍの

板石を数石と中型の礫を用いて池からの立ち上がりを形づくっている。

⑶ **池北部～北東部**（図９）

南部と同様に掘り下げた結果、池の北岸を形づくる岩盤と雛壇状列石群を検出し、昭和57年度に出土した石垣遺構を再検出した。この結果文化年間図に描かれた金石屋形築造時の遺構と判断されている建物遺構と心字池との位置関係が把握できることになった。また当時出土した側溝６は絵図の通り心字池に繋がる水路であったことが明らかになった。

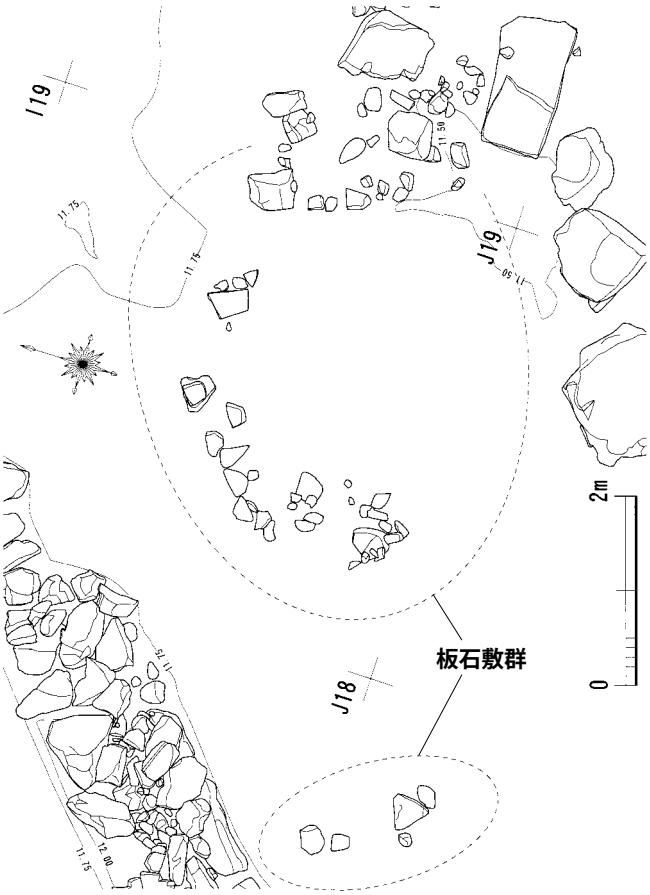

図16　板石敷群平面図（Ｓ＝１/80）

ｉ．側溝６（図17、36）

F25～26区で昭和57年度出土の側溝６を再検出した。またこの南側、つまり池東岸で東に向かって高く傾斜する粘土を検出した。粘土の傾斜構造は玉砂利の混在する青灰色水性堆積土の下で見つかっており、ほぼ恒常的に水面下にあった部分であることが分かる。検出状況や傾斜構造から見て、池の東岸と言えよう。ただし東岸の陸地部分は上方にガラス片など近現代の遺物を含む茶褐色土が堆積しており、大正期の産業講習所建設によって改変を受けている可能性が高い。側溝６の北辺には産業講習所期に敷設された道路に伴う石垣があった。文化年間図では心字池に流れる側溝６は明瞭に流路が描かれており、北辺南辺とも石垣その他の構造物があったことも考えられる。しかし調査では産業講習所期石垣の下に青灰色の水性堆積土を確認しており、前述のような構造物はなく昭和57年度に出土した東西石垣Ｂの下に広く水面が広がっていたのだと思われる。一つ注意しておかなければならないのは、金石屋形の築造時期と心字池の築造時期、絵図作成時期の時間差である。建物石垣Ｂ、Ｃに対して斜めに組まれた石垣Ｄは礫混茶褐色土を基礎として埋め立て、増設されたものであるが、この礫混茶褐色土の下に青灰色水性堆積土が堆積している。石垣Ｄがまだ増設される以前に石垣Ｂ、Ｃの前が恒常的に水が流れる（留まる）ようになっていたとすると、その後築造された池のために石垣Ｂ、Ｃの前を埋め立てて側溝６に沿うような石垣遺構が新たに築かれたことも考えられる。

ii．北岸岩盤、景石（図18）

G22区一帯で構成材にコンクリ塊が混じる近代以降の石垣を除去すると、下から破砕して斜面状に整形した岩盤が出土した。石垣の下には鉄筋なども見つかり産業講習所以降の構築で間違いない。ここへ部分的に水性堆積岩を配置して池の北岸を形作る。

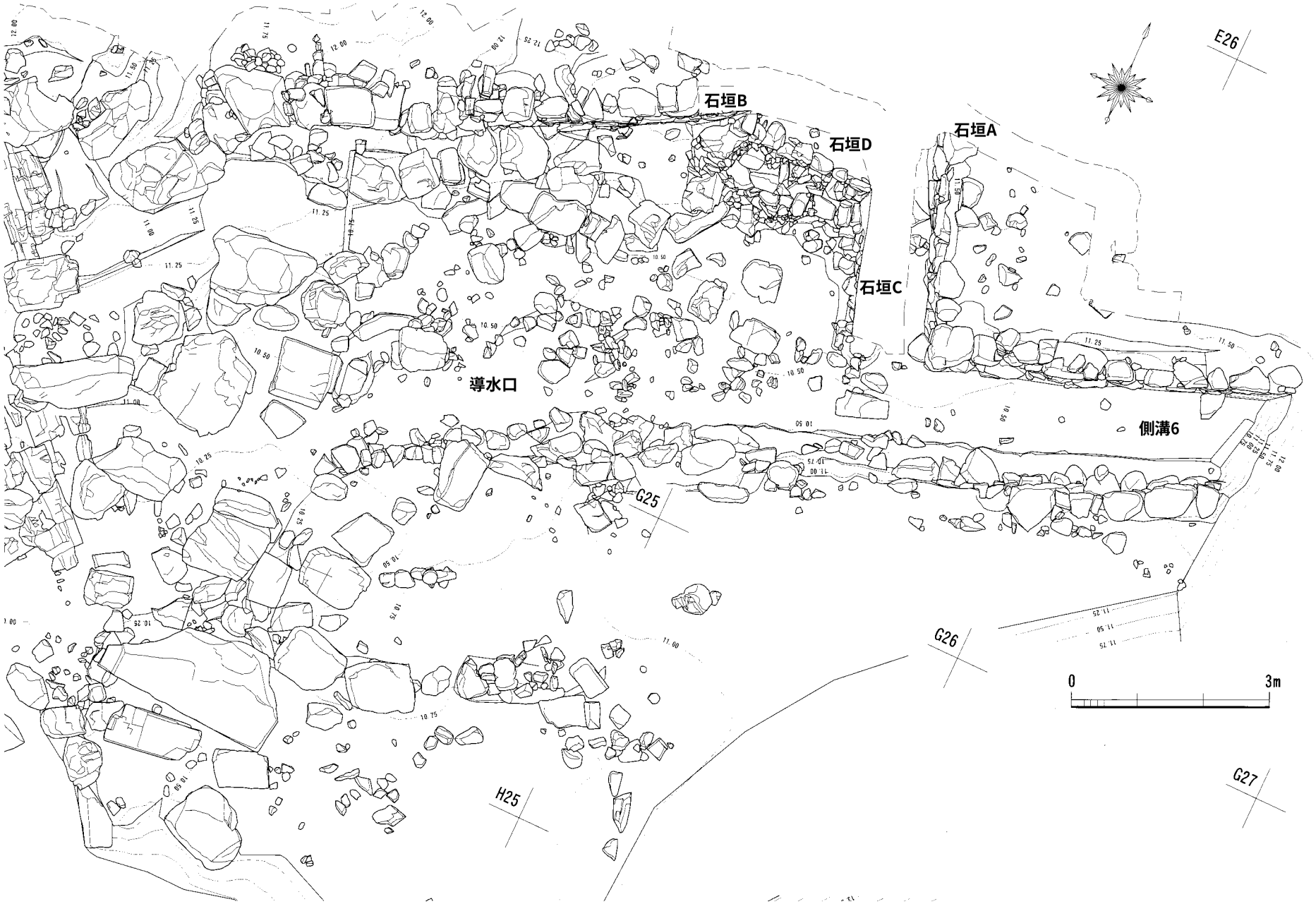

図17　側溝６平面図（Ｓ＝１/80）

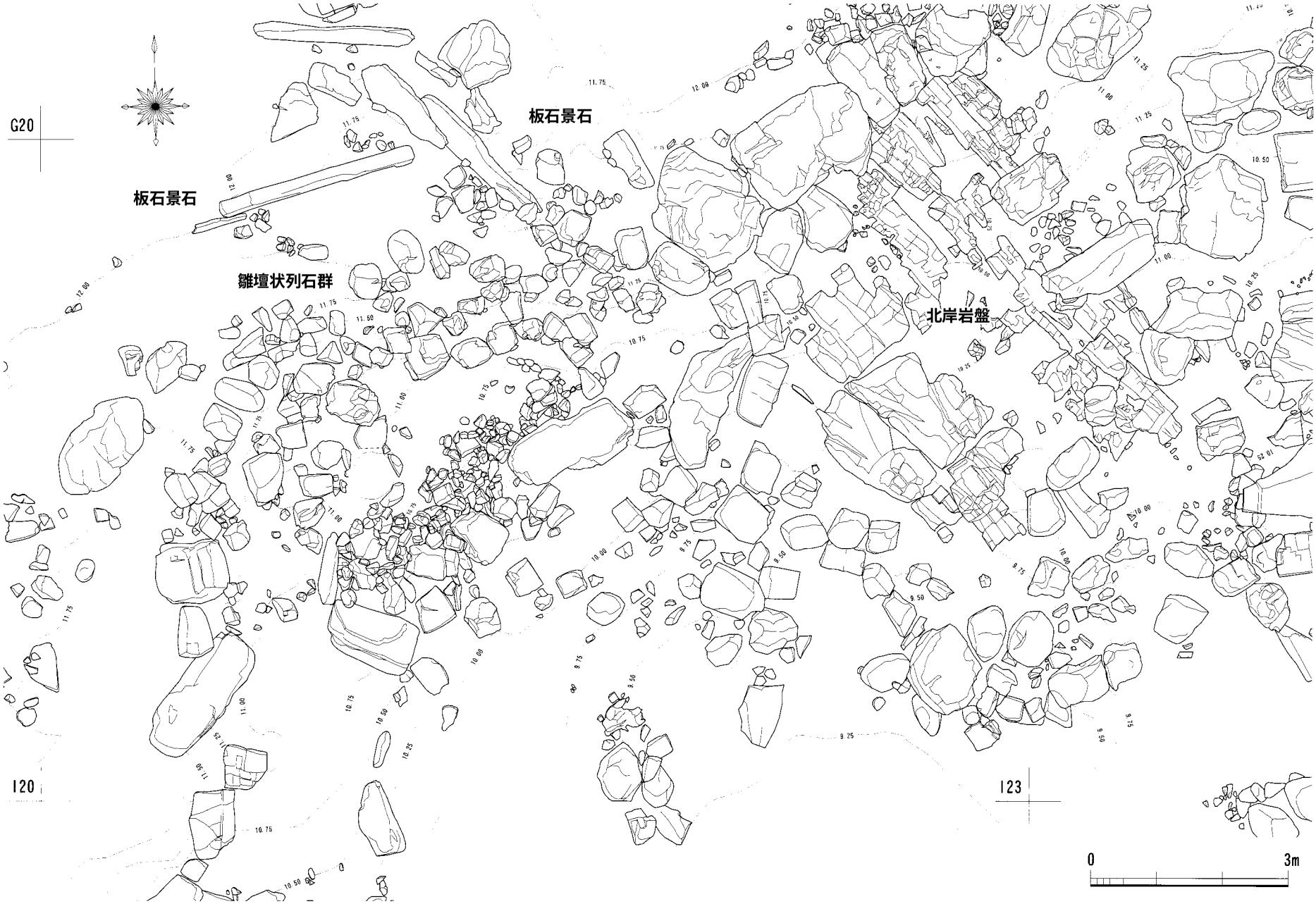

図18　雛壇状列石群平面図（S＝1/80）

岩盤は節理が細かく入り容易に剥離する。庭の北方には宗家墓所の丘陵地があるが、ここから南に向かって傾斜する岩盤の一部が露出していると思われる。ほかに岩盤が露出した箇所はない。岩盤北側の高所には黄色の地山が堆積しているが、複数の大石を連ね景石としている。大石周りの遺構面を精査したところ黄色土に黒褐色土のプランが見つかり、地山を掘り込んで大石を据えた堀方であることが分かった。なお堀方内部から分銅と錠前様の製品が出土した。

ⅲ．雛壇状列石群（図18）

30～60㎝四方程度の塊状石からなる景石群である。G～H20～21区で検出。園池に対し内向きに弧を描く。最大８ｍまでのやや不整な列が２段から３段に高低差を持って雛壇状に配置される。水面から離れた高位に局在する。園池内に置かれたほかの景石とは様相が異なり特殊である。

ⅳ．階段状景石（図12）

I20区で検出した上面が平らな大石を階段状に上下２石配置して造る景石である。石は泥岩・砂岩のホルンフェルスで、平坦面は２×１ｍ内外である。景石は大半が塊状のものを使用しているが、ここのように広い平坦面がある石を天板のように使用しているものも散見される。

⑷ **池東部**（図19）

平成10年度にI24～25区で東西方向の石垣と途中から90°南に折れる南北方向の石垣を２列検出していた。東西方向の石垣を石垣５、南北方向２列の石垣のうち東側が石垣６、西側が石垣７。石垣７はI24区南半からJ25区東半にかけて遺存する。石垣６は本来I25区南半からJ25区北半にかけて築かれていたと思われるが、コンクリ製水路に破壊されI25区南半のみが遺存する。石垣７の途中が抜けているのも石垣６と同じ理由に拠る。石垣７の北半が７a、南半が７b。石垣６、７と直交してJ25区に出土した北面の石垣が石垣８。石垣６～８は当初産業講習所期の構築と考えていたが、周辺で検出した遺構と関連が強く金石城造営期のものである可能性が高くなった。そのためI～J24区を一帯を改めて精査した。絵図記載の泉水跡から伸びる水路やその周辺についても精査した。暗渠水路が水路３、開渠水路が水路４。水路３の暗渠構造部の南で水路４との境界となり南に面する石垣が石垣９である。水路３、４の東に平行して築かれた石垣が石垣10a、K25Pt の西で石垣10a の北端と並ぶ石垣が石垣11、石垣６から７尺北に同一直線上に乗る石列が石垣15である。文化年間図には池東部に建物群が描かれているが、こうした存在が予想される遺構や平成４年度出土の櫓跡や遺構面等と園池との関係を解明するためI～P24～28区を調査した。まずI～M25～28区に水路と直交するように幅1.3m、長さ10、15、12mで H14-２～４TR を設定した。遺構は検出できなかったが江戸期の遺構面を確認した。H14-４TR で一部深堀したが中学校以前に相当の深さまで攪乱されており、掘削が水路石垣の裏込め石を僅かに残して現存石垣天端より低位のレベルまで至っていることが判明した。これを基にJ～O の各区に調査地を拡張した。石垣10a の天端を目安に掘り下げ、J25～27、K25～27、L25～28、M26～28、N26～28、O26～27区で心字池造営時の遺構面を確認した。井戸１や石垣12の天端とおよそ同一レベルである。石垣10a は10.55m、井戸１は10.41m、石垣12は10.37m、石垣14は10.48m、石垣４は10.57mが最高標高である。これらの検出レベルやトレンチ調査の結果を加味すると、かつ

て絵図に見るような屋敷が建っていた地表面と検出した遺構面とは大きな標高差はないと判断する。

ｉ．水路３・４（図20、21）

J～O24～26区に伸びる暗渠部と開渠部で構成される石垣造りの水路。文化年間図の泉水跡から南に伸びる水路に相当する。北の暗渠部が長さ約11m、南の開渠部が約25m。L25区で連結する１本の水路だが性格の違いから暗渠部を水路３、開渠部を水路４と呼称する。平成９年度にL24区とL25区の境界で石垣水路に板石で蓋をした暗渠部と開渠部の一部を検出していたが、11年度にK24区で暗渠遺構周辺を掘り下げたところ、北のJK24区に伸びる水路３を確認した。同時に南に伸びる水路４も検出した。水路３、４ともに東西に対面する２列の石垣を側壁にしている。

水路３は幅約90㎝で内部は角のある大小の石が充填されていた。南端が板石で蓋をした暗渠部で幅50㎝、長さ3.5m。内部は前後の水路内とは異なり水成堆積による粘質土が一杯に堆積していた。床は小石混じりの砂と土からなり、非常に固く締まる。北端は高さ約15㎝で縦横30×40㎝程度の石が床面に南に面を向けて置かれ、そこから池底と同じ赤土を使った版築構造の小山を盛り上げて閉じられている。板石蓋の暗渠部北端から版築構造の小山まで6.9m、小山の北に頭を覗かせる角石まで8.8mである。水路床面は北端で標高９m、南端で8.9mで、南に約10㎝低くなっている。水路の東壁石垣は30～50、80㎝の間隔で縦横140×110㎝～60×60㎝までの鏡石を配置し、間に厚さ10㎝前後の立面長方形割石を重箱積みする。長方形割石は比較的寸法が近似しており、整然と積み上げられる。割石同士や鏡石に使われる板石と密に接して積まれ、横位の目地も乱れずほぼ水平を保つ。天端は１石の鏡石を除き床面から80㎝前後の高さで揃う。石材は石英斑岩や地元で「久田石」と呼ばれる流紋岩／デイサイトからなる。一方で西壁石垣は同じく立面長方形割石を横積みするものの明瞭な鏡石はなく、部分的に最大70×60㎝までの塊状石を入れている。割石は厚さ10㎝前後のものと10㎝以下の薄いものが混在する。さらに横幅や形状も統一感がなく、立面が三角形や台形を呈するものも使われている。積み方も重箱積みと煉瓦積みが混じるために乱雑な印象を受ける。天端は床面から80㎝前後が平均的な高さと言えるが北側2.5mは２～３石しか積まれず30～40㎝しかない。石材には東壁と同じように石英斑岩や流紋岩／デイサイトも使っているが砂岩・泥岩のホルンフェルスも混じり、多様である。東壁石垣はJ24Ptに角石があり、ここで直角に東へ折れてI24～25区の石垣５に続く。石垣５については後述するが、本来水路３東壁石垣と一連の遺構であり、構築時期は同時期である。石垣５との関係、使用石材の構成及び構築手法の差異から水路３西壁石垣は東壁石垣と同時期の構築とは考え難い。すなわち水路３は既存の東壁石垣を利用し、西側に新たな石垣を構築して水路に改変した遺構と考える。東壁石垣から石垣５に折れる角の南に検出した版築構造の小山は赤土と黄色土を交互に重ねたもので、池底から東に向かいJ24区の水路３東壁石垣を切って上方に向かう。半裁したところJ24Ptの角石との間に元々積んであった石垣の上方を解体して造っていることが分かった。東壁石垣池の東端はK24区からこの版築部に至る線に想定される。池底と見られる玉砂利の面はK24区の西壁石垣の上端に被せるように広がっており、側溝構築後に敷き詰められたと考えられる。

図19　池東部～南部遺構配置図（S＝1/150）

水路４は幅1.1m、北部で床面から石垣天端まで高さ約40㎝、南部で約90㎝。ただし天端は崩落が激しく、高さは現況からの推定である。床面の標高は北端が8.85m、南端が８ｍで、南北で約85㎝の差がある。床は水路３と同様に非常に固く締まった小石混じりの砂と土からなる。側壁の石材は東西ともに砂岩・泥岩のホルンフェルスを主とし、一部に石英斑岩、流紋岩／デイサイトが混じる。立面形状は不統一で長方形、方形、多角形と多様で石の目や上下も守られているとは言い難い。また四つ目、突き石など通常の石積みでは忌避される使用方法も散見でき、総じて乱雑である。明瞭な鏡石は使われず水路３の西壁石垣のように下位に塊状の比較的大きな石を並べ、上に小振りな石を乗せる。水路３の東壁も鏡石間の石積みは重ね石と呼ばれる重箱積みだが、織豊期～江戸期の厳原城下では様々な場所に使われる「通常の」手法である。しかし水路４にも散見できる重ね石は状況から四つ目、突き石と同様に結果として仕上がった積み方と言えよう。水路４の南端は東西方向の鏡石積みの石垣17a に突き当たる。当初は下位で暗渠になり、金石川に抜ける可能性を考えていたが、石垣17a で閉塞し排出口は開いていない。閉塞部付近の石垣は板状の石を平らに置いて根石にしているが、石垣17a の根石と同じ構造である。水路内を流れる水の排出構造だが、開渠水路及び石垣17a の壁面から自然に染み込んで抜ける仕組みである。調査中に石垣崩落防止のため土嚢を水路端部に詰めておいたが、降雨の後に土嚢を取り除くと僅か数分で水路内にたまっていた水は抜けてしまった。水路の東西側壁は石垣17a に突き当たっており石垣17a は水路に沿って南北に築かれた石垣10a に突き当たっている。よって石垣10a の構築後に石垣17a、その後に水路４を構築したことになる。西壁背面は幅約１ｍで礫を水路と平行に石積みして裏込めし、池側を土砂で埋めていた。

水路３、４ともに内部に堆積していた石はまるで墨汁に浸したかのように漆黒で艶があった。側壁の石垣も床面からほぼ一定の高さが黒く染まっており、水路内の水位を推し量ることができる。

ⅱ．石垣５（図20、23、24）

水路３の北端から東に折れる北面する東西方向の石垣。鏡石を用いた構築。検出部の中央が途切れ、下位の石積みだけが残る。途切れた中央で石垣６と石垣７に接続する。

ⅲ．石垣６、７（図20、23、24）

石垣５の中央部から直角に南に折れる石垣で、対面し石垣５を南北に抜ける通路状の形態となる。石垣６が西面する石垣で長さ2.4m、石垣７は4.9mである。石垣７は本来一連の石垣だが北から2.4m付近で１ｍほど途切れており、ここから石垣13が西に伸びることが分かった。便宜的に北側を石垣７a、南側を石垣７b とする。石垣６の隅石は大きい塊状の石を採用しておりしっかりしているがそれ以外の部分は不整で仕様石材の大きさも不揃いである。石垣７は石垣６よりも比較的整った印象を受ける。６、７とも裾が広がるように若干傾斜している。石垣５や石垣13とともに通路や建物基壇などの構造物を構成していたと考える。

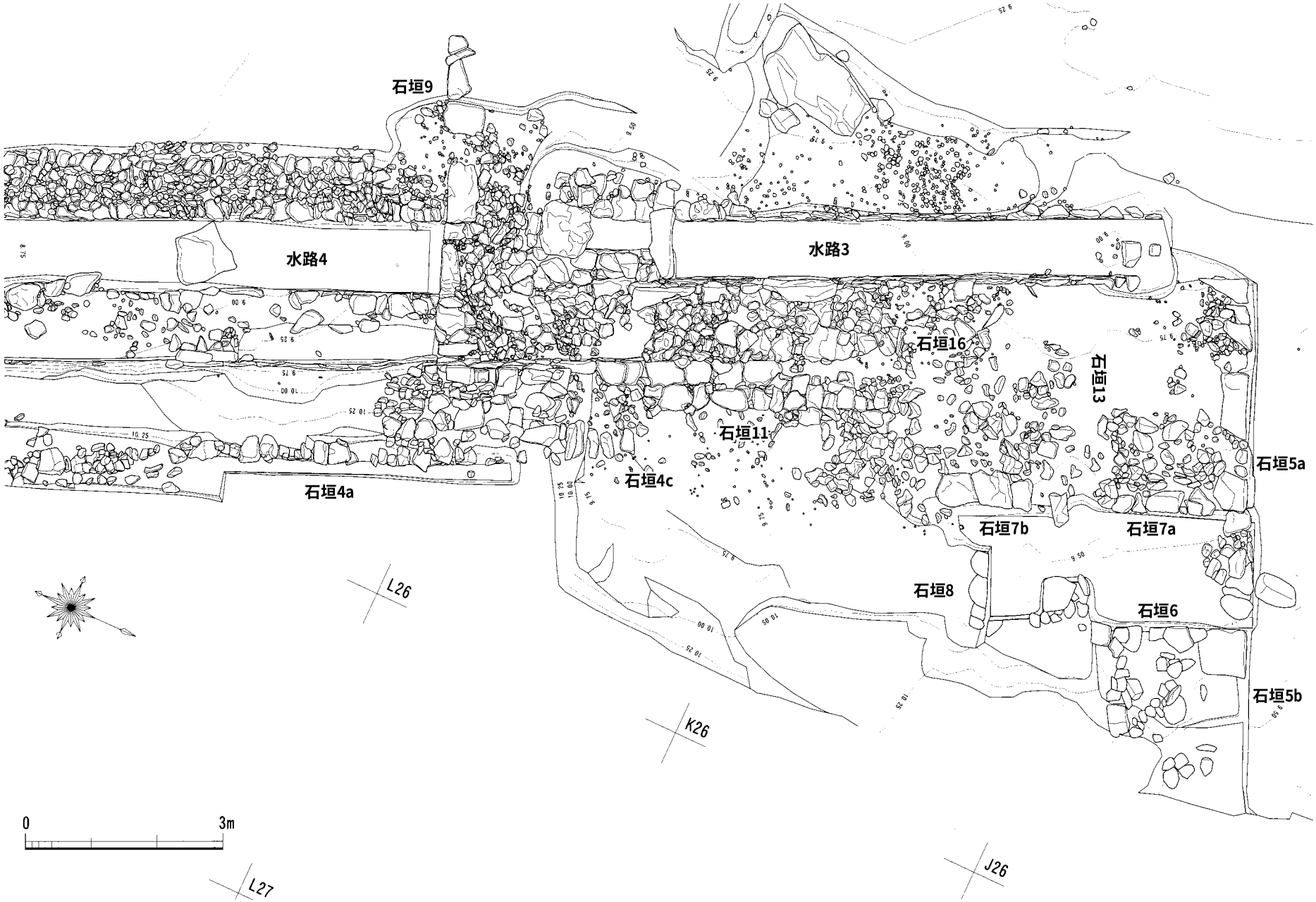

図20　水路３、石垣４～11、13、16平面図（S＝1/80）

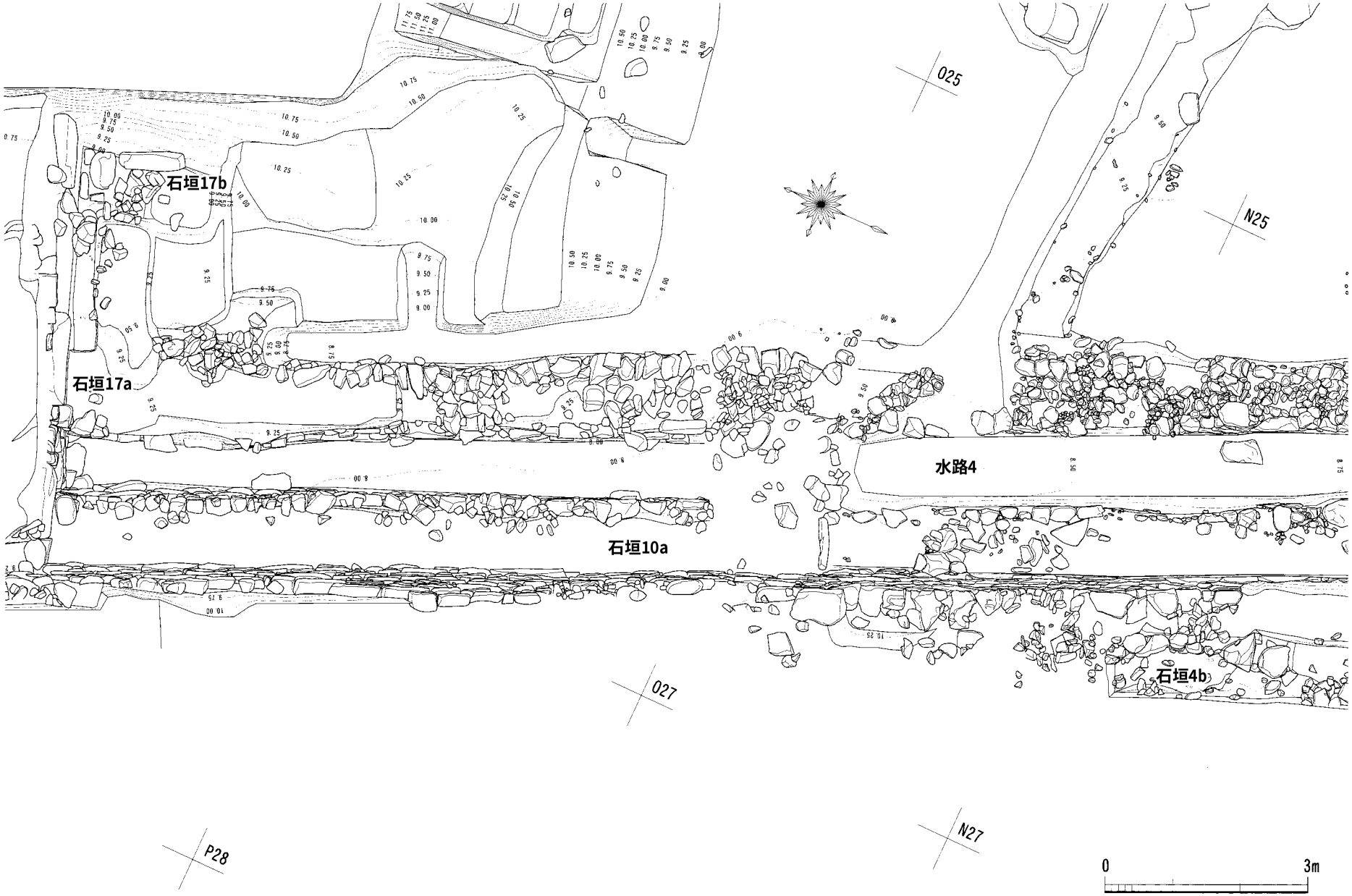

図21　水路４、石垣４、10、17平面図（Ｓ＝１/80）

ⅳ．石垣13（図20）

J24区で検出した。石垣５と平行し、石垣７の半ばでかつてコンクリ製水路があった場所から西に90°折れる。遺存状態は悪く、僅かに根石が並ぶのを確認できるのみである。石垣７との接点になる角石も抜けて遺存しない。石垣５、７とともに方形の基壇状の遺構を構成していたと考えられる。

ⅴ．石垣10、石垣16（図20～22）

水路３、４に平行する石垣。平成９年度にN26区で水路４の東に見つかり、平成10年度にはK24区で水路３の東に一部を確認した。長さ32m、高さ1.2mで北はK24区から南のP27区まで続く。北端の水路３暗渠部から北は上部が遺存せず精査により埋土下から６～７石を検出したのみである。この北端で東面して南北に伸びるのが石垣16。石垣10aと面を接する。水路３東壁の上方を精査して検出した。J24区では同じ線上に小さな石が並ぶがK24区までのような大きな石材は検出できなかった。LM25区では検出した最下の石以外のほぼ大半が後世の攪乱によって失われていた。南端はP27区で北面する鏡石積みの石垣17aと交差する地点だが、南へ石垣10aに沿って平行にトレンチを入れ石垣17aの背面を調査したところ、さらに南へ1.5mほど続いていることが分かった。しかしここで途切れ金石川の城壁石垣までは連続しない。またここで東に折れ南面する石垣が見つかった。これを石垣10b、南北方向の石垣を石垣10aとする。不整な比較的大きい石を一定間隔で据え、間と上に立面長方形の割石を積み上げていく。M25区の下段で鏡石を意識した積み方をしているものの、総じて水路３西壁の石垣と近似で水路３東壁とは異なる。また水路４両側壁ともやや異なる。中学校運営時の一時期にはまだ露出していたそうなので、埋め立てられたのは近年ということになる。付近一帯の遺構の切り合い関係と築造順序を確認しておく。石垣10a→石垣11／石垣16。石垣10a→石垣９→水路４西壁／水路３西壁。石垣５／水路３東壁→石垣６／石垣７／石垣13／石垣８。石垣４→石垣10a。石垣10a、b→石垣17a→石垣17b→水路４東壁／西壁。

ⅵ．石垣11（図20）

西に面を持ち石垣10aと背面を接する。石垣11の確認できた長さは４m弱で水路３暗渠部のあたりで途切れる。北は石垣７の南部近くまでしか確認できていない。石垣11が南部で途切れた地点のすぐ南に同一方向で列が東にずれる石垣４cがあるため、この付近で構造に変化があると考える。

ⅶ．石垣17a・17b（図21、22）

P27からQ26に続く石垣17aを検出した。北面し水路４、石垣10aと直交する。水路４を閉塞する石垣である。鏡石積みで幅約７m、天端の高さは崩落のため不明だが石垣10aと同レベルであろう。

鏡石は３石が残り、間隔からすると当初４石あったと考えられる。水路４の床面では平らに置いた２石を根石として上に石を積んでいく。Q26区の最も西にある鏡石前面から50㎝北に南北方向の鏡石が１石あり、塊状の石とやや小振りな石との３石で石列をなす。本来はより上まで石が積まれ石垣になっていたようであるが上方や周囲は攪乱されて残っていない。石垣17bとする。石垣10aから６m離れて相対する。判別は困難だが堆積土や背後の礫の状況から西面し石垣10aと同方向を向いていたと考える。

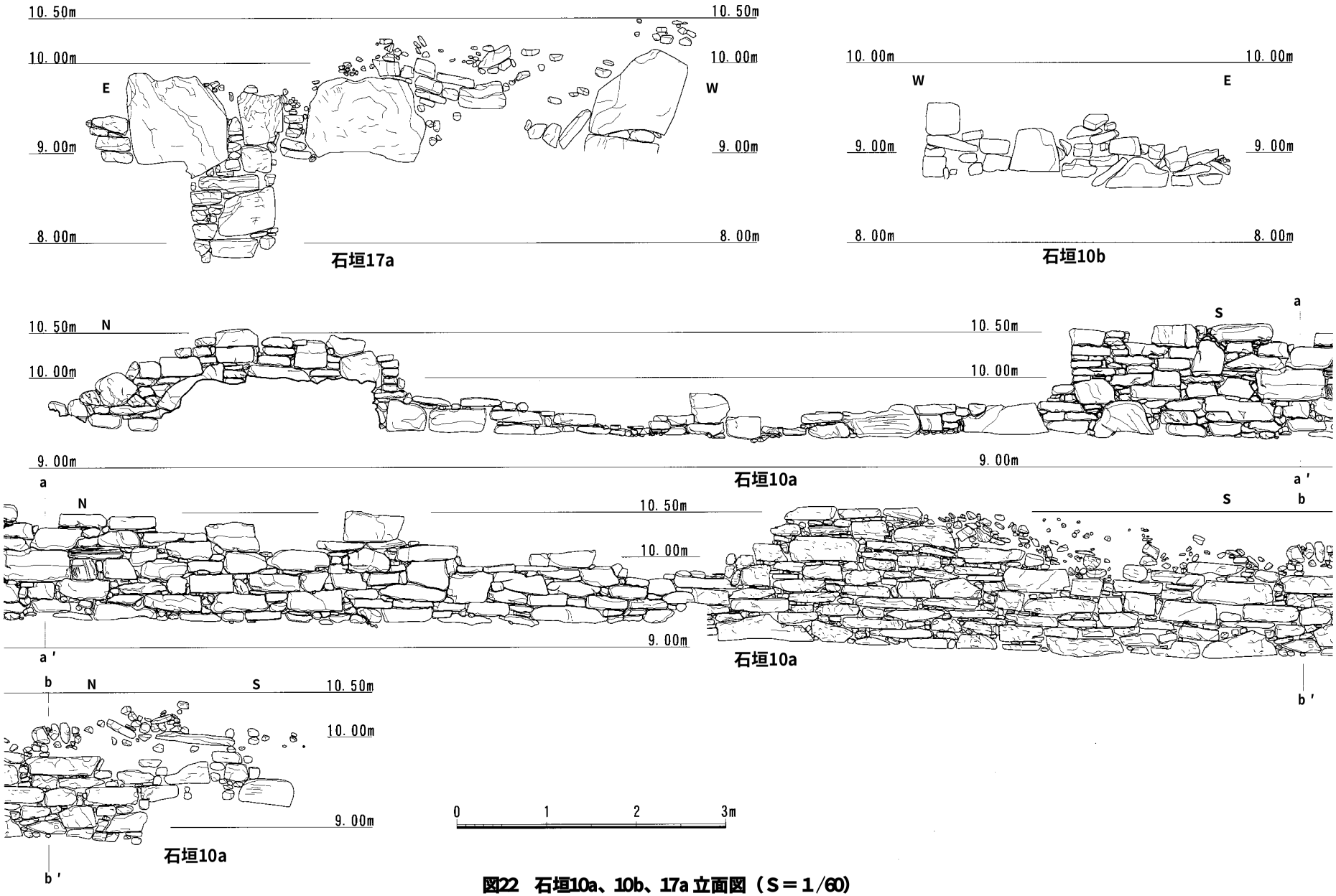

図22　石垣10a、10b、17a 立面図（S＝1/60）

この背面側、石垣17a の前方から陶器の皿が一枚出土した。P27区から南へ石垣10a に沿って平行にトレンチを入れたが、背面に1.5mほど石垣10a が続いていることが分かった。この石垣は途中で切れ、金石川の城壁石垣までは連続しない。途切れた箇所から１ｍほどでこの石垣に直交する鏡積みの石垣が出土し、西方に伸びていることを確認した。南北方向の石垣と算木積みで組み合わず、ただ面を当てているため、両者の築造時期が同時期である確証は持てない。構築手法としてただ面を当てた造りなのであれば両者に時期差はないと考えても良いが、後世に継ぎ足したのであれば一定期間の時間幅を想定する必要が出てくる。直交する鏡積み石垣の下底部を観察すると同時期に構築された可能性が高いように思われる。問題は石垣10a との石積み工法の違いである。水路の開渠部分の北端（石垣９）が同様に鏡積みの工法を用いていることを考えれば、人目に付く石垣であるために鏡積みを採用し、その結果積み方が南北方向の石垣と異なったとも解釈できるかもしれない。また鏡石から上方は石積みがなく直上に茶褐色土、その上に赤褐色土が堆積している。遺構の時期比定には赤褐色土の造成時期が重要になる。現時点では赤褐色土から遺物は出土していないが周囲の状況から文化年間の城内整備時の造成土で石垣は同時期の遺構ではないかと考える。

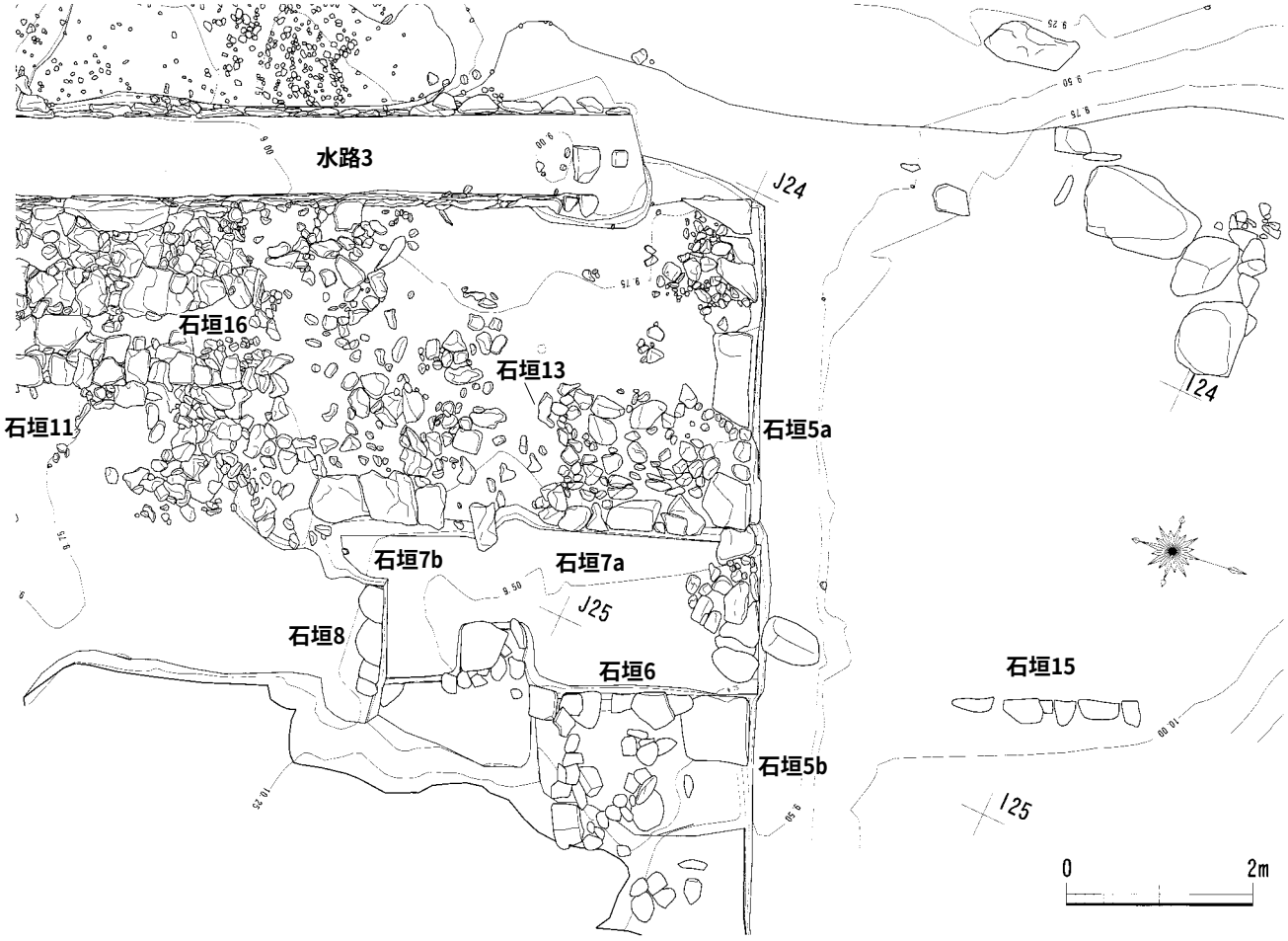

図23　石垣５～８、13、15平面図（Ｓ＝１/80）

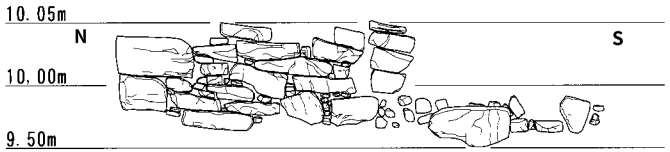

石垣6

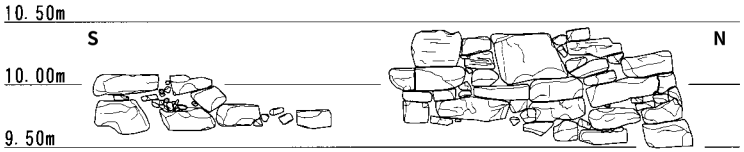

石垣7b　石垣7a

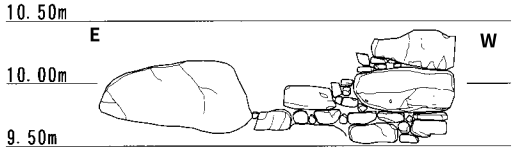

石垣5a

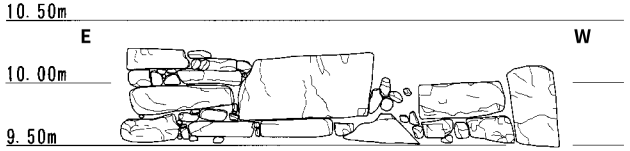

石垣5b

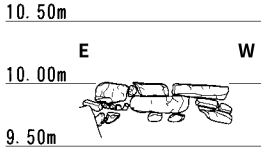

石垣8

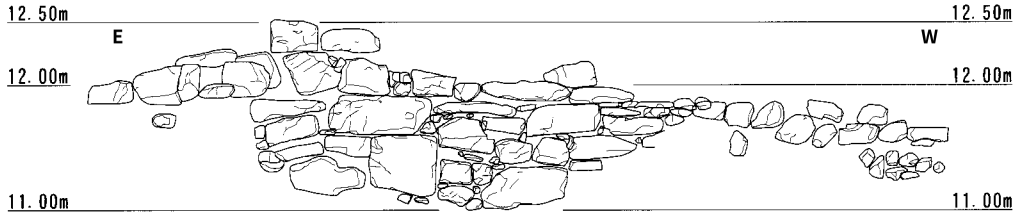

側溝6南壁

0　1　2　3m

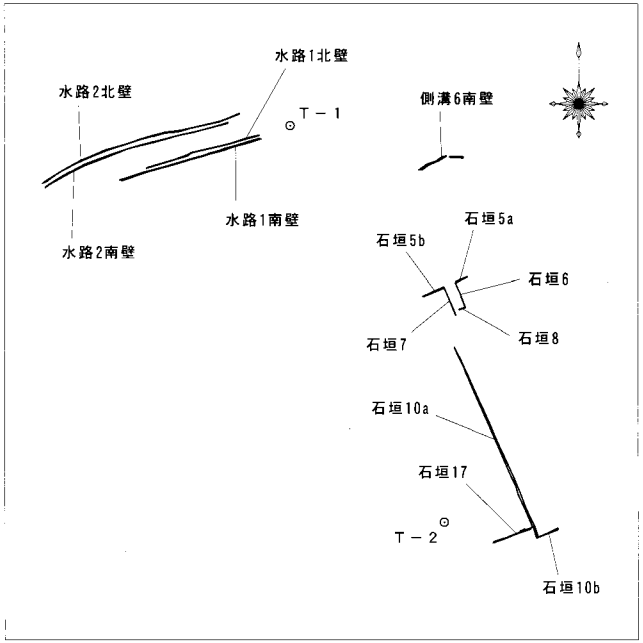

図24　石垣5a、5b、6、7a、7b、8、側溝6南壁立面図（S＝1/60）

ⅷ．石列１～６（図25）

石垣10a が途切れた南にまでトレンチを設定しているが、Q27区の土層断面で水平に堆積する白色土を確認した。I～P 区の24～28区で検出した白色土の層と極めて似ており、石垣17a の鏡石の天端とおよそレベルが揃うため整地層と判断して良いだろう。時期は不明だが石垣17a を構築した時期と同時期と判断するのが妥当であろう。また先述した赤褐色土は同トレンチでは白色土の上に堆積する。この赤褐色土中にやや不整な石列が複数構築されている。石列はいずれも南北方向で東に面を持つ。天端のレベルは石垣10a とほぼ同一である。なお石垣17a の上方（と石垣10a の攪乱部分上方）に堆積する茶褐色土（炭化物を含む）は水路４方面に広く堆積している。

図25　石列１～６平面図（Ｓ＝１/80）

ⅸ．石垣４（図20、21）

K25区南半から L25区にかけて南北に伸びる石垣。石垣10a と平行する。石垣10a に背を向け面を東に揃える。石垣の天端が並ぶのを確認した段階で幅60㎝、長さ11ｍのトレンチを設定し、石積みの状況確認のため前面を掘り下げた。ただし列が途中で東に膨らんだために北端から4.3ｍの地点で東に50㎝拡張した。結果として石垣４は総長4.7ｍで、石垣９の延長線上より若干北から始まり L25区の東南隅で途切れることが分かった。途切れた箇所から約３ｍほどは集石が列状に続き、M26区で再び石積みが確認できる。北部を石垣４a、南部を石垣４b とする。石垣４b も面は東に揃えるが内湾して列は曲線を描く。そのためと石垣４b は本来別々の遺構である可能性があるが、現時点ではほぼ同一

線上にあることから一連の遺構として解釈する。石垣４ａの東面から石垣10ａの西面まで５尺である。石垣４ａを北に延長すると石垣７の背面とおおよそ一致する。K25区は北半が攪乱され、石垣10ａが北東―南西に裁ち割られた格好になっている。この断面に石垣様に積み上げられた石が露出するが、この東辺は４ａを基準とすると僅かに西にずれている。明確な連続性を認められないが４の一部と判断して４ｃとする。４ｃの東には池底と同じ赤土が盛られている。性格は不明である。また４ａ・ｂの背後の石垣10ａは崩れ、石材は７ｍあまりが失われている。

ｘ．井戸１、石垣12（図26）

N27区で検出。池の各所にある石垣の構成材と同種の石材を用いている。内部を掘り下げていないため深さや石材の組み方、埋没時期は不明。堆積土上面を観察しても堀方は見つからず築造時期も不明。北半は攪乱により破壊されているが南半が残る。内径110㎝で石垣12まで最短で50㎝の距離にある。文化年間図には泉水跡から伸びる水路４に繋がる井戸が描かれている。Q～R27区で赤褐色土に検出した石列群が絵図と同時期の遺構と考えるが、検出面には井戸らしき遺構は見つかっていない。該当しそうな遺構はこの井戸１だが記載位置と外れている。石垣12はN27区で井戸１に近接して検出した。井戸１の方に面を合わせ、距離も近いため一連の構造物と見て良い。左右を攪乱により破壊され現存長は約120㎝である。石垣10ａと井戸１、石垣12の天端はほぼ同レベルである。

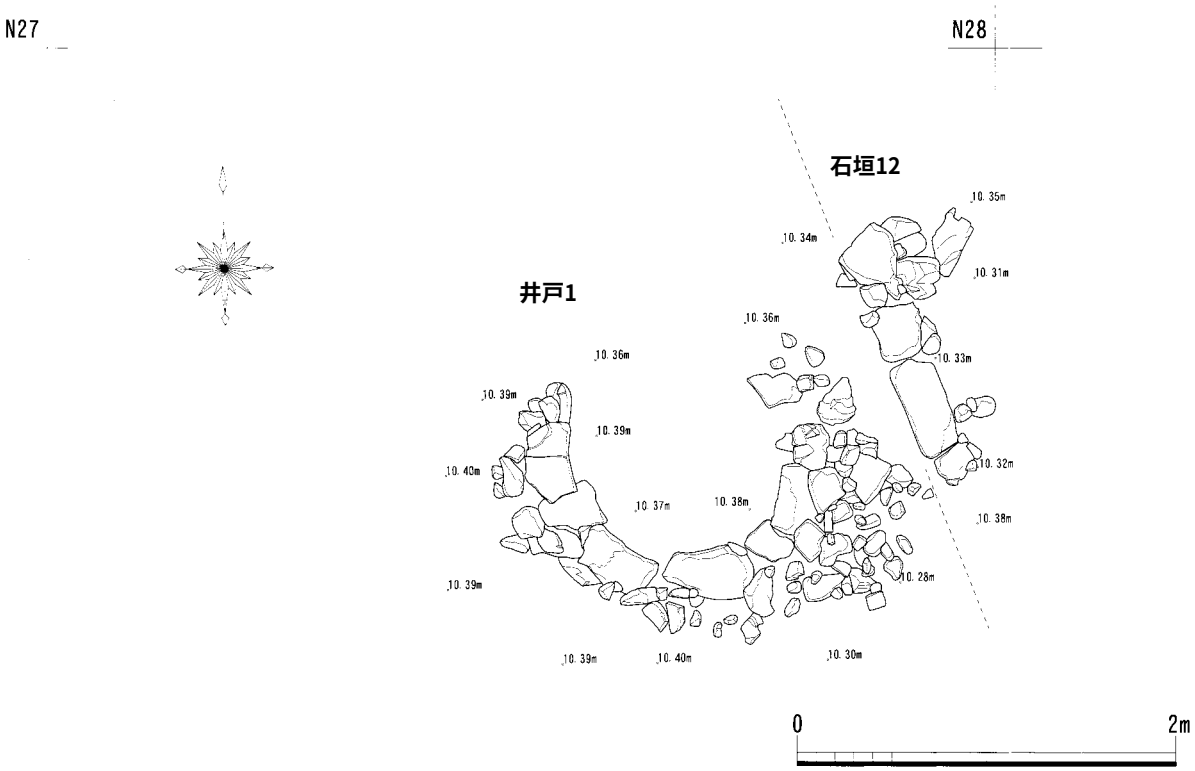

図26　井戸１、石垣12平面図（Ｓ＝１/40）

Ⅺ．石垣14（図27）

石垣10ａから約９ｍ東に検出した。石垣10ａとほぼ平行である。出土したのは３石のみで面を西に向けて列をなす。周辺に関係性をうかがわせる何らかの遺構や痕跡は検出できなかった。現時点での性格は不明である。

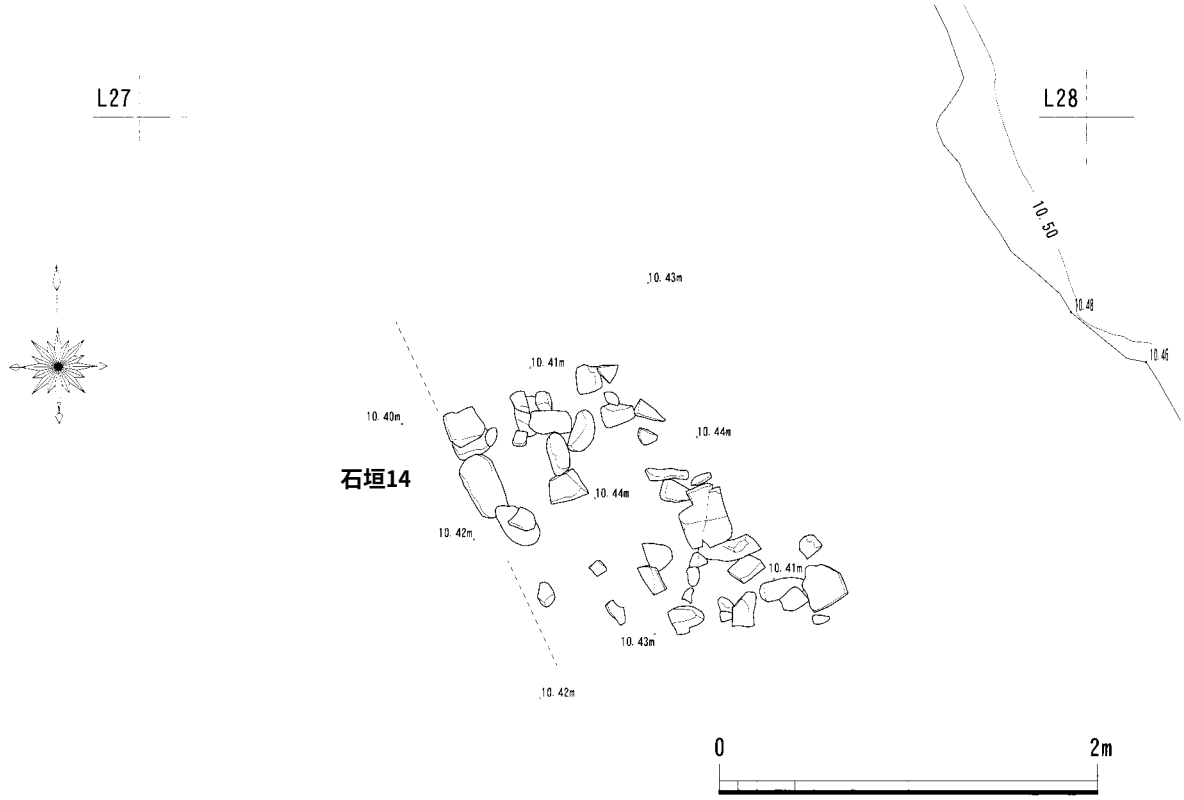

図27　石垣14平面図（S＝1/40）

第３項　周辺（図12、19）

１．土層（図28）

近代以降、度重なる造成が繰り返されており、園池の周辺は攪乱と埋め立ての痕跡が全域で見られた。表土下には中学校運営時の埋土が広範囲に堆積し、その下には産業講習所時を含む近代の埋土が堆積していた。この直下に近世の遺構面が広がるが、金石城の築城から庭園の作庭、文化年間の建物増築を経て近代から現代まで連続して利用されてきた土地のため、工事で造成された箇所以外では比較的遺構面を被覆する埋土は薄い。現代の造成工事はかなり大規模に行われており、各所で重機の爪痕や破砕痕が見つかった。またコンクリ製の擁壁や階段、建物基礎も埋め立てられていたため調査では大がかりな除去作業が必要となった。なお、埋土中から厳原の川端通りにかつて架かっていた石橋の石材が発見された。橋の解体撤去後に持ち込まれたものであろう。

２．遺　　構

ｉ．水路１（図30～32）

F14～17区で水路２の検出後に周辺を精査したところ、水路２とほぼ平行する水路１を検出した。幅は水路２よりも狭く約70㎝。石積みは１石ないし２石しか残っておらず、現存高は約30㎝程度。底は良くしまった土である。E18区北東部には北壁に取り付く幅20㎝の水路１’がある。

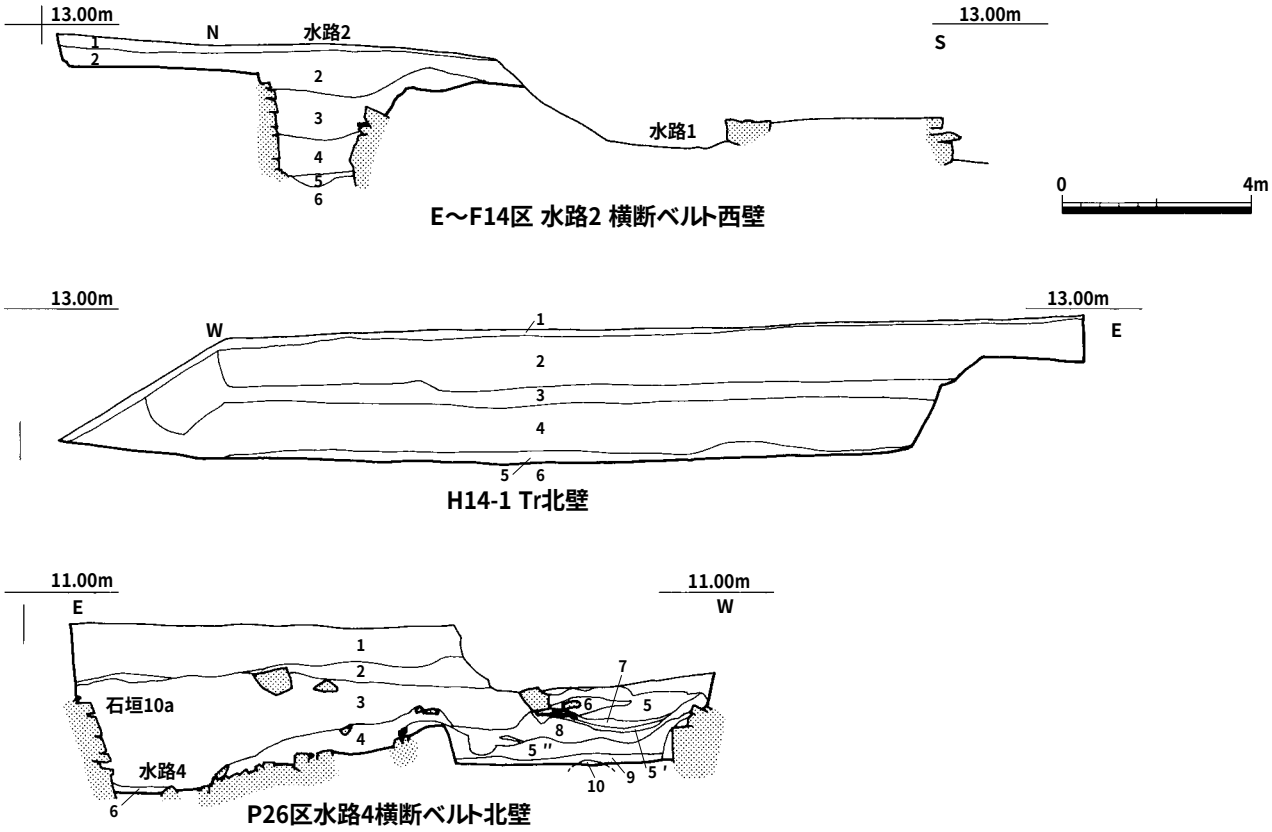

			E・F区水路２横断ベルト西壁	
1	10YR3/2	黒褐色土	表土	ガラス片を含む
2	2.5Y4/3	オリーブ褐色シルト質土	近現代造成土	良く締まり、人道大から拳大の礫が若干混じる。
3	10YR4/2	灰黄褐色シルト質土	締まりがあり３～４㎝の礫を多く含み、人頭大よりやや小さい礫が混じる。下部には瓦片が多く堆積する。	
4	10YR4/3	にぶい黄褐色細粒砂	シルト質土を含み締まりがあり固い。網目状に鉄錆が走る。３㎝以下の礫を多く含み瓦片が混じる。炭化物がわずかに見られ水性堆積のためか横位に縞が細かく走るように堆積する。粘性はない。	
5	2.5Y4/2	暗灰黄色シルト質土	細粒砂を含み角のある３～５㎝の礫が混じる。水分があり柔らかい。粘性がある。	
6	10YR5/4	にぶい黄褐色シルト質土	細粒砂をわずかに含み極微流砂が混じる。締まりがあり粘性が高い。部分的に炭化物が見られ２～５㎝の礫をわずかに含む。	
			P26区水路４横断ベルト北壁	
1	5YR4/6	赤褐色土	旧厳原中学校時代グラウンド造成土等	粘性は低いが良く締まり固い。１～２㎝、４～５㎝の礫が混じり、瓦片を含む。不均一で不整な土質で色に濃淡がある。繰り返し、攪乱された痕が見られる。
2	10YR4/4, 2.5Y4/4	褐色基調の下位褐色土	近代以降の造成土	
3	10YR4/3	にぶい黄褐色を基調に１㎝大前後の白色、2.5Y4/3オリーブ褐色が混じる。	小礫と同程度の炭化粒を多く含むため全体がモザイク様に見える。炭化粒は下位が若干多いが全体として20～30％含まれる。５㎝前後の板石も部分的に混じる。	
4	2.5Y5/3, 4/3	混入する土と礫表面は黄褐色、オリーブ褐色を基調とする。	礫層、礫は３～４，６～８，10～12㎝で標高9.4m以上に３～４，６～８㎝の角がある礫が偏る。５層上方から西は土の割合が多く東から５m以西はさらに多い。土は2.5Y4/4オリーブ褐色。きめ細かい微粒土。	
5	10YR5/8	黄褐色シルト質土	微粒砂及び細粒砂を含み礫が混じる。締まりは弱く粘性も低い。ブロック状に異種の色が混在する。水分を多く含む。	
5 ’	10YR5/8	黄褐色シルト質土	７層を間に挟んだ５層の下位層	
5 ’’	10YR5/8	黄褐色シルト質土	８層を間に挟んだ５層の下位層	
6	10YR4/3	にぶい黄褐色シルト質土	砂が少なく５層よりもなめらか。締まりが弱く若干粘性がある。礫や瓦が混じる。	
7	10YR5/4	にぶい黄褐色シルト質土	締まりは弱く粘性も低い。	
8	10YR4/3 (10YR4/2)	にぶい黄褐色シルト質土。６層よりも暗い。	締まりは弱く７層よりわずかに粘性が低い。礫が混じる。	
9	10YR5/2	灰黄褐色シルト質土	7, 8層よりきめ細かい、やや締まり粘性がある。炭化物を含む。	
10	10YR6/4, 10YR6/6	にぶい黄橙色、明黄褐色シルト質土	５層より細かい微粒砂及び細粒砂を含む。礫が混じる。	
			H14－１Tr 北壁	
1			表土	
2			近現代造成土	
3	10YR3/2	黒褐色土	近代造成土	玉石が混じる
4	10YR4/4	褐色土	近世造成土	粘性があり固く締まる。人頭大以下の大小礫、玉石、瓦片を含む。３層の下に３層より明るく４層より暗い色調の茶褐色土がある。玉石を多く含む。４層に属すると見られるが、３層が貫入するために断面で明瞭な分層はできないが面的に広がる。
5	10YR4/3	にぶい黄褐色土	粘性がある。若干の炭化物と小礫	
6	10YR4/4	褐色土	５層より締まりがない。粘性がある。検出面に円形のプランを数カ所確認した。	

図28　E～F14区水路２横断ベルト西壁、H14-１Tr 北壁、P26区水路４横断ベルト北壁土層断面図（S＝１/80）

平成10年度出土の鍵形遺構がコンクリ製建物基礎に攪乱されていることから、こちらも水路２と同じく中学校施設の建設あるいはその以前にも産業講習所や陸軍施設の建設時に上部を破壊されたことが推測される。西端は破壊されて石材は残っていないが流路を示すプランが確認できる。流路は西の櫓門へ向かい屈折しない。中学校のコンクリ基礎の下には長方形の石材が残っている。文化年間図に描かれた櫓門付近の施設が石垣でなく水路を表すならば水路１はこの石材を使って南に折れ、鍵形遺構に沿って走っていたことになる。

水路の壁は南北で使用石材に違いがある。水路内側に面する幅が南壁は40㎝前後のものを中心に60㎝から90㎝幅の石材を使用しているが、北壁はほぼ全て30㎝以下の石材を使用している。南壁で使用されている最大石材は北面幅約110㎝、東面幅約70㎝、南面幅90㎝の平面３角形を呈しF15区西端に位置する。この石は鍵形遺構の東面する石列と南壁の交点に当たる。南壁の石積みは鍵形遺構と近似した構造をしている。一方で北壁は先述した小型石を使い組み方は目地も通らずあまり精緻でない。F15区の石材の位置と使い方、南壁の構造から見て、本来水路１の南壁は鍵形遺構に連続した城の石垣であった可能性が高い。F15区の石材は角石として置かれていたと考える。ここを変換点として水路１の南壁は約61°の角度を持って南東に折れていく。水路１は本来鍵形遺構の一部だった南壁に平行して北壁を設置し、さらに南壁を継ぎ足して西へ延長して構築されたと考えられる。また後述する石垣１と同様に上部を飛ばされているため、本来は少なくとも水路２の南壁程度までは積まれていたと思われる。

平成15年度の調査で検出していた西端をさらに下位へ掘り下げたところ、さらに石垣が出土した。上面は水路のプランのみで石垣などの構造物は確認されていなかった。平面プランとほぼ合致するため、水路の一部と考えられるが、一時期古い遺構である可能性も残る。

ⅱ．水路６（図29、30）

水路１の南西部は未掘であったが、16年度の整備工事に伴って地下への掘り下げが必要となった。G13区を掘り下げたところ向かい合う２列の石列を確認したため精査を実施した。精査により確認した石列は水路であることが判明した。鏡石を用いた構築である。幅は水路１よりもやや広く、用いている石材も大きい。水路１の底面よりも下位に構築されており、より古い時期の遺構と考えられる。遺構は工事の影響を受けるものではなく保存されることが確実であったため、工期の関係上、出土状況の撮影のみを行い、図化はしなかった。また搦手門櫓台石垣までさらに伸びそうであったが、工期と櫓台石垣の強度維持を考え、完掘は避けた。出土した遺構を水路６とする。水路１の南西部は既に失われていることを確認した。周囲の土層堆積状況からすると、水路２の構築時期に攪乱されたようで、より古い水路６は遺存する標高が低かったために残ったものと思われる。水路１はこの水路６の上部を解体して造られた可能性がある。15年度の調査でF14区南西隅に水路１よりも古い石列を水路の底面に検出したが、これが水路６の一部である。また水路５の下位に南面する石列７を検出したが位置と向きから水路６の一部である可能性を指摘する。

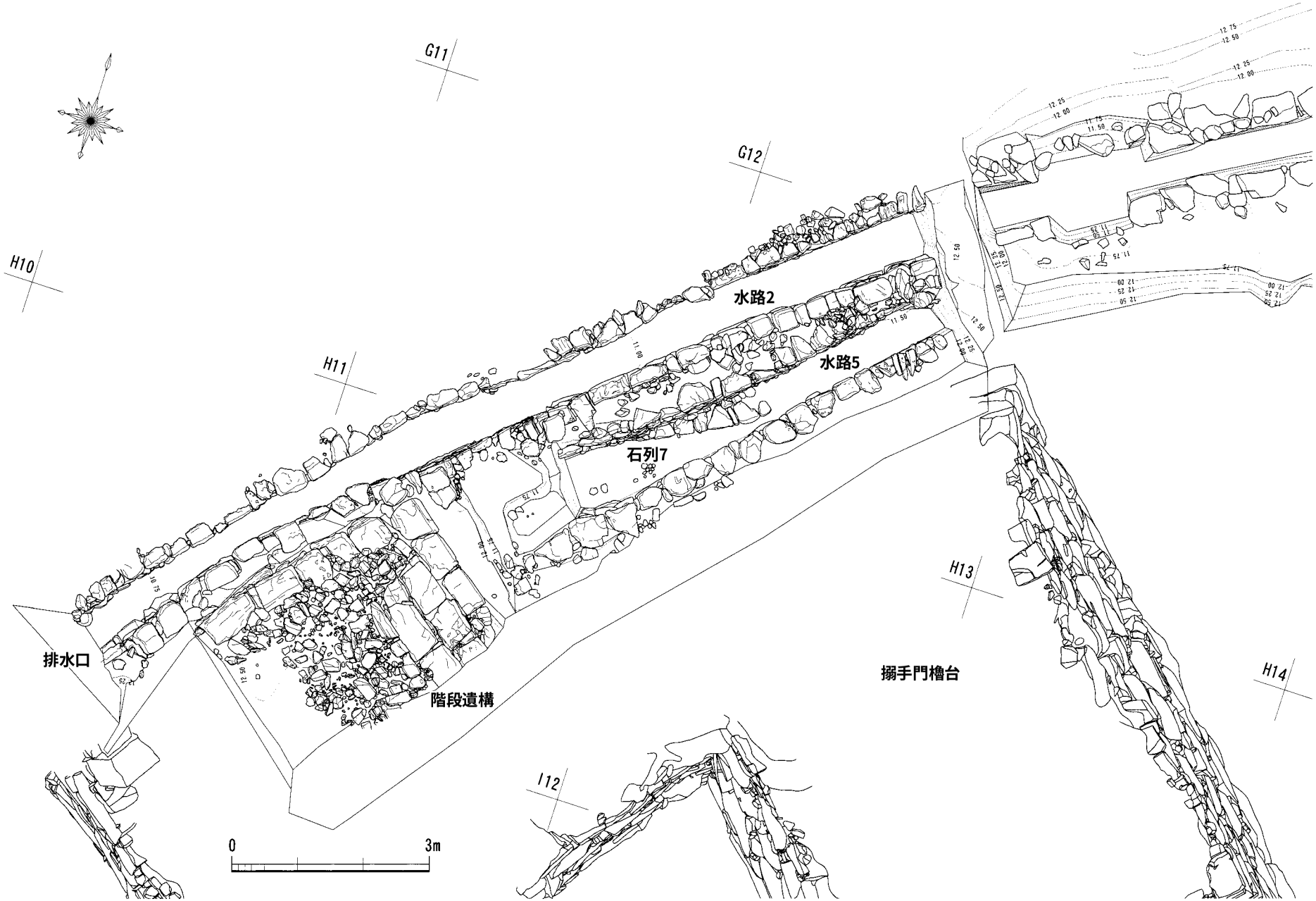

図29　水路２、水路５、階段遺構平面図（Ｓ＝１/80）

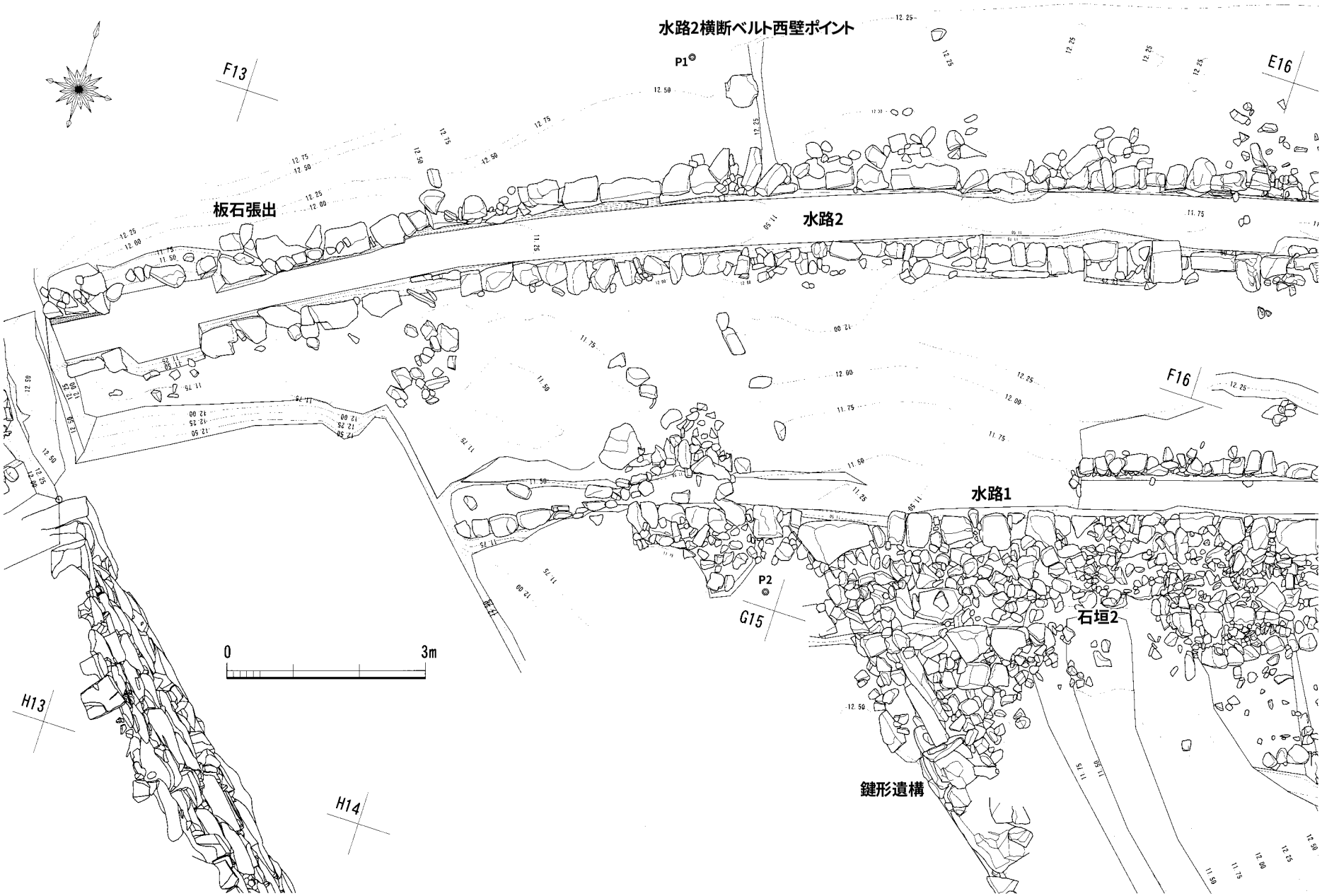

図30　水路１西半、水路２中央、石垣２西半平面図（Ｓ＝１/80）

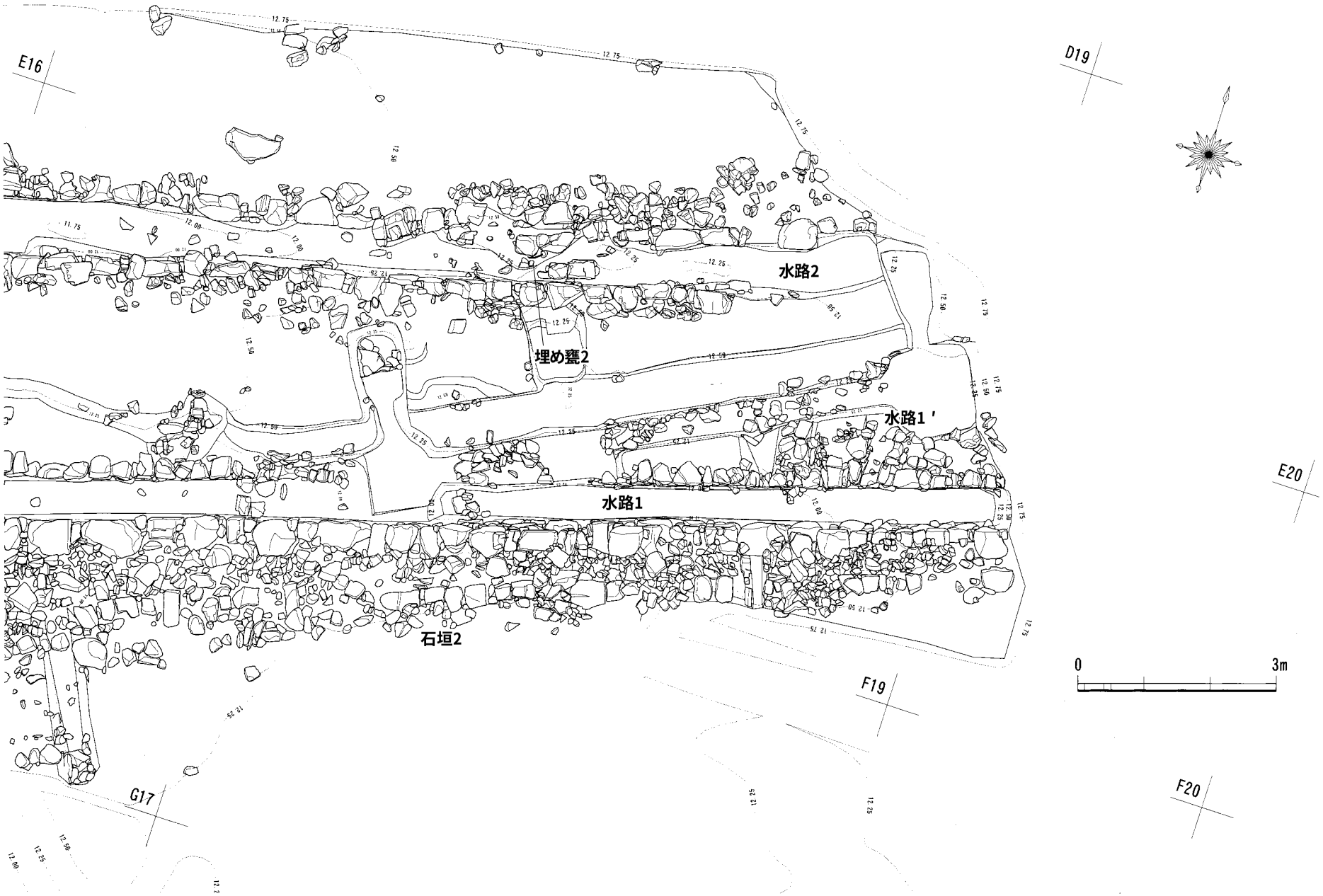

図31　水路１・２東端、石垣２東半平面図（S＝1/80）

Ⅲ．石垣２（図30、31）

石垣１と水路１南壁の間で検出した。南西－北東方向の石垣。北面する。鍵形遺構から64°東に傾く。水路１よりも若干北に傾き F17区で近接する。部分的に石材が抜け列も乱れている。この上に水路１の裏込め石が乗っていた。ここでは遺構の性格として、１）水路１ないし金石城築造以前の遺構。２）水路１南壁築造時に石垣構築のガイドとして設置されたもの。という二つの可能性を挙げておく。ただ水路１と２は平行せず、特に西方では間隔が広くなっていることを考慮すると、２）は蓋然性にやや難がある。a）石垣１と２は平行し、b）石垣１は鍵形遺構と一連の建築で、c）水路１南壁と鍵形遺構西壁との連続性が強いことから判断して、１）の可能性が高いと思われる。

Ⅳ．水路２（図29～31、33）

文化年図に描かれた最北の水路。搦手門の北部、F13～14・G14～15・H15区に設定したトレンチで大量の礫群が表土下で出土したため、性格解明を目指しトレンチを拡張した。礫群は表土下の黄色土に含まれており、後世の埋め立てに伴うものだと分かった。除去し掘り下げると F13区で石垣の天端が出土した。さらに拡張区全体を掘り進めたところ石垣は水路の一部であることが判明した。水路はほぼ東西方向に走り、幅約90㎝で南にごく緩やかに曲がる。底面は東から西に向かって傾斜しており、流体は西に向かって流れていたと考えられる。水路の壁となる石垣は割石を積み上げて造られている。E14～16区での現存高は約１ｍ。石垣の天端は相対的に標高が西から東にかけて高くなるが、底面から天端までの各箇所での高さがほぼ同じである。一方この水路の北壁を構成する石垣の一部と推定される石積みが F12区で搦手門櫓台に接して現れている。この上部のレベルは水路２に比べて遙かに高い。これから水路２の上部は地形の傾斜に合わせて一定の高度で除去あるいは破壊されたものと判断される。築造当時は万松院百雁木との境界ともなっている傾斜地に沿って、少なくとも F12区の石積みの上場以上の高度で石垣が東に伸び、境界壁の役割を果たしていたのであろう。水路西半で南壁は北壁よりも低くなっている。この近くは旧中学校の施設建設以前になされた表土下の攪乱が激しい。本来は周囲の状況から見てまだ上にまで石積みがあったと推定されるが、攪乱により消失したと考える。E17区北辺で床に甕が埋設されている。埋め甕２とする。性格は不明。

石垣の割石は面を作り角を持っているが、直方体のものは少なく大半が不整形である。積み上げには立てた板石を用いておらず鏡石積みではない。横目地は１箇所以上で通るが、縦目地は通らない。積み方も整然とせず、やや荒い。水路は岩盤を削り込んで整形し、底にシルト質の赤色土を貼り付けて表面を整えている。西端は金石川に抜け、東端は建物に繋がらず、敷地のある地点で途切れている。内部には近現代の遺物を包含する攪乱土が上層に堆積し、下層は水路造営時の水性堆積層で瓦片が大量に含まれる。

平成14年度は東西端を未掘として中間地点のみを検出した。15年度は東西端を確認することを目的とし、東方は標高・座標を示すコンクリ製標識に影響を与えないように D18区を調査区東限に設定、調査区西限は搦手門石垣までとし、金石川に覗く排水口との連続性を確認するために追加して同石垣の北方にトレンチを設定した。各調査地点は厳原中学校時代から現代の埋土等があって人力掘削が困難な部分については重機を用い、下層は人力掘削で遺構検出に努め、E17～18区、F16～17区、F12～13区で水路の続きを検出した。東部は既出部分から予測していた場所・方向と大きく違わずに検出さ

れた。特徴が３点挙げられる。１）水路内部の溝は岩盤を削り込んで工作したものだが、東の削り込みが浅く、結果として底面は東から西へ緩やかな勾配で下傾斜し、水流を促している。２）東端（D18区）の底面と周囲の岩盤検出面とは僅かな高低差しかない。また３）壁面を作る石材は見つからなかった。この３点についての解釈の一つが次のａ）である。すなわちａ）水路２は端部で両側壁及び小口に壁面を作らず、溝底面が緩やかにすり上がる構造を取っていた。

ところで文化年間図の水路２の描写を見てみると、ｉ）東のある地点で途切れたように表現されている。ａ）とｉ）を併せて見ると今回の発掘で検出した「端部」が「本来の端部」であるかのように思われる。しかし１）E14区をはじめとする西側の構造からすると側壁の石垣はより高くまで積まれていた可能性が高く２）壁面を構築して区画せずに溝を作る構造は水路機能を果たすに十分でないことからすると、ａ）は適当ではない。このとき１）土地の利用経緯や２）遺構の出土状況、３）遺構面の状態などから、一帯は近代以降に削平・攪乱を受けていることは確実である。削平・攪乱は同一標高でされているので、東に行くにつれて標高が高くなる水路は当然東側を多く破壊されることになる。従って当該地点における水路が壁面をほとんど残していないのはｂ）近代以降の攪乱に起因すると判断することができる。設定した調査区の境界では旧厳原中学校時代の建物基礎により遺構が破壊され、水路２がさらに東へ伸びるか否かは現段階では定かではない。しかし絵図の記載を参照すれば水路２の東端は今回の検出箇所からさほど遠くないと思われる。

水路２の西側は櫓台石垣の北を抜け、金石川沿いの城壁石垣に排水口を持つ。櫓台石垣に近い箇所では上部を取り除き、平らな板石を数枚同一レベルで敷いて平坦面を造っている。平坦面は水路両側に造られ、内側へ若干張り出している。張り出した板石が水路石垣に乗る面積は少なく、この状態では安定していない。この構造は検出時の状態での維持は困難で、独立した構築物とは判断され難い。金石城への入口に位置する今屋敷家老屋敷跡が県道拡幅に伴い県教育委員会により発掘調査されたが、出土した側溝の上部は壁の上端に板石を張り出し、さらに蓋石を両壁に渡すように被せていた。この構造は金石城の城壁に口を開けた排水溝にも観察される。蓋石の荷重で水路上部は安定する。一種の持ち送り構造であろう。このような技術を用いた構造が一般的に採用されていたものかについては調査不足で言及できない。しかし調査区で出土した遺構の性格を考察するに当たり、説明し得る可能性の一つとしてあげておく。

水路内は流水に起因すると考えられる砂質土が堆積する。この砂質土は自然堆積層と判断する。張り出しの板石は水路壁の石材との間に土を挟む。また前述の砂質土は張り出しの板石の下位まで堆積している。下には水路内に自然堆積したであろう砂質土が堆積する。水路壁との間に土が堆積するが、意図的な造作であることは間違いないが、水路石垣の構築と間を置かずに設けられたものかは定かでない。

さらに西方の調査を進めると、櫓台石垣の北に水路２の続きが出土した。水路２は南へ緩やかに曲線を描きながら川沿いの城壁裏にぶつかっている。西端に近づくにつれ壁の「ハラミ」がひどくなり、幅が狭くなる。F12区以東では水路２の構成石材は密で硬質な水性堆積岩、いわゆる「カネイシ」の比較的面の整った割石であったが、排水口から５ｍ程までは若干石材は小振りになり、形もやや不整形になる。幅約70㎝、高さ100㎝前後である。

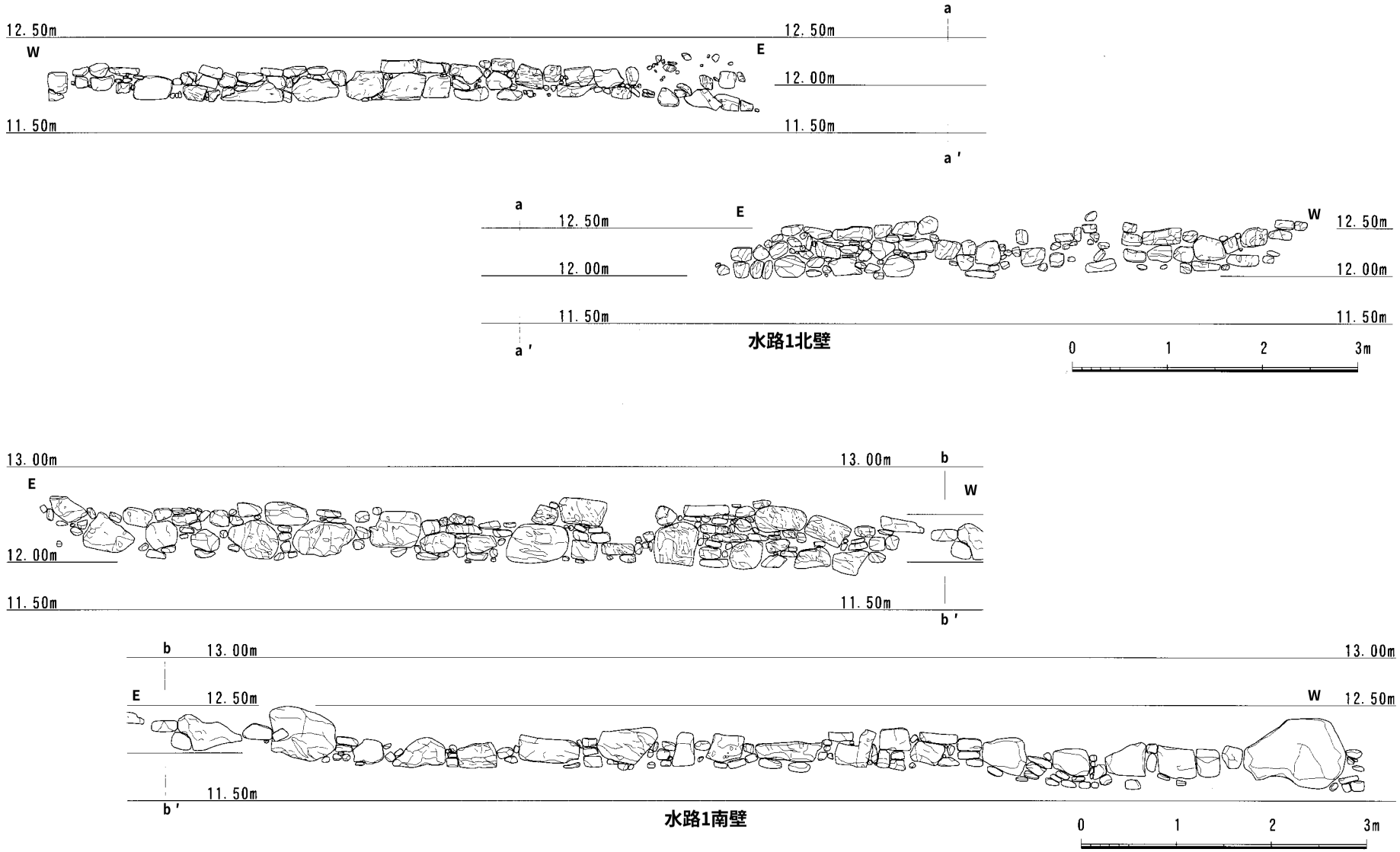

図32　水路１北壁、南壁立面図（Ｓ＝１/60）

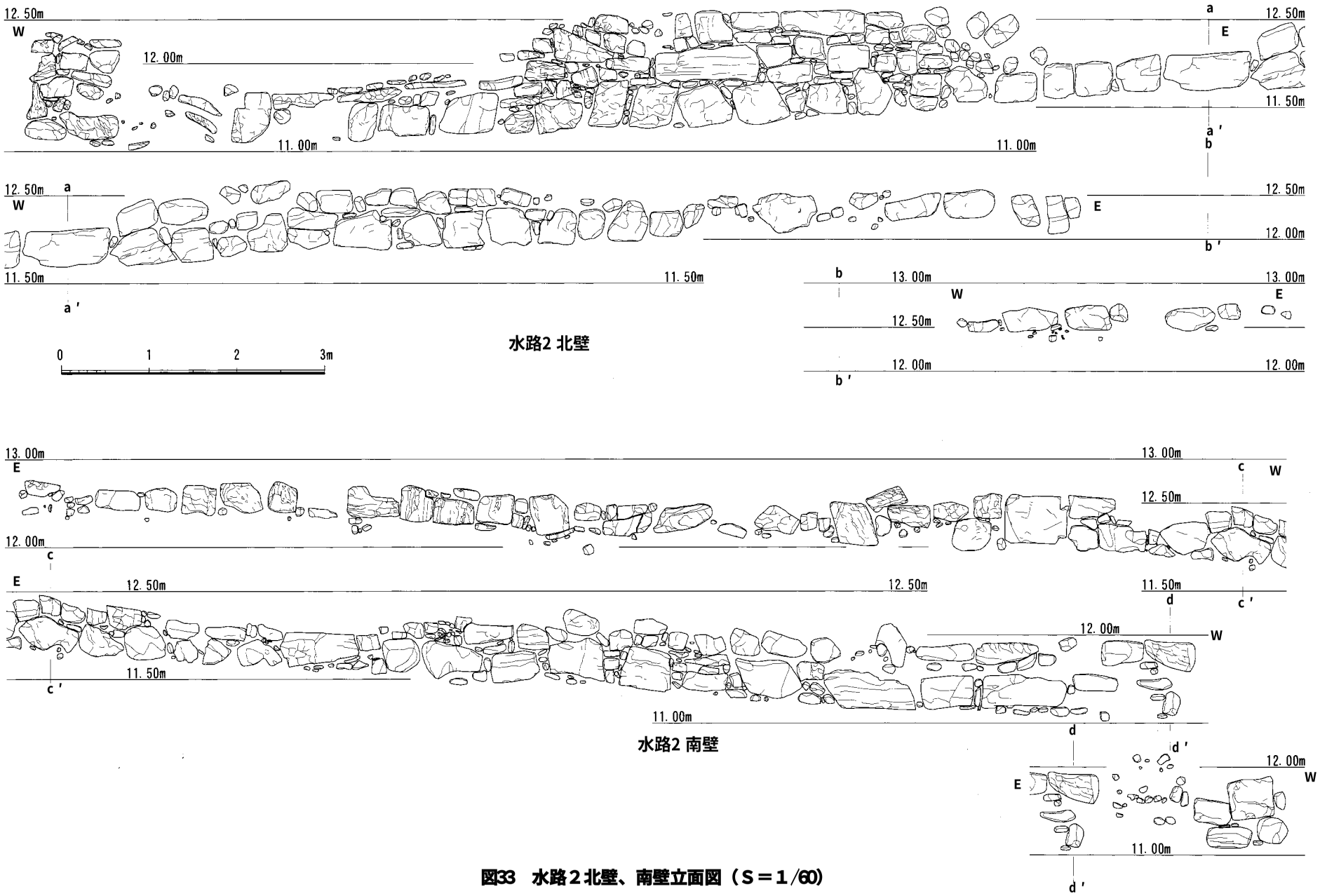

図33　水路２北壁、南壁立面図（Ｓ＝１/60）

金石川沿いの石垣の一部に長方形の空隙が見えており、水路２の排水口であることは想定していた。推定される水路２の位置に注意して調査を進め、想定通りであることを確認した。水路２は金石川沿いに築かれた城の石垣に裏から突き当たっており、その出口を下位の一部分のみ空けて塀状に石積みをして塞ぎ、排水口としている。底面は緩やかに東から西へ向けて下がっており、石垣の開口部が排水口として機能していたことを裏付けている。

ｖ．水路５、石列７（図29）

水路２と搦手門櫓台石垣との間に検出。幅約50㎝、深さ約30㎝。水路２と比べると若干小振りの石を使用する。積み方は水路２よりも不整。水路２と同時期に表出して併存していたのではなく、より古い時期に構築され水路２の使用時期には廃絶され埋め立てられていたと考える。H11区北東部で水路２に合流するようだが完掘は避け堆積土を残し現況で保存することにした。水路５の東は土層観察用のベルトを残したG12区北東までしか確認していないが、この箇所で水路２と水路５は背面を接しており、控えのなさから非常に不安定である。G12区南東部で底面にさらに古い時期の構築と考えられる石列７が検出された。南面するが長軸は水路と平行しない。また対となる石列は確認できない。東端は水路５南壁に当たるが、連続して櫓台石垣の下に潜るかは不明である。水路６の項でも述べたが、その一部である可能性を指摘しておく。

ⅵ．階段遺構（図29）

水路５の150㎝南西方に60～80㎝×40～50㎝大の板石を並べた遺構を検出した。絵図に描かれた階段である。板石は長軸を搦手門櫓台石垣と直交するように３枚程を短辺同士を合わせて配置している。石列は東から西へ１段ずつ高く据えられている。つまり西に向かって立つと平面長方形の板石を横長に３枚ほど敷いた石列があり、最初の石列西端に接して１段高く同様に石列が設けられる。石列は３段。東から西に上がる階段として構築され、搦手門櫓に通交を可能にする機能を果たしていた。確認できたのは３段だが、現状では櫓に上るには高さが足りないため、遺存する最上段の上にもう１段が想定される。おそらく地盤沈下が原因で動線の中央が両端よりも低くなっている。また主に北辺が攪乱され、石材が失われている。

ⅶ．その他の石垣

R26～28区に金石川の石垣と平行するような石垣が出土した。この石垣は北面し現地表面よりも30㎝ほど低く、遺構面からは１ｍほど高い。聞き取りによると旧厳原中学校運営時に周縁部を巡る道路があったという。この道路はコンクリの擁壁であった。重機による土砂掘削の際に発見したが、聞き取りの通りコンクリで壁が造られており、除去すると内側から石積みが出てきた。非常に粗雑な部分があることからコンクリで沿道を造るにあたってその裏打ちとした可能性を考え、撤去も検討したが、箇所によっては良好な石積みもあり城壁と城内を区画する構造物として存在していた本来の石垣を後世で再利用した可能性を考慮し、残すことにした。以前から城内と城壁との境界部分についてはどのような区画がされているのか検討事項であったが、整備においての一つの案を提出できるのではないかと考える。

ⅷ．築山

L16～18区にある築山が池築造時の遺構であるかどうかは、整備に際して確認すべき事項であった。トレンチを設定し試掘を実施した（H16-１Tr）。設定範囲は12.5×0.7mである。試掘の結果、頂部で表土の66㎝から白色土と赤色土の互層が始まる。表土から109㎝下からは赤色土が掘り下げた標高12.06mまで続く。後世に芝貼りなどとともに盛られた客土（表土）厚は10～15㎝程度と見られ、白色土と赤色土互層の上位に堆積する茶褐色の礫混土が本来の築山造成土と考える。よって本来の築山以降は現在よりも僅かに低くなったのみで、大まかな形状は不変であることが分かった。なお、築山の東を通る道は近年の公園整備工事によって造成されたもので、築山頂上から緩やかに降りてきた遺構面は、池から立ち上がる傾斜面と段差を持たず摺り合う。

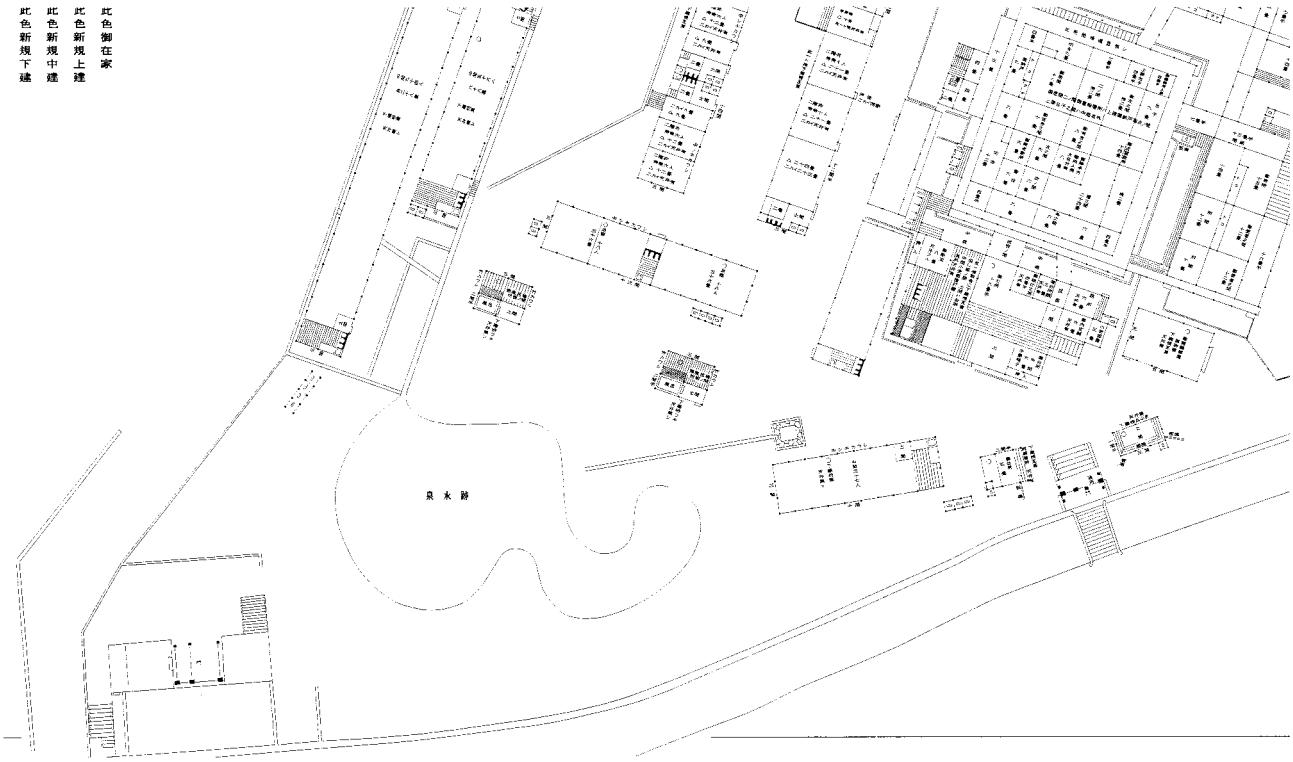

図34　文化年間の金石城絵図トレース

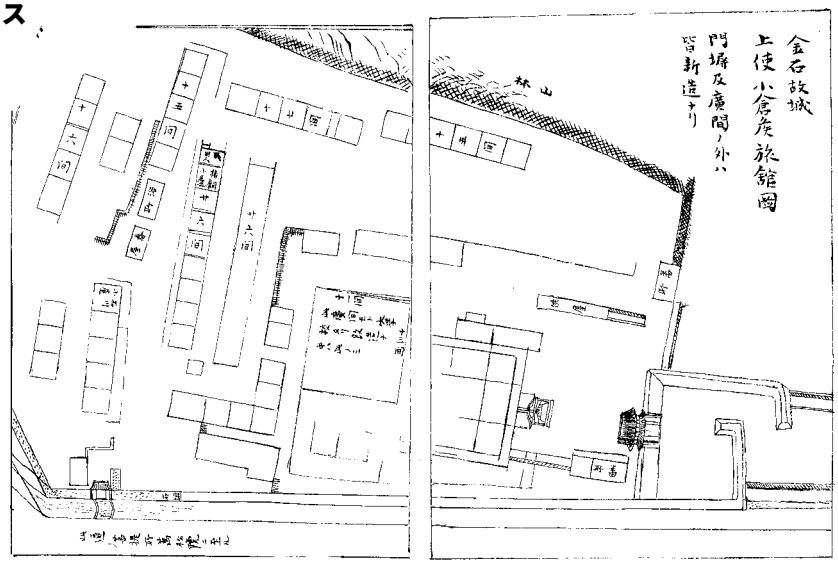

図35　津島日記より金石故城上使小倉候旅館図
（秀村選三・細川章1978）

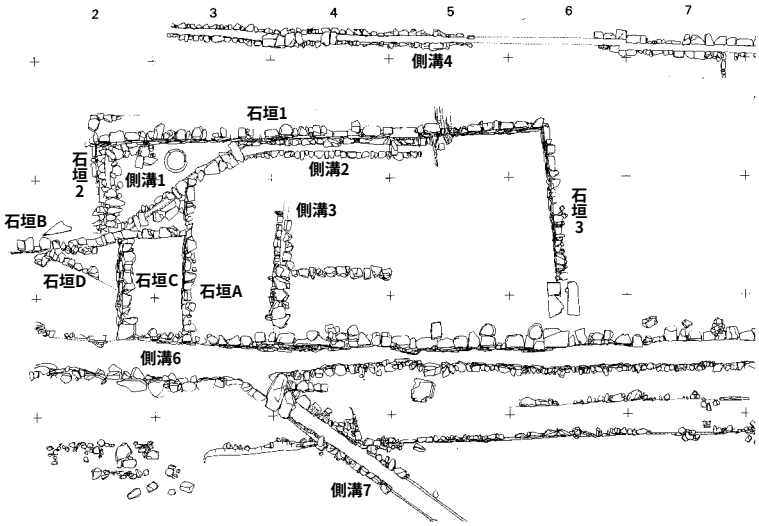

図36　昭和57年出土側溝６、
石垣Ａ～Ｄ（Ｓ＝１/160）
（厳原町教育委員会1985）

第５章　考　　察

第１節　遺構の復元

調査では園池周辺に多くの石垣や石列、水路などが見つかった。これら複数の遺構から庭園が造営されていた時期の周辺一帯の構造が推定できる。池北部については絵図に記載された建造物をほぼ忠実に追認できるが園池北部の水路３周辺は絵図に記載されておらず遺構からのみ考察しなければならない。園池北部に復元できる施設の様相をまとめ、続いて園池東部で検出した各遺構の築造順序や位置関係から築造時の構造物を復元してみよう。

１．出土遺構による園池北部構造の復元

搦手門櫓台から池の北部に至る建築物と各々の築・廃絶時期を復元する。かつて金石屋形築造時か、それ以前に石垣２があった。櫓門の築造時に石垣１と水路１南壁からなる幅22尺５寸の用地を築いた。明言できないが建物用地の可能性がある。遺構は西南西－東北東に敷設され西は61°で南に折れ、さらに南端が90°西に折れる。この「折れ」は幅６尺で板石敷地を囲う石垣である。建物用地の南部には石垣３を一部とする何らかの施設があった。建物用地の北壁に石垣を対面させて取り付け水路１を造った。これと同時期あるいは後に水路２を築造した。

２．出土遺構による池東部建物の復元（図37）

調査成果から見て園池東部に池築造以前から石垣を使った構造物があったことは確かである。各々の機能や性格、時期を考察して相互の関係を明らかにし復元し得る建物を推定してみよう。

暗渠である水路３の東壁と石垣５は90°に折れて連続する一連の構造物である。平成10年度の調査時は石垣５の上部は産業講習所期に積み替えられたものであろうと判断していたが調査記録を再度見直し、さらに掘り下げて精査した結果、池築造以前の構造物つまり金石城築城時の遺構であると考えるに至った。理由として１）水路３東壁と石垣５、石垣７に囲まれた内部の山土と礫を混合した裏込めに後世に改変された痕跡が確認できないこと。２）前述した裏込め上には暗青灰色をした水性堆積土と玉石が堆積するが、この水性堆積土は池の内部に堆積する土壌と同種であり、この下に大正期以降の遺物が検出されないことから池造営時以降の改変は考えにくいこと。以上２点が挙げられる。

また石垣13は上部がなく、削除された上に裏込め石が充填される。池を築造した際に石垣を組み替えた可能性も考えたが、石垣13は埋め殺されているのであり、わざわざ石垣を造る必要がない。元々あった石垣を池を造る際に上部を取り除いたと考える方が妥当であろう。また石垣６、７が山からの客土上に乗っていることを産業講習所期に解体した金石城の石垣石材を流用して構築したと考える理由の一つにしていた。平成10年度の調査時には山土を全て池の造営が停止した以後に持ち込まれたと判断していたためであったが、その後の調査で池や金石城の造成土として山土を客土して用いていることが分かった。最下部を確認するために根石の下まで掘り下げているが大正時代より新しい遺物は出土しなかった。よって山土は造成土であり客土ないし攪乱土ではないため上記の理由としては採用されない。一方で石垣８は石垣６、７と直交する。最高標高は9.71mで、ほぼ同一レベルで他の板石と並ぶ。石垣６と石垣７の間で石垣５の下部が１段から２段水平に残る箇所では9.71mが確実に押さ

えられる標高である。石垣８の80㎝北には標高9.76m平均で板石が並ぶ。以上を鑑みると標高9.71～9.76mで周囲から１段下がった位置に石垣６と石垣７に囲まれた板石敷きの平坦部があったと見られる。石垣６、７の根石はこの板石敷き平坦部の造成土で埋められていたと判断される。近世以前に属するであろう。これら以南の構造は石垣11東側の攪乱が著しいために明確に原形を推定することは困難だが、標高差のある石垣４との連続性を保つ解釈の一つとして南から北に下がる階段があった可能性を挙げておく。

図37　池東部建物の構造図（Ｓ＝１/160）

３．石垣６、７及び水路３、４の推定される復元高

石垣６の最高標高は10.24mで石垣７の最高標高10.14mと約10㎝の差があり、石垣５と水路３東壁との角石は9.99mが最高標高である。このように一帯は東から西へ緩やかな傾斜を持つ。石垣10の天端と石垣６とでは約30㎝の標高差がある。石垣６及び７が池を造るときに斜めに削られたことを考えると現在の天端よりももう１石か２石上まで積んでいたと推定される。石垣７は石垣13以南の７ｂでは9.89mが最高標高だが、裏込め石のレベルからするとまだ石積みがあった可能性が高い。水路３東壁の最高標高は鏡石の頂点で10.22mである。石垣を築く際に鏡石の頂点を天端にすることはないので、この上にさらに数石積まれていたと考えられる。石垣６の最高標高が10.24mで、こちらも後数石高くなるならば基壇状遺構の復元高とほぼ同レベルということになる。

４．構造物の復元（図37）

石垣10a と石垣５を境にして井戸１や屋敷が立地する平地があり北部には基壇状構造物が二つ東西に向き合って築かれていた。基壇は石垣５を北辺とし東基壇は石垣６を西壁に西基壇は石垣７を西壁にする。それぞれ北辺から８尺で左右に折れて南壁を形造る。西基壇では南壁は西へ５尺の地点から南に折れて石垣11に繋がり、22尺で石垣４a と石垣10a からなる幅５尺の石垣と繋がる。東西基壇の間隔は６尺で間には２尺６寸前後低くなった板石敷きの平坦部があった。平坦部は幅６尺縦13尺以上の長方形を呈する。西基壇の南壁と板石敷き平坦部に囲まれた場所は基壇上面より１段低くなる。石垣７b を壁として南壁から南へ８尺の位置まで続く。さらに南は石垣８に連続する階段ないしスロープが石垣４a まであった。この階段は４a 南端まで伸びていたかもしれない。西基壇の西壁は北辺から41尺の所で東に折れて石垣11に当たる。同時に基壇は段落ちして幅４尺のテラス状平坦部がさらに南へ続く。なお石垣11から水路３東壁までは６尺５寸である。

第２節　城の歴史的変遷

昭和51年度以降の調査や研究で金石城跡の歴史と変遷については幾度か考察されてきた。当該調査の成果を基に改めて城内の建築物の新・増改築の時期及び変遷について整理してみよう。

１．金石城を巡る歴史

不確定だが『津島紀事』に拠れば金石原の地に嶋分寺があったという。天安元年（857）に炎上し、その後仮建される。下限は文永４年(1267)。『対州編年略』によると宗貞国により廃れた嶋分寺を「国分寺」として建立。文明10年（1478）に落慶。ただし位置は嶋分寺とは違(たが)え西北の山際とされる。金石城が「金石屋形」として築かれたのは享禄元年（1528）のことである。万治年間と寛文元年の大火を期に寛文７年(1667)に城櫓普請に着工し寛文９年(1669)に金石城として整備した。元禄３年(1690)から元禄６年（1693）にかけて心字池を造成した。文化３年（1806）から文化４年には朝鮮通信使を迎えるために金石城も含め領内の整備を行っている。大正11年（1922）に対馬島農会によって対馬産業講習所が造られた。昭和11年（1936）まで続く。この前後は畑地になっていた。

２．絵図に見る城内構造物の変遷（巻頭カラー，図34，35）

次に建物群が描かれた複数の絵図の内容と性格を分析し、金石城の変遷を整理するに当たっての参考としよう。

『津島日記』の「金石故城、上使小倉候旅館図」（図35 草場図）は文化年間の朝鮮通信使来島時の金石城内の建物群を描いた平面図である。この中に註記があり中央部の建物以外が文化３年（1806）から文化４年に領内の整備を行った際に新たに築かれたものであることが分かる。宗家文庫史料の「清水山城及び金石城絵図」（巻頭カラー 宗家本）では２箇所の櫓門と中央部の建物以外は描かれていない。このことから長節子はこの清水山城と金石城を描いた絵図を1687年から1811年の間に描かれたものと位置づけている（長節子1985)。通信使のための領内整備に取りかかったのが1806～1807年であることから、下限は長節子の設定よりも若干上がると思われる。ところで宗家本には心字池は表現されていない。同じく宗家文庫史料の文化年間の「金石城絵図」（図34 文化年間図）には「泉水跡」として表現される。また伊藤根光が所蔵する文化８年（1811）の「小笠原様御旅館図（文化八年幕府上使客館図)」（巻頭カラー 伊藤図）には形態は違うものの同じく「泉水跡」として表現されている。心字池と庭の作成が1690～1693年（元禄３～６年）とするならば（長郷嘉寿1981)、宗家本で池がないのには２通りの解釈があり得る。一つは、１）既にこのとき廃絶されていたため。言い換えると宗家本作成時に使用されていた施設のみを描いたということである。二つ目は２）この絵図が1687～1690年の間に作成されたため、つまり当時まだ池が存在しなかったという解釈である。また草場図でも池が描かれていない。「門塀廣間ノ外ハ皆新造ナリ」の註記は作者が池は「新造」ではなく、かつ「かつてからあった（既存)」とも認識していなかった故であろう。すなわち文化年間当時に池は廃絶されていたと判断するのが妥当である。このように宗家本については池の有無に対する解釈が２通り想定できるが、どちらが妥当か判断するために、まず伊藤図と文化年間図について検討を加える。

同じく文化年間に描かれたとされる伊藤図と文化年間図で「泉水跡」の形状が違うのは何に起因するのだろうか。伊藤図は文化年間図よりも表現の細密さが劣り描かれている建物も少ない。両者に現

出する差異の原因として、１）時期差、２）表現手法の差（文化年間図は実測図的で伊藤図は見取り図的に部分的な省略を行っている）の二つが考えられる。しかし伊藤図の方がより古く、文化年間に新造した建物群が全て完成する前に描かれたのであれば、既に廃絶して「跡」になっていたと思われる心字池の形状が変化している点に疑問が残る。泉水「跡」を改修して復元したのであれば、文化年間図に「跡」と記すことはないだろう。これは先述の草場図における心字池が非記載であることからも言える。また伊藤図に描かれない構造物はいくつかの水路や石垣、僅かな小規模建物などである。これらが造られる前後にさほどの期間があるとも考えられず、短期間に二つの絵図を作成する意図も想像し難い。よって両絵図の差異の原因を時期差に求めるのは困難である。逆に伊藤図が新しく、記載のない構造物が既に廃絶されていたために描かれなかったと考えるには、伊藤図の成立年代をさらに下げなければならない。この検討には原資料の詳細な研究が必要であるため、今回は追求できない。そのため現段階では両絵図は別種の意図を持って作成されたため内容に差が出たと解釈しておく。伊藤図が見取り図的な性格であるとするなら、省略された部分は既に機能を終えたか、地表に現出していなかった、あるいは現出していても規模が小さく機能も停止していたために描写の必要性を感じられていなかったと考えるのが妥当な帰結であろう。心字池の南半もこの理由で省略されたのだと考える。

まとめると、草場図は文化８年の通信使が寄宿した建造物を描いたものである。伊藤図は同時期の城内を見取り図的に記したもの。文化年間図は実測図的に描き配置図を記したもの。廃絶後にもかかわらず後２者で心字池が描かれているのは互いに城内の状況を表現・記録する性格を担っていたため。草場図が非記載であるのは寄宿に関係がある施設のみを描くことを目的としたためと考える。そして宗家本であるが、性格は長節子が考察・指摘するように実測図である。同種の性格を持つ伊藤図と文化年間図に廃絶後の池が描かれているのであれば宗家本にも記載があって良い。しかし実際は描かれておらず、これにより同本は1687～1690年の間に作成されたと見るのが妥当ではないか。ただし、そうすると城内の建物に約120年間増減がなかったことになるが長節子の述べる通り一概に首肯できない。そのために成立年の一案として1687～1690年という実年代は提出するに止めておき、今後の研究に期待する。

３．遺跡の時期区分と設定

ここまでの絵図と遺構の検討を踏まえて遺跡の時期区分を試みよう。町民体育館建設に伴う発掘調査では出土遺構を３期に分けた（正林護1985）。以下の通り。

第Ⅰ期：享禄元年（1528）建設の金石城（屋形）以前の遺構

第Ⅱ期：金石城（屋形）の遺構、つまり享禄元年（1528）～延宝６年（1679）の遺構

第Ⅲ期：対馬島農会による大正11年（1922）の産業講習所の遺構

分類は遺構の切り合い関係を、当地における施設の設置と廃止に当てはめていっている。ここでは「石垣１～３と、東半部にある石垣４～６」を第Ⅰ期に比定しているが、それは「①産業講習所の位置と規模はほぼ記憶されており、第Ⅲ期の石垣の位置と合致する、②文化年間の金石城図にある当該部分の建物に一致する遺構は別途にあり、これが第Ⅱ期と考えられる、③最も山際に近く構築されており構築手法も古い、④石垣１～３と４～６は構築方向と手法が一致している、⑤布目瓦は石垣４～

６に囲まれる幅３ｍほどの堀状遺構内に限って出土した」ためである。しかし先述したように中央部広間以外が文化年間の新造であるとするならば、絵図の時期から建物に一致する遺構は第Ⅱ期ではないことになる。必然的に他の遺構も比定時期が変わってくる。すなわち時期設定と、遺構の該当期に修正が必要である。前項で述べたように該地は築城と増改築、整備が適時なされており画期がある。そこで１）1985年の設定時期と整合性を保ちつつ区別でき、対比が容易であること、２）そのために「第」を取り「金石城」の「K」を付け、ローマ数字とアルファベット小文字で区分すること、３）設定は城の変遷と画期を基本として行うこと、の三つを方針とし、それを基に４）切り合い関係から導かれる相対的時期区分と比較して遺構の時期を比定する。以上４点を踏まえ次の通り設定する。

ＫⅠ期：「金石屋形」造築以前；～1528年（享禄元年）。

ＫⅡ期：「金石屋形」造築後～対馬産業講習所設置；1528年～1922年（大正11年）。

ＫⅢ期：対馬産業講習所造営期；1922年～1936年（昭和11年）。

ＫⅠ期は嶋分寺建立・存続時と、炎上後の仮建時、国分寺落慶後の３時期に分かれ、それぞれＫⅠa期、ＫⅠb期、ＫⅠc期とする。ＫⅡ期は金石屋形造築、寛文年間の城櫓普請等工事、心字池造成、文化年間の城内整備を画期として、ＫⅡa期（金石屋形期）、ＫⅡb期（金石城期）、ＫⅡc期（心字池築造～廃絶期）、ＫⅡd期（文化年間図記載建物建設～廃絶期）に４時期に細分する。ＫⅡb期（金石城期）中に桟原城への居館移転（1679）が行われるが、現時点で城内構造物を改変したという記録がなく、画期としない。歴史的な事象としては画期であるが、金石城自身には変化がないと見るためである。従って、85年第Ⅱ期よりも設定する期間が長くなる。なお1960年代に旧厳原中学校があった時代に池の改変が頻繁に行われているが特別には一時期を設定しない。

４．遺構の時期比定

ここまでの考察を受けて遺構の時期を比定する。町民体育館建設に伴う発掘調査で出土し85年第Ⅱ期とされていた遺構は文化年間図と合致することからＫⅡd期に比定される。85年第Ⅰ期の遺構については検討材料が少なく断定はできないが嶋分寺再建後のものとしてＫⅠb期に比定しておく。85年第Ⅲ期の遺構はＫⅢ期に属するものと考える。

５．園池への導水路周辺遺構成立時期（図36）

さて庭園の出土遺構であるが、時期を考える手掛かりとして側溝６がある。側溝６は本調査で再検出し心字池に繋がる導水路として確認した遺構である。同時に出口にある石垣をA～Dと名付けた（図36）。当初、各遺構は当時の報告通り85年第Ⅱ期に属するものとして捉えていたため築造は池よりも古いと考えていた。そのために石垣Dを増設するときに基礎とした礫混茶褐色土の下にも青灰色水性堆積土が堆積する状況の解釈に難儀した。しかし城の歴史的変遷を整理し時期区分を再検討した結果、当該遺構はＫⅡd期に属することが判明した。従って池よりも新しく、土層堆積状況にも説明がつく。調査当時はB・Cの前を恒常的に水が流れ、後にDが築かれた可能性も想定していた。B～Dの先後関係はその通りだが、遺構の所属時期がＫⅡd期であるため、池が一定期間営まれてから石垣が築かれたと判断される。本来池の導水口は石垣造りではなく、近くに露出した岩盤のように地形をなだらかに削り取って整形した平場であった可能性がある。

６．池東部の出土遺構

次に今回復元した池東部出土遺構の時期比定を行う。これら一連の遺構は、いずれも切り合い関係から池築造（KⅡc 期）以前に構築されたことは確かである。一方、KⅡa、KⅡb 期通じて城内に建設されたのは今のところ宗家本にある中央広間と城櫓以外はないようである。従ってＫⅠ期の遺構である可能性が高い。85年調査報告の考察も加味して、出土遺構は復興国分寺のものでＫⅠc 期に属すると考える。石垣５の構築手法も85年調査時出土遺構で第Ⅰ期に比定されたものと良く似ており可能性は高いと思われる。

７．池北西部の出土遺構

城櫓が建設されたのがＫⅡb 期であり、従って一連の遺構である石垣１と水路１南壁からなる幅22尺５寸の用地はＫⅡb 期に比定される。石垣３も遺構の取る方向が同一であるため同じＫⅡb 期とする。石垣２はこれら以前の築造であるが判断材料に乏しいために明言はできない。現時点では万松院からの連絡路に位置することから、屋形が造られたＫⅡa 期を想定しておく。水路１と２は文化年間図から判断してＫⅡd 期に比定する。園池はＫⅡc 期である。

８．その他の遺構（図12）

枡形を形成する鍵形遺構の法量や方位は宗家本の記述に良く合致する。絵図の作製年については1680～1690年という試案を提示した。長節子が考察した1687～1811年という成立年代では幅が広く、検討するにあたって方位の偏向が問題となる。そこで試案を基本とする。17世紀の磁北偏向をおよそ東偏４°とすると絵図の記載とほぼ一致することが分かる。水路１南壁が絵図記載の石垣に相当すると考えていたが、整備委員会で石垣２が該当する可能性を指摘された。石垣１と鍵形遺構との交点をＡとして時計回りに角をＢ～Ｅとし、石垣２との交点をＦ、水路１南壁との交点すなわち鍵形遺構の北西角をＧとする。絵図ではＥから北の角まで「戌九分八間」でそこから北東に折れる石垣を「寅八分一五間二尺」と記す。方位は水路１南壁が近いが、Ｅ－Ｇは「八間」よりやや長い。一方、Ｅ－Ｆは「八間」よりやや短くＦから石垣２北端への方位は「寅八分」と外れる。また石垣２は鍵形遺構に比べると使っている石が小振りであるが、絵図記載の石垣幅に比べて石垣１と水路１南壁との幅が広すぎるのではないかという指摘もあった。しかし二つの遺構は平行していることや石の使用法が良く似ていることから一連の遺構と判断するのが妥当であろう。絵図の方位と近似することや石垣２での石の使用法の違いも考えると、石垣１と水路１南壁が絵図に該当するのではないかと判断する。鍵形遺構の石垣は傾斜を持って築かれており、現在失われている上部は本来さらに内側に入っていたと考えられる。現Ｅ－Ｇ間の距離が「八間」より長いのはそこに原因を求めておきたい。

第6章　まとめ

今回は遺構に対象を絞って報告をまとめた。遺物・資料等については次稿とする。

文化年間図に描かれる「泉水跡」の外縁の形状は、発掘調査で確認した貯水部分と非常に良く合致しており、文献上の情報と考古学的成果が適合し、相互に存在を検証できる貴重な遺構である。泉水部分への導水路が昭和57年出土の石垣を利用した水路であることが確認され、搦手門の櫓台石垣から庭園に至る園路とが一体的に構築されたことも明らかになった。よって庭園は城内に存在する建物遺構と緊密な連続性があり、金石城内部の構造を理解するための重要な要素の一部として位置づけることができる。また近世における貿易や交渉で大きな役割を担ってきた対馬藩は、対外交流史的に重要な位置にあり、その藩主の屋形があった居城に造られた庭園は歴史的価値が高い。調査によって、貯水部分、洲浜、景石、水路といった庭園を構成する各種遺構を検出したが、全体に保存状態が良好である。貯水部分の底面を造る版築構造や、石橋を渡す築山部分に施された地元の石英斑岩風化土を使った白い化粧土、端部を閉塞するが浸透により排水する開渠水路のほか、17世紀の作庭作法では珍しい玉砂利敷きによる州浜敷きなど、特徴ある構造と地方的特色を多く有し、学術的価値が高い。同時に対馬藩主宗家墓所と背後の山並みを背景に、大小の景石を高低差のある縁辺部に配置し、玉砂利がその下方から水中に没していく様子は対馬の景色を写した動きのある美しい造形で、高い意匠的価値がある。

対馬市に残る歴史・文化遺産は全国的にも希有で豊富な内容を誇る。長大な土地構成によってその遺産の様相は実に鮮やかな地域色を発しており、深奥なる背景は驚くばかりである。「歴史と自然の地」とは、既に使い古されて陳腐な響きも持っているが、対馬にはやはりこの冠がふさわしい。しかし誠に残念ながら歴史と文化の結晶である文化財の保護と活用はこれまで十分になされてきたとは言い難い。歴史と文化がなぜ大事なのか、という問はまさしく愚問である。私達が長久の時を生き、暮らしていく中で欠かせざるべき大切なものが文化となり、文化財を生み、歴史となったのだ。すなわち私達自身のアイデンティティが具象化した存在であるが故に重要なのである。よってこれらを疎かにする態度は尊大であり、自(みずから)を含む全ての人の価値を貶(おとし)めるものと言える。

自然については市として関係機関とともに、横断的に部局を挙げて保全と継承、活用に取り組み始めた。一方で歴史や文化についてはなおざりである。自然や環境は分かりやすく、衰亡や変化に気づきやすい。対して文化財は「分からない」と触れる嚆矢(こうし)さえ得られにくい場合が多く見られる。文化財の保護は先祖から引き継ぎ、子孫に引き継ぐ責務である。活用によっては強大な訴求力がある。ところが関心の度合いについては驚くべき落差があり、市内でも例外ではない。教育委員会はもとより市としてよりいっそうの懸命な文化財行政に取り組む必要がある。

17世紀末の築造以後、近代を経て現代まで記憶され、語り継がれてきた旧金石城庭園は、その歴史的背景と特徴、性格から対馬のみならず全国的に大きな価値があると認められ、国により名勝に指定された。これからは価値を損ねぬように保全に努め、継承し、周知し、活用していかねばならない。そのためにはまず事実を知ることである。本書がその一助となるよう切に願う。

写真１　遺跡全景

写真２　遺跡調査前風景

写真３　Ｈ９-２Tr 北壁層断面

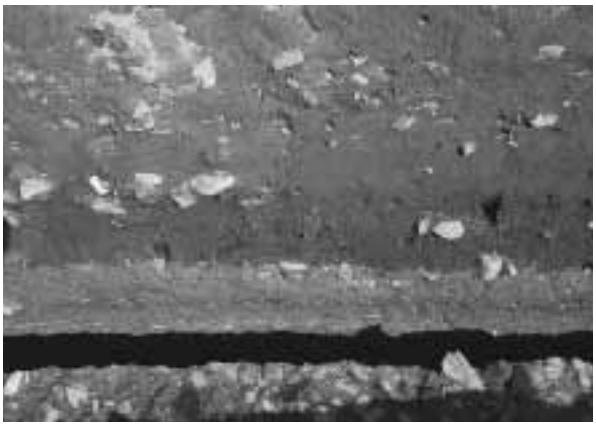

写真４　Ｈ９-２Tr 北壁　池底土層断面（中央）

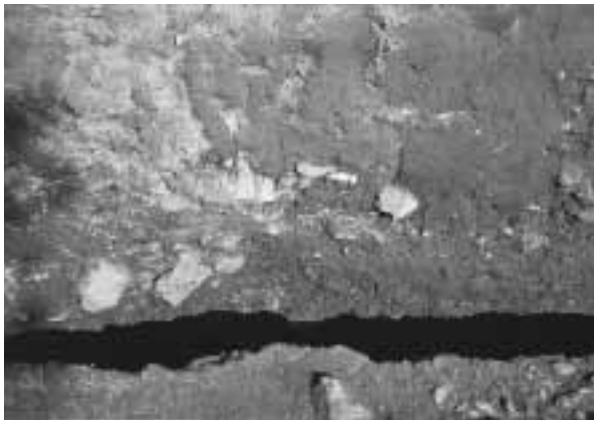

写真５　Ｈ９-２Tr 北壁　池底土層断面（西端）

写真６　Ｈ９-２Tr 西壁　景石下土層断面

写真７　Ｈ９-１Tr 池底土層断面（北から）

写真８　L22～23区洲浜（南西から）

写真９　中島（北西から）

写真10　水路３暗渠部（東から）

写真11　石垣９（南から）

写真12　水路４北半内部埋土（南から）

写真13　石垣４（南から）

写真14　石垣４、11、16（北から）

写真15　石垣４c、11、16（南から）

写真16　石垣４a 及び遺構面（南東から）

写真17　石垣５～９、13、16（北から）

写真18　水路３東壁（西から）

写真19　水路３西壁（東から）

写真20　石垣６（西から）

写真21　石垣７a（東から）

写真22　H13-２Tr 遺構面（西から）

写真23　O26区水路４内堆積礫（南西から）

写真24　P26区水路４横断ベルト北壁（北から）

写真25　石垣17a（北から）

写真26　水路４閉塞部（北から）

写真27　水路４、石垣17（西から）

写真28　水路４北半（南から）

写真29　水路４南半（北から）

写真30　水路４西壁（東から）

写真31　石垣10b（南から）

写真32　石垣10b 西半（南東から）

写真33　石垣10b 東半（西から）

写真34　水路４西壁裏込め（北西から）

写真35　石垣10a(O26・P27区）（西から）

写真36　石垣10a(M・N26区）（西から）

写真37　井戸１、石垣12

写真38　石列１～６

写真39　水路１、２（西から）

写真40　水路１、２、石垣２（東から）

写真41　水路１東半、石垣２東半（南から）

写真42　水路２東端（東から）

写真43　E・F14区水路２横断ベルト（東から）

写真44　F13区水路２板石張出（南西から）

写真45　水路２埋め甕２（南から）

写真46　搦手門北側調査前（北東から）

写真47　水路５、石列７（北東から）

写真48　H16-１Tr（南東から）

写真49　H16-１Tr 西壁　築山土層（南東から）

写真50　水路６（西から）

写真51　水路６北壁（南から）

写真52　H14-２Tr 東壁（石垣１）（西から）

写真53　埋め甕１、飛び石状遺構（北から）

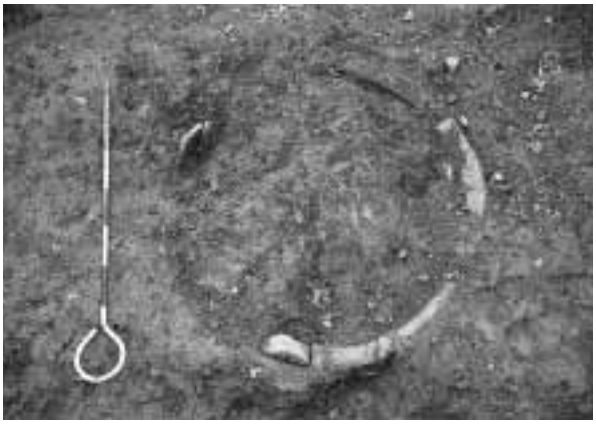

写真54　埋め甕１

写真55　石組み枡（東から）

写真56　石組み枡及び板石景石（南東から）

写真57　出島周辺（南東から）

写真58　L21区出島石橋下（南東から）

写真59　側溝６（東から）

写真60　石垣 A～D

写真61　G24区一帯導水口

写真62　G22区一帯北岸岩盤、景石

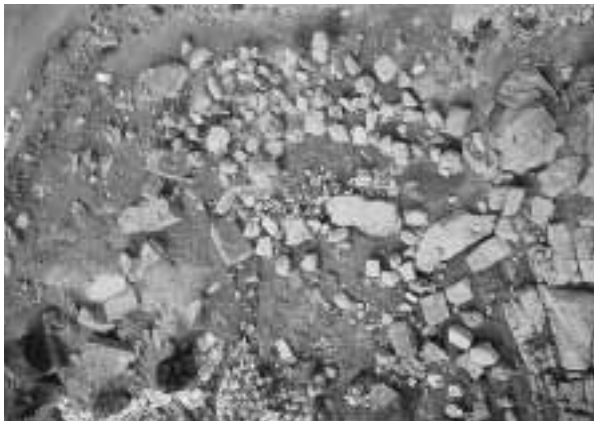

写真63　雛壇状列石群

写真64　北岸から導水路（西から）

写真65　水路２西端、水路５（東から）

写真66　階段遺構（北から）

写真67　石垣１、水路１西半

写真68　石垣１東半

写真69　板石敷き群、石垣３、埋め甕

写真70　石垣14、井戸１、石垣12

付　　記

第１章の調査組織の項で本遺跡の調査と整備に携わった関係者を記した。

調査事務の欄に小礒嘉文、井田喜啓のお二人が名を連ねている。いずれも大変熱心に旧厳原町、そして合併後の対馬市において文化財保護行政にまさに身を粉にして尽力された方である。お二人の力がなければ到底事業が遂行されることはできなかった。高い評価を得て名勝に指定されたのも必要な調査と整備がなされたからこそである。

しかし、名勝の指定を受け「心字池」が「旧金石城庭園」となった平成19年の２月と９月に、お二人が相次いでご逝去された。

文化財保護部局の一員として、調査、整備、本書執筆の担当者として、そしてなにより公私ともにお世話になった直属の部下として、末尾ながら衷心より感謝と哀悼の意を表します。

報告書抄録

ふりがな	きゅうかねいしじょうていえん
書名	旧金石城庭園
副書名	金石城跡保存整備事業に伴う範囲確認調査報告書（遺構編）
巻次	
シリーズ名	対馬市文化財調査報告書
シリーズ番号	第６集
編著者名	尾上　博一
編集機関	対馬市教育委員会
所在地	〒817-0322　長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地１
発行年月日	西暦2010年３月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡番号					
きゅうかねいしじょう 旧金石城 ていえん 庭園	ナガサキケン 長崎県 ツシマシ 対馬市 イズハラマチ 厳原町 イマヤシキ 今屋敷 アザカネイシ 字金石	42441		34°12′16″ ～ 34°12′14″	129°17′5″ ～ 129°17′8″	1997/9/18 ～ 2005/3/7	4,983	史跡整備

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
旧金石城 庭園	庭園	江戸時代	園池 水路 石垣 景石 井戸	瓦、陶器、磁器	名勝

対馬市文化財調査報告書　第６集

旧金石城庭園

金石城跡保存整備事業に伴う範囲確認調査報告書（遺構編）

2010年３月

編集・発行　対馬市教育委員会
〒817-0322　長崎県対馬市美津島町雞知甲1287番地１
TEL 0920－54－2341　FAX 0920－54－4046

印　　刷　株式会社　昭和堂
〒854-0036　長崎県諫早市長野町1007－２
TEL 0957－22－6000